

桜川市地域防災計画 (案)

【地震災害対策計画編】

平成 25 年 3 月改定予定

茨城県 桜川市

【地震災害対策計画編】

第1章 総 則	1
第1節 防災計画の概要	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 桜川市の概要	14
第4節 防災対策の推進方向	20
第2章 地震災害予防計画	23
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	23
1-1 対策に携わる組織の整備	23
1-2 広域応援計画	24
1-3 防災組織等の活動体制の整備	26
1-4 情報通信ネットワークの整備	32
第2節 地震に強いまちづくり	34
2-1 都市防災化計画	34
2-2 地震防災上緊急整備すべき施設等の整備計画	37
2-3 水道施設の災害予防計画	38
2-4 地盤土砂災害等予防計画	40
2-5 危険物等災害予防計画	44
第3節 地震被害軽減への備え	47
3-1 緊急輸送路の確保整備計画	47
3-2 消火活動、救助・救急活動への備え	50
3-3 医療救護活動への備え	54
3-4 被災者支援のための備え	56
3-5 避難対策計画	58
3-6 災害時要援護者対策計画	61
3-7 帰宅困難者対策計画	65
3-8 地域の孤立対策計画	66
3-9 燃料不足への備え	68
3-10 文化財災害予防計画	69
第4節 防災教育・訓練	70
4-1 防災知識の普及・啓発に関する計画	70
4-2 防災訓練計画	75
4-3 文教計画	78

4－4	震災に関する調査研究	80
第3章	地震災害応急対策計画	82
第1節	初動対応	82
1－1	組織計画	82
1－2	動員計画	89
第2節	災害情報の収集・伝達	93
2－1	災害情報の収集・伝達計画	93
2－2	広報計画	106
第3節	応援・派遣	111
3－1	自衛隊の災害派遣要請計画	111
3－2	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画	117
3－3	県防災ヘリコプターによる災害応急計画	121
第4節	被害軽減対策	125
4－1	災害警備計画	125
4－2	避難計画	130
4－3	輸送計画	141
4－4	消防計画	146
4－5	水防計画	151
4－6	交通計画	152
4－7	保健計画	157
4－8	文教対策計画	158
4－9	労務供給計画	162
4－10	地域の孤立対策計画	164
4－11	医療・助産計画	165
4－12	危険物等災害防止対策計画	170
4－13	燃料対策計画	173
第5節	被災者生活支援	174
5－1	被災者の把握	174
5－2	被災者のメンタルケア	175
5－3	ボランティア団体等支援計画	177
5－4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	179
5－5	生活救援物資の供給	181
5－6	災害時要援護者安全確保対策計画	189
5－7	帰宅困難者対策計画	192
5－8	義援物資対策	194

5-9	愛玩動物の保護対策	195
5-10	郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置	196
第6節	災害救助法の適用	198
第7節	応急復旧・事後処理	201
7-1	建築物の応急復旧	201
7-2	ライフライン施設の応急復旧	206
7-3	清掃計画	213
7-4	防疫計画	215
7-5	障害物の除去計画	217
7-6	死体の捜索及び埋葬計画	219
第4章	震災復旧・復興計画	222
第1節	公共施設の災害復旧計画	222
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	223
第3節	被災者生活再建支援法の適用計画	226
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	229
第5節	義援金品受付・配分計画	231
第6節	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	232
第7節	生活福祉資金の貸付	234
第8節	母子寡婦福祉資金	236
第9節	その他の保護計画	237

第1章 総則

第1節 防災計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある桜川市の全域に係る地震災害等に対処するため、次の事項を定め、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限にとどめることを目的とする。

- 1 市・県及び市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- 2 防災施設の整備及び機能拡充、住民や企業への防災意識の啓発、教育及び訓練、災害時要援護者の支援、自主防災組織の組織化促進等の災害予防計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 災害防除に関する計画
 - (3) 被災者の救助保護に関する計画
 - (4) 災害警備に関する計画
 - (5) 自衛隊の災害派遣要請の計画
 - (6) その他災害時における応急対策の計画
- 4 災害復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|--------------|
| 1 法 | 災害対策基本法 |
| 2 市本部（長） | 桜川市災害対策本部（長） |
| 3 本計画 | 桜川市地域防災計画 |
| 4 県本部（長） | 茨城県災害対策本部（長） |
| 5 県計画 | 茨城県地域防災計画 |

第3 計画の作成

桜川市地域防災計画は、「風水害等対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「資料編」により構成される。

本計画は、桜川市防災会議が策定する桜川市地域防災計画のうち、地震災害に関する計

画である。市の地勢・その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討し作成する。

地震災害対策計画編の構成は、次のとおりとする。

- 1 総則
- 2 災害予防計画
- 3 災害応急対策計画
- 4 災害復旧計画

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは速やかに修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を桜川市防災会議に提出する。

第5 他の計画との関係

本計画は、本市域に係る地震災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する「茨城県地域防災計画地震災害対策計画編」、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

第6 計画の周知徹底等

本計画は、市の職員、県の職員、市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知する。

また、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めるとともに、防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、マニュアルの定期的な点検
- 3 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 基本方針

1 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互連携による補完体制構築

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(1) 自助の推進

- ア 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。
- イ 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- ウ 市は、住民及び企業等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

(2) 共助の推進

- ア 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- イ 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- ウ 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。
- エ 市は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

(3) 公助の充実

- ア 市は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - (ア) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - (イ) 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - (ウ) 職員の教育・研修・訓練による習熟
- イ 市は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(4) 支援と連携による補完体制の整備

市は、自らの対処能力が不足した場合、国、他市町村からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

2 災害時要援護者への配慮と男女両性の視点に立った対策

- (1) 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の災害時要援護者の安全確保対策に十分配慮する。
- (2) 計画の策定及び実施に当たっては、男女両性がこれに参画し、両性の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

3 計画の実効性の確保

市は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との連携の確認などを平常時から行うとともに

に、研修や訓練を通じて計画内容への習熟を図る。

第2 防災関係機関及び住民の責務

1 桜川市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 茨城県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、国、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市・県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民

「自助」及び「共助」が防災の基本であり、住民はその自覚をもち、平常時から災害に備え対処するための手段を講じておくことが重要である。

住民は、発災時にはまず自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市・県・国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもと、積極的に自主防災活動を行う。

7 企業

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

企業は地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域の防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

第3 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

桜川市の市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、茨城県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて桜川市の市域に係る防災に協力するものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

	処理すべき事務又は業務の大綱
桜川市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策組織の整備 (3) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (6) 災害応急対策 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (8) 住民等に対する災害広報 (9) 消防その他の応急措置 (10) 被災者の救出、救護等の措置 (11) 避難者の誘導並びに避難所の開設 (12) 施設及び設備の応急の復旧 (13) 被災児童・生徒の応急教育 (14) 食糧、医薬品、その他の物資の確保についての措置 (15) 清掃、防疫の保健衛生についての措置 (16) 緊急輸送等の確保 (17) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導 (18) ボランティアに関する事項 (19) 災害復旧の実施 (20) 被災産業に対する融資等の対策 (21) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

	処理すべき事務又は業務の大綱
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡調整 (4) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (5) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (8) 災害予警報等の情報伝達 (9) 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請 (10) 県民等に対する災害広報 (11) 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置 (12) 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置 (13) 被災者の救出、救護等の措置 (14) 被災児童・生徒、学生の応急教育 (15) 食糧、医薬品、その他の物資の確保についての措置 (16) 清掃、防疫その他の保健衛生についての措置 (17) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に必要な措置 (18) 緊急輸送等の確保 (19) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導 (20) ボランティアに関する事項 (21) 被災産業に対する融資等 (22) 災害復旧の実施 (23) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (24) 災害対策要員の動員 (25) 市が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 (26) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

指定 地方 行政 機関	<p>関東管区警察局 (桜川警察署)</p>	<p>(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関する事 こと</p> <p>(2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事 こと</p> <p>(3) 管区内防災関係機関との連携に関する事 こと</p> <p>(4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に 関する事 こと</p> <p>(5) 警察通信の確保及び統制に関する事 こと</p> <p>(6) 津波警報の伝達に関する事 こと</p>
	<p>関東総合通信局</p>	<p>(1) 電波及び有線電気通信の管理に関する事 こと</p> <p>(2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事 こと</p> <p>(3) 災害時における非常通信の確保に関する事 こと</p> <p>(4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関する事 こと</p> <p>(5) 非常通信協議会の育成及び指導に関する事 こと</p>
	<p>関東財務局</p>	<p>(1) 災害復旧事業費の査定立会いに関する事 こと</p> <p>(2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事 こと</p> <p>(3) 災害復旧事業の融資（長期）に関する事 こと</p> <p>(4) 国有財産の無償貸付業務に関する事 こと</p> <p>(5) 金融上の措置に関する事 こと</p>
	<p>水戸原子力 事務所</p>	<p>(1) 原子力施設及び放射線施設の安全に係る規制に関する事 こと</p> <p>(2) 原子力施設及び放射線施設周辺の環境放射線の監視に関する事 こと</p> <p>(3) 原子力災害時における情報の収集及び伝達に関する事 こと</p>
	<p>関東信越厚生局</p>	<p>(1) 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関する事 こと</p> <p>(2) 震災時における国立病院収容患者の医療等の指示調整に関する事 こと</p> <p>(3) 災害による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関す ること</p> <p>(4) 医療救護班の応援派遣に関する事 こと</p>
	<p>茨城労働局</p>	<p>(1) 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関する事 こと</p> <p>(2) 災害時における賃金の支払いの確保に関する事 こと</p> <p>(3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事 こと</p> <p>(4) 労災保険給付に関する事 こと</p> <p>(5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事 こと</p>

指定 地方 行政 機関	関東農政局	<p>(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること</p> <p>(2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること</p> <p>(3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</p> <p>(4) 災害時における主要食糧の需給調整に関すること</p> <p>(5) 災害時における生鮮食糧品等の供給に関すること</p> <p>(6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</p> <p>(7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること</p> <p>(8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること</p>
	関東森林管理局	<p>(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること</p> <p>(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>
	関東経済産業局	<p>(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>(3) 被災中小企業の振興に関すること</p>
	関東東北産業 保安監督部	<p>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること</p> <p>(2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p>
	関東地方整備局	<p>(1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること</p> <p>(2) 公共施設等の整備に関すること</p> <p>(3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること</p> <p>(4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること</p> <p>(5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること</p> <p>(6) 災害時における復旧資材の確保に関すること</p> <p>(7) 災害時における応急工事等に関すること</p> <p>(8) 災害復旧工事の施工に関すること</p> <p>(9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること</p> <p>(10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること</p> <p>(11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること</p>

指定 地方 行政 機関	関東運輸局	<p>(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること</p> <p>(2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること</p> <p>(3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること</p>
	東京航空局	<p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること</p> <p>(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</p> <p>(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>
	東京管区気象台 水戸地方気象台	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</p> <p>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</p> <p>(3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</p> <p>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</p> <p>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</p> <p>(6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</p> <p>(7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</p>
	第三管区海上 保安本部	<p>(1) 海難救助、会場警備、海上の安全確保に関すること</p> <p>(2) 航路標識等の施設の保全に関すること</p> <p>(3) 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</p> <p>(4) 震災廃棄物等による海洋汚染防止に関すること</p>
自衛隊	自衛隊	<p>(1) 防災関係資料の基礎調査に関すること</p> <p>(2) 災害派遣計画の作成に関すること</p> <p>(3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること</p> <p>(4) 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧に関すること</p> <p>(5) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること</p>

指定 公 共 機 関	日本郵便株式会社	(1) 被災者に対する郵便ハガキの無償交付に関する事 (2) 被害者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 (4) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事 (5) 災害寄付金の送金のための郵便為替の料金免除の取扱いに関する事 (6) 簡易生命保険資金による災害応急融資に関する事
	日本銀行 (水戸事務所)	災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関する事
	日本赤十字社 (茨城県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事 (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事 (3) 義援金の募集配布に関する事
	日本放送協会 (水戸放送局)	(1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事 (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事 (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事
	東日本高速道路 株式会社 (関東支社)	会社の管理する高速自動車道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関する事
	独立行政法人 水資源機構 (利根川下流総合管理 所、霞ヶ浦用水管理 所)	(1) ダム河口堰、湖沼水位調節施設多目的用水その他水資源の開発又は利用のための施設の新築または改築に関する事 (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関する事
	独立行政法人 日本原子力研究開発 機構、 日本原子力発電 株式会社 (東海発電所)	放射線災害の防止及び応急対策等に関する事

指定公共機関	東日本旅客鉄道 株式会社 (水戸支社) 日本貨物鉄道 株式会社 (水戸営業支店)	(1) 鉄道施設等の整備、保全に関する事 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
	東日本電信電話 株式会社 (茨城支社)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事 (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関する事 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
	東京ガス 株式会社 (東部事業本部)	(1) ガス施設の安全、保全に関する事 (2) 災害時におけるガスの供給に関する事 (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事
	日本通運株式会社 (水戸支店)	救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
	東京電力株式会社 (茨城支店)	(1) 災害時における電力供給に関する事 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
	KDDI 株式会社 (水戸支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
	株式会社エヌ・ ティ・ティ・ドコモ (茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
指定地方公共機関	茨城県土地改良事業 団体連合会	各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関する事。
	社会福祉法人 茨城県社会福祉 協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 (2) 生活福祉資金の貸付に関する事
	医療関係団体 (社団法人茨城県 医 師会、社団法人茨城県 歯科医師会、社団法人 茨城県薬剤師会、社団 法人茨城県看護協会)	災害時における応急医療活動に関する事

指定地方公共機関	水防管理団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防施設資材の整備に関する事 (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関する事 (3) 水防活動に関する事
	<p style="text-align: center;">運輸機関</p> (茨城交通株式会社、 関東鉄道株式会社、鹿 島臨海鉄道株式会社、 社団法人茨城県トラ ック協会、鹿島臨海鉄 道株式会社、首都圏新 都市株式会社、日立電 鉄交通サービス株式 会社、ジェイアールバ ス関東株式会社、社団 法人茨城県バス協会)	災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事
	<p style="text-align: center;">ガス事業者</p> (東部ガス株式会社、 東日本ガス株式会社、 筑波学園ガス株式会 社、美浦ガス株式会 社)	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス施設の安全、保全に関する事 (2) 災害時におけるガスの供給に関する事
	社団法人茨城県高圧 ガス保安協会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事 (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事 (3) 高圧ガスの供給に関する事 (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事
	<p style="text-align: center;">報道機関</p> (株式会社茨城新聞 社、株式会社茨城放 送)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関する事 (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事
	県西総合病院	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事

その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	筑西広域消防本部 (桜川消防署) (真壁消防分署) (大和消防分署)	(1) 火災予防、災害防止策及びその指導 (2) 災害時における消火活動 (3) 災害時における救急救助活動
	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体	(1) 被害調査に関する事 (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事 (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事
	真壁医師会 (茨城県医師会)	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施に関する事項
	一般診療所・病院	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関する事
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関する事
	桜川市社会福祉協議会	(1) ボランティア活動体制の整備に関する事項 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸し付けに関する事項
	その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧の実施

第3節 桜川市の概要

第1 自然条件

1 位置の概要

桜川市は、首都圏から約70km圏内、茨城県の中西部に位置し、2005年10月1日に西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、真壁郡大和村が合併し誕生した。

市の北は栃木県、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接している。

北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、市の南北軸を形成する環境のもと、上野沼や大池、つくし湖等、多くの湖沼を有し、水資源の確保及び親水空間として活用されている。

2 地形

桜川市の総面積は179.78K㎡であり、市の北部地域では、北に高峯(519.6m)、富谷山(365.1m)、東に200～300m級の山々が連なり周辺の山々から流れ出る河川流域に、地域の中央部から西部にかけて平野が広がっている。

周辺の山々から流れ出る河川やため池等の豊かな水資源を有し、河川流域に広がる低地部には水田が多く拓けており、台地部が畑等の農地となっている。市の北東から流れる桜川は、この盆地を東西に横切り、市の中央部から南北に流れを変えている。

市の中央部から南東部にかけては、雨引山(409m)、加波山(709.5m)足尾山(627.5m)等の筑波山塊が連なっている。これらの山岳地帯は西側へ緩傾斜し、桜川流域の平坦部に到っており、山岳地帯からの大小の河川の豊富な水により、その流域は水田地帯となっている。

桜川の西方地域は、低い洪積台地が段丘状になっており、標高50メートル前後の低丘陵の形状をなしている。

3 地質

桜川市の地質は、桜川東部の山岳において黒雲母花崗岩で形成され、桜川東部の土壌は、これらの風化による砂壤土である。

丘陵地帯は洪積土、桜川沿岸低地帯は沖積土、桜川西部地帯は、洪積火山灰で形成され、土壌は黒ボク土壌である。

低地には、沖積世の砂塵や粘土が堆積していて、液状化しやすい土壌地帯となっている。

第2 社会条件

1 土地利用

桜川市の地目別土地利用状況は、山林が全体の37.4%、次いで田が17.2%、畑が14.3%で農地が全体の31.5%を占めている。

また、本市域の可住地面積は105.19k㎡、宅地は15.77k㎡で、総面積の8.8%の構成となっている。

地目別面積の構成表

数値は平成23年1月1日現在 km²

	総面積	田	畑	宅地	溜池	山林	原野	雑種地	その他
桜川市	179.78	31.00	25.64	15.77	1.36	67.22	1.12	8.45	29.22

資料：税務課

2 人口・世帯の推移

市の人口は45,673人（平成22年国勢調査）で、平成2年時に比べ6,207人の減少となっている。世帯数は13,632世帯（平成22年国勢調査）で、平成2年度に比べ903世帯の増加となっている。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成2年の10,138人（19.5%）から平成22年には5,808人（12.7%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。また、生産年齢人口（15～64歳）は平成2年の33,735人（65.0%）から平成22年の28,064人（61.4%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

老年人口（65歳以上）は平成2年の8,007人（15.4%）から平成22年の11,788人（25.8%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえる。

人口・世帯数の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
総人口（人）		51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	
世帯数（世帯）		12,729	13,253	13,431	13,617	13,632	
世帯当り人員（人/世帯）		4.08	3.92	3.75	3.55	3.35	
年齢 構成	0～14歳 人口	人	10,138	9,022	7,821	6,788	5,808
		%	19.5	17.4	15.5	14.0	12.7
	15～64歳 人口	人	33,735	33,311	31,720	30,082	28,064
		%	65.0	64.1	63.0	62.2	61.4
	65歳以上 人口	人	8,007	9,639	10,793	11,527	11,788
		%	15.4	18.5	21.4	23.8	25.8
	計	人	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(国勢調査)

第3 過去の地震災害

茨城県内の地震災害等の履歴

発震年月日	震央の位置	マグニ チュード	被害摘要
西暦 (日本暦)	北緯：N 東経：E		
1925. 9. 1 関東大震災 (大正 12. 9. 1)	N 35° 01' E 139° 50'	7.9	関東大震災で全壊 128,266、半壊 126,233、焼失 447,128、津波による流出 868、死者 99,331、負傷 103,733 の被害があった。茨城県の関係では、死者 5 名、負傷者 40 名、全壊棟数 517、半壊棟数 630 であった。
1930. 6. 1 (昭和 5. 6. 1)	N 36° 34' E 140° 37'	6.5	那珂川下流域の地震。水戸でレンガ塀倒れ、久慈でがけ崩れ 1、倉庫傾斜 1、鉾田で石垣崩れ、石岡では土蔵に亀裂、真壁・土浦で壁の剥落、神社の灯籠の頭が落ちた。
1931. 9. 21 (昭和 6. 9. 21)	N 36° 09' E 139° 14'	6.9	埼玉県中部の地震。笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害大、土砂噴出多し。茨城県の被害は、負傷 1、非住家全壊 2、半壊 1、煙突倒壊 1。
1938. 5. 23 (昭和 13. 5. 23)	N 36° 39' E 141° 35'	7.0	小名浜・福島・郡山・白川・若松に被害あり、福島県で被害のあった家屋 250、煙突の倒折 7、橋梁堤防の被害 6、水道管破損 2。茨城県では、煙突 5 本破損し、磯原で土蔵の倒壊 1、小名浜に地震後 22 分で小津波。
1938. 9. 22 (昭和 13. 9. 22)	N 36° 24' E 141° 01'	6.5	鹿島灘の地震。水戸は震度 5 となり、軽微な被害。
1938. 11. 5 (昭和 13. 11. 5)	N 37° 20' E 141° 11'	7.5	福島県で死者 1、住家全壊 4 を含む被害、茨城・宮城でも軽微な被害、茨城の田中・祝では津波を観測。
1987. 12. 17 茨城県東方沖地震 (昭和 62. 12. 17)	N 35° 22' E 140° 30'	6.7	神栖町・東村で負傷者各 1 名、水戸市・取手市・桜川村で石塀・ブロック塀倒壊、東村・新利根村・桜村、河内村等で家屋の一部損壊 1,055 棟、取手市・牛久市・鹿島町・東村で水道管破損。
2000. 7. 21 (平成 12. 7. 21)	N 36° 32' E 141° 07'	6.4	茨城県沖の地震。 那珂町で住家一部破損 2 棟、阿見町で断水などの小被害。
2004. 10. 6 (平成 16. 10. 6)	N 35° 59' E 140° 05'	5.7	つくば市・関城町で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。

2005. 2. 16 (平成 17. 2. 16)	N 36° 03' E 139° 53'	5.3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各 1 名、土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各 1 名、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ 10m にわたり倒壊。
2005. 4. 11 (平成 17. 4. 11)	N 35° 44' E 140° 37'	6.1	本県における震度 5 強は震災階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し。
2005. 8. 16 (平成 17. 8. 16)	N 38° 09' E 142° 17'	7.2	宮城県沖の地震。 日本原子力研究所東海研究所（JRR-4）が自動停止。人的・物的被害は無し。
2005. 10. 19 (平成 17. 10. 19)	N 36° 23' E 141° 03'	6.3	銚田市で軽傷者 1 名、物的被害無し。
2008. 5. 8 (平成 20. 5. 8)	N 36° 13' E 141° 36'	7.0	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 名、下妻市で 6 棟、土浦市で 1 棟が住家一部破損。
2008. 7. 5 (平成 20. 7. 5)	N 36° 38' E 140° 57'	5.2	日立市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2011. 3. 11 東北地方太平洋沖地震 (平成 23. 3. 11)	N 36° 06' E 142° 52'	9.0	8 市で震度 6 強、21 市町村で震度 6 弱を観測。 同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、銚田市で 6 強、神栖市で 6 弱を観測。 人的被害：死者 24 名、行方不明者 1 名、重症 33 名、軽症 674 名 住家被害：全壊 3、070 棟、半壊 23、988 棟、一部損壊 173、624 棟 床上浸水 1、719 棟、床下浸水 711 棟 (平成 24 年 2 月 3 日現在)

第 4 想定地震と被害想定

1 本県に被害をもたらす可能性のある地震

首都圏での直下型の地震（マグニチュード 7 級）の発生については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有しており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震（マグニチュード 7.3）が中央防災会議により想定されている。

茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では、複数の領域を震源域とした地震の発生可能性があるとしてされており、発生した場合は、マグニチュード 8.6～9.0 と地震調査研究推進本部により推定されている。

東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8 程度）が発生した場合、概ね県南部で震度 5 弱、その他の地域は震度 4 以下と予想されており、近い将来大規模な地震が発

生すると考えられている。

上記以外の地震についても、過去には、茨城県南部、茨城県沖、福島県沖で震度5を記録し被害が発生しており、発生確率については算出されていないが、太平洋プレート内部での周期の短い強震動の地震も想定されている。

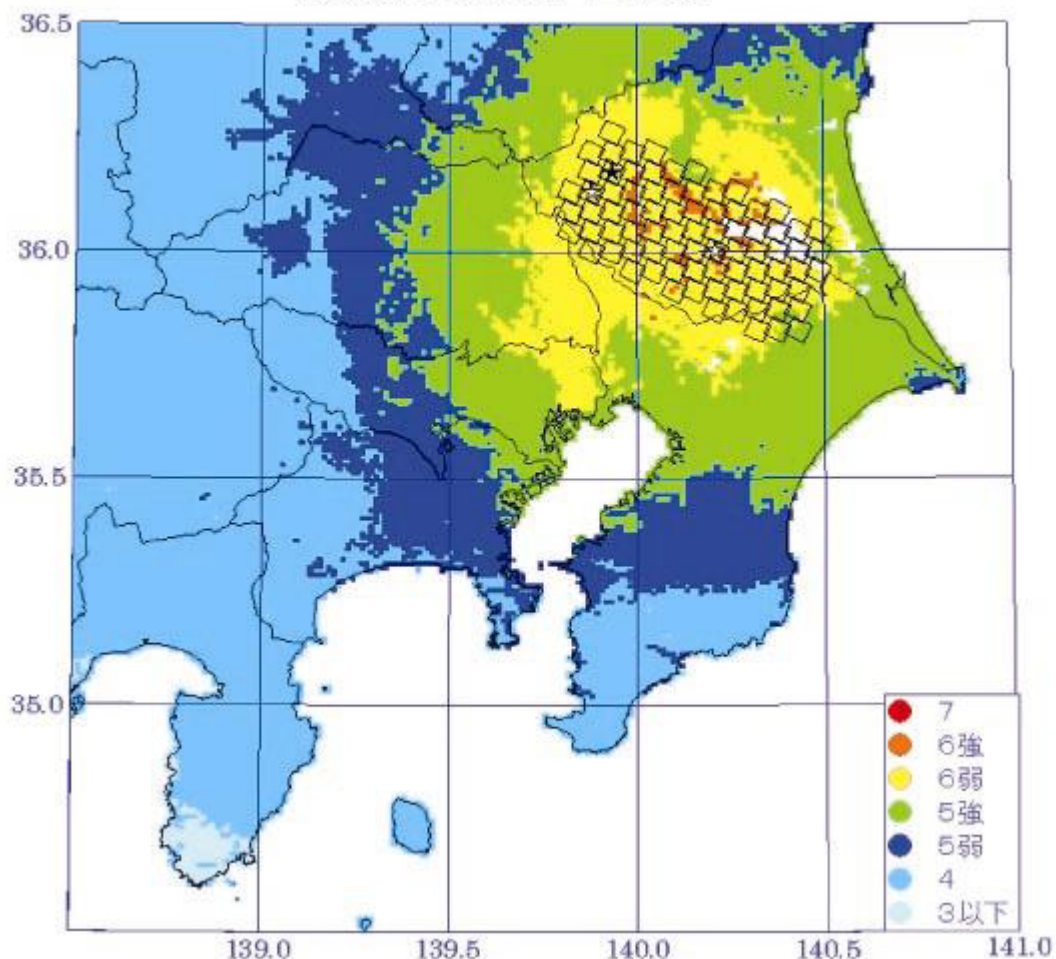
しかし、地震発生 of 切迫性を判断することは困難であり、今後の専門機関の研究成果や県等の意見・調査資料等を参考に検討を講じるものとする。

2 茨城県南部地震の影響

フィリピン海プレートと北米プレートの境界の地震の一つとして上げられている茨城県南部地震は、マグニチュード7.3の地震が発生することが予想され、震度6弱の広がり大きく、本市においても震度6弱の地震動が予測される。

震度6弱以上の地震が発生した場合には、社会的混乱の発生が懸念されるため、一層の地震への備え、対応について推進を図るものとする。

茨城県南部地震、M7.3



首都直下地震対策専門調査会報告 平成17年7月

「中央防災会議 首都直下地震対策専門調査会」

3 地震被害シミュレーション

(1) 発生時期：冬 平日 18時00分

(2) マグニチュード：7.8

(3) 震源：東経 140° 6′

北緯 36° 21′ (桜川市役所の位置：桜川市HPより)

(4) 震源の深さ：地上表面より 16 km地下

(5) 地震速度の算定方法 Midorikawa の最短距離式

(6) 以上の条件を基に「簡易型地震被害想定システム (Ver. 1.10.14.2) により試算

4 シミュレーションによる被害想定の結果

被害想定の結果をまとめると次の表のようになる。

被害のまとめ

震 度	7	S46年以前	S56年以前	S57年以降	合 計
建築物	木造建物	4,101	928	243	5,272
	非木造建物	—	188	47	235
	合 計	4,444	1,116	290	5,507
人的被害	木造建物死者数	184 人			
	非木造建物死者数	0 人			
	重篤者数	28 人			
	重傷者数	188 人			
	軽傷者数	7,133 人			
	死者合計	184 人			
	負傷者合計	7,349 人			
	物資供給対象者数	14,801 人			

第4節 防災対策の推進方向

第1 防災ビジョン

基本方針としての防災ビジョンは、地域の防災憲章ともいえるべきものであり、中長期的かつ総合的な視点のもと、市の防災に関する基本方針を定めるものである。

第2 災害対策の目的

災害対策の目的は、その基本理念である「住民の生命・身体及び財産の保護及び社会生活の維持」を達成することにある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

そこで、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

第3 基本目標

防災ビジョンの策定に当たっては、阪神・淡路大震災、新潟中越地震等の地震災害、東日本大震災等、これまで発生した様々な災害から見た防災計画の課題等を整理し、防災対策のあり方や基本的な考え方を明確化するために、以下の3つを基本目標とする。

1 災害に強い生活のまちづくり

災害が発生しない、又発生しても被害が拡大しない市街地を実現する減災の都市づくりを進め、安全な居住空間をつくるまちづくり各種事業といった、ハード面での防災対策を推進し、災害を発生させないまちを形成するとともに、災害時の避難路・輸送路や避難場所の体系化等、ソフト面での災害に強いまちづくりを進める。

2 市民が主役となる防災環境づくり

災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、災害対策の中心となる市の職員はもとより、住民一人ひとりが災害に対応する能力を高めていくため、以下の点について留意する。

- (1) 災害時に、自分自身を守り、家族や隣人の安全に配慮すること
- (2) 防災リーダーを育成し、災害時に率先して防災活動に協力・従事すること
- (3) 職員は防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行うこと

こうした点を踏まえ、防災訓練や自主防災組織の育成、防災知識の啓発により、職員及び住民の防災行動力の向上を図るとともに、災害時における住民の防災活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関によるバックアップ体制を整備する。

3 防災のネットワークづくり

地震災害に対する警戒体制や災害発生時に素早く的確な対応を図る災害活動体制、防災力の強化や生活必需物資の備蓄をはじめとする救援・救助・救護の支援体制、防災行政無線等の通信設備の整備といった多様な情報収集・伝達体制の整備等に加え、住民・職員のそれぞれの災害の応急対策、復旧に取り組む仕組みを明確にし、相互の連携を明らかにすることにより災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制を整える。

第4 防災施策の大綱

1 災害に強いまちづくり

- (1) 水害、土砂災害を未然に防ぐ防災機能の向上
 - ア 桜川をはじめとする市内河川の浸水想定域の把握
 - イ 加波山や筑波山麓に広がる土砂災害危険箇所の把握と整備
 - ウ 新市の機構体制を考慮した情報伝達及び避難誘導體制の整備
 - エ 災害時孤立地区防止に向けた対策の検討
- (2) 防災機能の向上
 - ア 避難施設機能・規模の見直しと適正な配置対策
 - イ 避難地、避難路、防災拠点、ライフライン施設等の整備推進
 - ウ 住宅を始めとする建築物の安全性確保の促進
 - エ 火災による災害防止対策の強化
 - オ 緊急輸送路や災害時要援護者が利用しやすい避難路の整備推進
 - カ 医療・医薬品、飲料水・食糧、生活必需品等の備蓄対策の検討
 - キ 高齢者や障害者など災害時要援護者支援システムの整備
 - ク コンピュータシステムやデータのバックアップ対策
- (3) 広域的な支援体制の確立
 - ア 他市町村との広域的な応援体制の確立
 - イ ボランティアの受入体制の確立

2 市民が主役となる防災環境づくり

- (1) 市民の防災意識の啓発
 - ア 自主防災に向けた防災知識の普及・周知対策
 - イ ハザードマップ等による市民向け広報活動の推進
 - ウ 市民参加型・地元企業・団体参加型の防災訓練等の実施
 - エ 学校や職場における防災教育・訓練の推進
 - オ 災害教訓の伝承の推進
- (2) 災害に強い職員づくり
 - ア 市職員、防災関係機関職員の防災に関する意識啓発
 - イ 職員を対象とした防災研修や職員リーダー研修の開催
 - ウ 防災知識の向上にむけたマニュアル・ガイドブックの作成
- (3) 自主防災組織の育成
 - ア 自主防災組織の育成
 - イ 防災区単位での自主防災活動計画の策定

- ウ 自主防災組織の連携活動の展開
- エ 自主防災リーダーの育成
- オ 自主防災活動への女性の参加促進

3 防災のネットワークづくり

- (1) 避難路ネットワークと避難情報網の整備
- (2) 人命救助優先に向けた医療ネットワークの整備
- (3) 防災情報収集伝達体制の整備
- (4) 自主防災組織・消防団等の民間防災組織のネットワークづくり
- (5) 桜川市の防災戦略の確立と庁内連携の体系づくり

第2章 地震災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

1-1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第1 防災体制の整備

市は、災対法第16条に基づき、市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した地震災害対策計画を作成し、対策推進を行う。

第2 活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、本地域防災計画に基づき震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要なとなる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。

また、市の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

1 - 2 広域応援計画

市は、大規模災害（その後の復旧・復興対策を含む）が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等して、広域的な応援体制の確立を図る。

第1 相互応援

1 協定の締結

市は、消防以外の分野について、他の市町村に対する応援を求める場合を想定して、あらかじめ他市町村との災害時相互応援協定を締結するよう努める。

また、今後県外の市町村等との間においても「災害時相互応援協定」を締結する等、大規模災害発生時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援体制の確立を図る。

『資料編 災害時等の相互応援に関する協定書（茨城県内の市町村間）』

『資料編 災害時における相互援助に関する協定書』

『資料編 義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書』

2 応援要請体制の整備

市は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

4 県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

5 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、震災時において応急対策等についてその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

第2 消防機関の相互応援

大規模災害（その後の復旧・復興対策を含む）の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害（その後の復旧・復興対策を含む）に適切に対応できる

よう、県内の広域消防相互間の応援協定及び県下の市町村消防における相互応援協定の締結・更新、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、並びに応援情報リストの整備等、消防広域応援体制の強化を図る。

『資料編 茨城県広域消防相互応援協定』

『資料編 筑西広域市町村圏事務組合消防本部・桜川市・笠間市地域消防相互応援協定書』

『資料編 筑西広域市町村圏事務組合消防本部・桜川市・石岡市消防相互応援協定書』

『資料編 筑西広域市町村圏事務組合消防本部（桜川市・筑西市）、芳賀地区広域行政事務組合消防本部（真岡市・二宮町・益子町・茂木町）消防相互応援協定書』

第3 民間団体等に対する応援、協力

災害（その後の復旧・復興対策を含む）が発生した場合、民間企業や団体が地域の自主防災組織や地域住民と連携し、迅速な初期対応を実施するほか、的確な災害応急対策、災害復旧対策を実施する等、民間企業等の応援協力について体制の確立と強化を図る。

『資料編 災害時における岩瀬郵便局・真壁郵便局桜川市間の協力に関する覚書』

1－3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

第1 自主防災組織の整備と育成

地震対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減が図れることを強く認識して、その対策への取組みを推進する必要がある。住民一人ひとりが自分達の安全はまず自分達で守るということを認識し、行動する必要がある。

ここで、地震災害に初動で対応するのは、地域で組織される自主防災組織であり、被害軽減を図る上で未組織地域での組織化の促進が急務の課題である。

また、既存自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

このため市は、災害時に消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、住民の連帯感のもとに自主防災組織づくりを進めるとともに、育成強化を図るものとする。

1 災害対策の役割分担

(1) 住民の役割（自助）

「自らの身は自ら守る」といった考え方にに基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。各組織が自分の組織を守るための活動を含む。

(2) 地域の役割（共助）

地域連携による防災活動をいい、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。自治組織や民間組織が、住民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。

(3) 行政の役割（公助）

行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い地域を実現する活動をいう。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会を活用し、防災活動が効果的に実施できるよう地域の実情に合わせた組織とする。

(2) 編成

本部組織として、連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、生活班等をおく。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。また、災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティを醸成する。

イ 災害時の活動

地域の被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出・救護、避難命令の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。また、災害時要援護者の安全を確保する。

3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、市は次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導する。

(1) 平常時の活動

- ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- イ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- ウ 初期消火、救出・救護用の防災資機材等の備蓄
- エ 家庭及び地域における防災点検の実施
- オ 地域における高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握

(2) 災害時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火の実施
- ウ 避難誘導
- エ 救出・救護の実施
- オ 給食、給水
- カ 高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
- キ 炊き出しの実施及び協力
- ク 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

4 自主防災組織の育成支援等

(1) 自主防災組織育成・活性化の支援

市及び県では、自主防災組織を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の組織化に向け啓発活動を実施するとともに、リーダー養成（防災まちづくりリーダー）のための研修会や資機材整備等によりその活動を支援し、育成強化に努める。

その際、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画の促進に努めるとともに、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(2) 住民主体の地域コミュニティにおける防災活動

市は、地域コミュニティを住民防災活動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域の状況に応じた地域防災活動に参加し、ボランティアや各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導や助言等の支援に努める。

(3) 自主防災組織の整備

市は、県と連携し、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

別表

	平常時の役割	非常時の役割
情報班	災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、災害発生時における、地域内の連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認	デマ防止、災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集及び防災機関への伝達
消火班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出・救護班	負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得	負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災機関への協力
避難誘導班	集合場所、避難路、避難場所の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、災害時要援護者の把握、地域の危険箇所の点検・把握等	避難場所、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、災害時要援護者の避難援護
給食給水班	非常持出品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊き出し訓練	非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、炊き出し実施、給水及び救援物資の配分の協力

5 協力体制の整備

(1) 市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制の整備に努める。

(2) 市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成に努める。

(3) 市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化に努める。

第2 企業防災の促進に関する計画

地震災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、各企業における防災力を高めるために、事業所の耐震耐火対応、防災体制の整備、

災害種別に配慮した災害時業務継続計画の作成と対応マニュアル作成、計画に基づく防災訓練の実施等、企業の防災活動の推進に努める。

1 「事業継続計画（BCP）」の策定支援

市は、市内の企業を対象に、企業の業務継続に関して「事業継続計画（BCP）」策定の重要性や必要性、考え方等についてパンフレット等により情報提供を積極的に実施し、企業の意識啓発を推進するとともに、「事業継続計画（BCP）」の策定企業増加に努める。

2 防災力向上の推進

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、日頃より事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。このため、消防機関は、危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

さらに、高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、市は、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し、指導助言を与え、その育成強化を図るものとする。

第3 ボランティア組織の育成・連携及び受入体制の整備・運用に関する計画

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等、近年の大規模地震災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目され、地域住民とともにボランティアが活躍することが期待されている。

このため、市では、大規模災害時におけるボランティア活動が、効果的に生かされるよう、平常時からボランティア組織の育成・連携及び受入体制の整備に努める。

1 一般ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

(2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

2 ボランティア団体等との連携

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図る。また、地域における的確なボランティア活動の展開を図るとともに、以下に掲げる事項に取り組む。

- (1) ボランティア活動者の育成
- (2) ボランティアの組織化
- (3) ボランティア個人及びボランティア団体のリスト化
- (4) 防災ボランティアコーディネーターの養成
- (5) 情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催
- (6) 災害時の具体的マニュアルの策定等

3 ボランティア受入体制等の整備

NPOやボランティア団体だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支援活動できるためには、受入窓口の設置等受入側の体制整備が重要である。

このため、県社会福祉協議会と市社会福祉協議会が連携して「受入れ窓口」を設置し、ボランティア活動を促進する体制づくりを実施する。また、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図る。

4 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、救護等専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、より専門的な知識を有するボランティアが活動しやすく、かつ参加を促進できる体制の整備に努める。

特に、災害時にボランティア活動として被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士等を確保するため、資格者を把握し、登録制度等を設定し、より効果的なボランティア活動の基盤づくりに努める。

5 一般ボランティアの活動への支援等

(1) 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次の業務である。なお、ボランティアは、市、関係機関及び市民団体と連携し、よりきめ細やかなサービスを広範囲にわたって提供するものとする。

避難所設置前	避難所設置後
市との連携の下、避難所の設置の手伝いや被災者の安否確認	避難所 ⇒ 水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、避難者の世話等
	在宅 ⇒ 市の行う高齢者・身体障害者等の安否確認・介護等への協力、在宅者への食事・飲料水の提供、移送サービス、家屋の片づけ等
	集積場所 ⇒ 救援物資の搬出入（仕分け・配布・配達等）

(2) 一般ボランティアの活動環境の整備

市及び桜川市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市

民・企業等に対してボランティア活動の普及・啓発を図るものとする。また、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

イ 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

1-4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、県、国、防災関係機関の間で緊密な情報連絡を取ることが、すべての対策の基本となる。そのため、平時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化に努める。

第1 情報通信体制の運用管理

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線（移動系無線）を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等情報通信体制の整備に努めるものとする。

1 多様なネットワークの構築

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

市は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを念頭に市防災無線の整備に努める他、携帯電話（衛星携帯電話、災害時優先電話を含む）、アマチュア無線、インターネットメール、エリアメール、インターネット等それぞれの通信機器の利点欠点を考慮して使用する。また、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、消防無線の全国共通波の整備に努めるとともに、継続的に平常時から管理・点検しておく必要がある。

2 マルチメディア化

情報技術の急速な発展により、音声のほか、文字情報、映像等多様なメディアによる情報通信が可能となった。これらの技術を活用し、より容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

3 防災通信システム

県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上回線系に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災通信システムを整備している。防災行政無線以外では、水防無線の運用も実施している。その他、県の電話の一部は、非常・緊急通話用電話としてNTT東日本の承認を得ている。

市は今後、適正な管理・運用を行うとともに、日常業務にも活用して災害時に備えるものとする。

4 緊急地震速報受信設備、J-ALERT（全国瞬時警報システム）等の整備・維持

住民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等の整備・維持に努める。

5 アマチュア無線等各無線施設の整備充実

アマチュア無線局の協力体制の整備を推進し、災害時における多重の通信体制の確保に努めるものとする。

6 通信施設の防災対策

発災時における電気通信設備の安全稼働体制整備に向け、施設の防火・耐震化対策及び補助電源装置の設置等の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信

頼性向上と安定化を図る。

7 業務継続性の強化

県及び市町村は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

第2 情報通信設備の整備

1 市の情報通信設備

(1) 市防災行政無線等

市は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

(2) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。特に、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備に努める。

(3) 非常・緊急通話用電話

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

2 情報通信設備の耐震化

(1) サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

第2節 地震に強いまちづくり

2-1 都市防災化計画

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。

本計画では、このような状況から災害を防除し被害を最小限にとどめるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進等を図ることにより、都市の防災化対策を推進するものとする。

第1 防災空間の整備

1 都市公園、緑地の整備の推進

市は、市街地における大規模な地震災害と、これに伴う同時多発火災が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地の整備を推進する。

2 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

3 消防活動空間確保のための街路整備の推進

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

第2 オープンスペース等の整備

道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

避難の拠点となる場所については、避難収容人数に応じ、3日分（1日3リットル/人）の飲料水供給を前提とした整備を進める。また、避難者用トイレ等一時的な避難の際に要する生活設備の整備に努める。

第3 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進し、周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災

面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進するものとする。

第4 宅地開発の防災対策

開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、ブロック塀の強化、住宅の難燃化対策等の防災性を高める施策の推進に加え、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備に配慮した開発行為が図られるよう指導する。

第5 建築物の防災対策

1 不燃性及び耐震性建築物の建築促進対策

建造物の災害対策の重点は、火災予防にある。このために、耐火、耐震性建築物の建築の促進を図る。

2 公共施設の不燃性及び耐震性建築物の促進対策

学校や体育館等の避難所となる公共・公用施設、市庁舎、支所等の災害対策の拠点となる公共・公用施設、文化施設やスポーツ施設、福祉施設等、不特定多数の住民が利用する公共施設の不燃化と耐震化を推進し、大規模な災害が発生した場合の施設の安全を確保し、住民の安全確保に努める。

3 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

(1) 耐震診断マニュアルの作成

県は、既存の耐震診断基準等の有効的な活用を図るため、耐震診断技術マニュアル(木造編、鉄骨造編、鉄筋コンクリート造編)を整備し、県内の建築士による耐震診断の促進を図る。

(2) 耐震診断を行う建築技術者の養成

県は、(1)による建築士を養成する講習会を開催する。

ア 木造 平成7年度より講習会開催

イ 非木造 平成8年度より講習会開催

(3) 広報活動等

市は県と連携し、建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

(4) 所有者等への指導等

市は県と連携し、特に、定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用する建築物)の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(5) 住宅の耐震化の促進

市は県と連携し、地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

第6 緊急輸送ルート確保

市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進する。

第7 ライフライン施設等の機能確保

- 1 ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、耐震性の強化等、震災に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- 2 ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な震災が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の震災に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2-2 地震防災上緊急整備すべき施設等の整備計画

地震災害に対する防災の観点から、施設等の整備は、毎年必要な見直しを行いつつ実施し、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第1 建築物、構造物等の耐震化

本節 2-1 「都市防災化計画」に基づき、調査・検討を行い、随時整備に努めるものとする。

第2 主要避難路の整備

避難場所への道路の通行を確保するため、早急な主要避難路の指定に努めるものとする。

第3 避難場所の整備

災害時の利用状況を考慮し、避難所の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難できるよう避難所所在地の周知徹底を図るとともに、拠点避難所、福祉避難所の設置を検討し、必要な案内看板等の設置を進めるものとする。

また、女性や乳幼児、災害時要援護者の利用に配慮した設備の充実に努める。

第4 防災行政無線の整備

市民への警報及び災害情報の周知については、防災行政無線が重要な周知方法となるため、デジタル化による再整備を進めるものとする。

第5 文化財施設の保護

市、国、県及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての、防火のための標識の設置等を検討する。

2-3 水道施設の災害予防計画

市は、地震災害による水道施設の被害を抑制し、又被害の影響を少なくするため、本計画により水道施設の整備を図る。特に、3次医療施設等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

第1 水道施設の耐震化

- 1 石綿セメント管は耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるように努める。
- 2 耐震化は、次に掲げる重要度の高い水道施設から計画的に進めるよう努める。
 - (1) 配水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
 - (2) 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
 - (3) 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- 3 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業者と管路で連結することについて検討する。
- 4 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。

第2 災害予防対策

市は、水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、次の対策を講ずるものとする。

- 1 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- 2 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保する。
- 3 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。
- 4 予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。

第3 二次災害の防止

市は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有害物質漏洩による被害等の二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

- 1 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置

- 2 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護
- 3 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管への伸縮可撓管の採用、耐震継手の採用
- 4 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

2-4 地盤土砂災害等予防計画

市は県と連携し、地震の発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するとともに、地盤の液状化を招く宅地造成工事の規制を行う。

第1 地すべり防止予防計画

土砂関連災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、国や県等の協力を得て災害対策工事を進めるとともに、地すべり防止等予防事業の促進を図る。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

地すべり危険地区

種 別	整理番号	所 在	
		大 字	地 区 名
地すべり	67	大 泉	梅ヶ内奥
地すべり	68	門 毛	門 毛
地すべり	69	富 谷	富 谷
地すべり	113	桜 井	端 上
地すべり	114	桜 井	端 上
地すべり	115	椎 尾	椎 尾

(茨城県 地域防災計画 資料編)

地すべりの前兆

1. 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
 2. 凹地ができたり、湿地が生じる。
 3. 斜面からの湧水が濁ったり、沸き方が急に变化する。
 4. 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
 5. 舗装道路やたたき（三和土）にひびが入る。
 6. 樹木、電柱、墓石等が傾く。
 7. 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- ※集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

第2 急傾斜地崩壊対策予防計画

急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県等に対し協力を要請し対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果等をもとに、予想される災害について被害状況を検討する。

また、情報・警報等の収集、伝達方法を整備し、かつ、避難に関する方法・場所等を定める。市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

『資料編 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所』

危険度の高い崖

1. クラックのある崖
2. 表土の厚い崖
3. オーバーハングしている崖
4. 浮石の多い崖
5. 割れ目の多い基岩からなる崖
6. 湧水のある崖
7. 表流水の集中する崖
8. 傾斜角が 30° 以上、高さ 5 m 以上の崖

※集中豪雨、台風、地震時には、特に注意する必要がある。

第 3 土石流発生危険区域予防計画

土石流発生危険予想溪流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備しておく。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための災害時要援護者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全に努める。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、豪雨や長雨等、土砂災害が起こりやすい状況での土砂災害防止策について、岩瀬地区、真壁地区、大和地区の状況に応じた計画を検討する。警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

第 4 山地に起因する災害危険箇所予防計画

災害を未然に防止するため、治山事業により防災対策を推進するとともに、危険地区に関係する地域の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制の確立を図り人的災害の防止に努める。

第 5 土砂災害警戒区域等における予防対策

土砂災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限すること等を盛り込んだ土砂災害対策の推進を図る。

1 警戒避難体制の整備

市では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が 156 箇所、土砂災害特別警戒区域が 133 箇所指定されている。

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について市地域防災計画に定めるものとし、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するよう努める。

また、県の調査結果に基づいて、警戒区域の高齢者等、災害時要援護者が利用する施設等に対し、円滑な警戒避難が行うことができるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

『資料編 土砂災害警戒区域等』

2 土砂災害ハザードマップの作成

こうした土砂災害の危険性や避難に関する情報を伝達するための防災マップを作成し、市民に広報周知を図る。

『資料編 土砂災害危険箇所』

3 迂回道路の調査

災害時において、道路及び橋梁が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して、緊急事態に備える。

4 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

5 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を要請する。

6 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、液状化防止対策に努める。

2-5 危険物等災害予防計画

市は、地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の啓蒙普及及び危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の耐震化を推進する。

第1 災害予防対策

1 保安教育

市は県及び筑西広域消防本部と連携し、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

2 規制の強化

市は県及び筑西広域消防本部と連携し、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの流出事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

施設区分 地区名	計	製造所	貯 蔵 所									取 扱 所					事業所数
			小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	給油(自)	販売(第一)	販売(第二)	移送	一般	
桜川市	254	2	153	24	37	7	48	—	15	22	99	63 (23)	1	—	—	35	134
岩瀬地区	115	—	62	9	11	4	27	—	8	3	53	39 (17)	1	—	—	16	68
真壁地区	106	2	72	10	23	3	12	—	6	18	32	19 (3)	—	—	—	13	49
大和地区	33	—	19	5	3	—	9	—	1	1	14	8 (3)	—	—	—	6	17

(筑西広域消防本部予防課)

第 2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

1 高圧ガス設備等の予防対策

市は県とともに高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

火薬等取締対象施設の現況

平成 22 年 1 月 8 日現在

対象別 地区名	火 薬 類			猟銃等		火 薬 庫						高 圧 ガ ス								
	販 売	販 売 (紙)	製 造	製 造	販 売	一 級	二 級	三 級	煙 火	が ん 具 煙 火	実 砲 庫	庫 外 貯 蔵 所	製 造 所				貯 蔵 所	販 売 所	容 器 検 査 所	
													製 造 一 種	製 造 二 種	冷 凍					計
一 種	二 種	一 種	二 種																	
桜川市	1	—	1	—	—	13	—	—	1	—	2	—	6	8	—	18	32	4	40	—

(茨城県 産業技術課・商工労政課)

(注) 高圧ガス

- (1) 製造所欄は事業所数
- (2) 貯蔵所は第 1 種貯蔵所＋第 2 種貯蔵所の数
- (3) 販売所は一般高圧ガスの販売所数

2 高圧ガス設備等の予防対策

市は県とともに高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

3 火薬類の予防対策

(1) 製造所への対策

- ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。
- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

- ア 火薬類取扱保安責任者の講習を実施し、保安意識の高揚を図る。
- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

第3 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立を図る。

第4 放射線使用施設の予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を努める。

第3節 地震被害軽減への備え

3-1 緊急輸送路の確保整備計画

地震災害時の人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定する。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておく。

第1 緊急輸送路の指定

1 県指定緊急輸送路

県は、災害時に輸送路を確保するため、広域的な輸送に必要な主要幹線道路としての第1次輸送確保路線、及び防災活動の重要拠点施設である市役所等の主要な拠点と接続する幹線道路としての第2次輸送確保路線を指定している。

また、市は、第1次、第2次輸送確保路線を補完し、道路ネットワークを構築する路線として、第3次輸送確保路線を指定している。

市においては、次のとおり輸送確保路線が指定されているため、優先的に早期復旧が図られる。

緊急輸送道路一覧

第1次緊急輸送道路

	路線 番号	線路名	起 点 側	終 点 側
一般国道	50	国道50号	筑西市境から	笠間市境まで
主 要 地方道	7	石岡筑西線	石岡市境から	筑西市境まで
	64	土浦笠間線	石岡市境から	笠間市境まで
市 道	362	市道岩1007号	西桜川国道50号交差から	県西総合病院まで

第2次緊急輸送道路

	路線 番号	線路名	起 点 側	終 点 側
主 要 地方道	41	つくば益子線	つくば市境から	鉾田国道50号交差まで
一般県道	148	東山田岩瀬線	長方国道50号分岐から	大国玉県道木崎雨引線 交差まで
	343	木崎雨引線	大国玉県道東山田岩瀬線分岐から	大曾根主要地方道つくば益子線 交差まで

市道	761	市道真 6-1	真壁町飯塚主要地方道石岡筑西線 役場入口交差から	真壁町山尾主要地方道石岡筑西線 合流点まで
----	-----	------------	-----------------------------	--------------------------

第3次緊急輸送道路

	路線 番号	線路名	起 点 側	終 点 側
主要 地方道	7	石岡筑西線	石岡市境から	筑西市境まで
	41	つくば益子線	西桜川国道50号分岐から	大泉県境（栃木県）まで
市道	361	市道岩 0107号	東桜川国道50号交差から	岩瀬庁舎まで
	762	市道真 8-3800	真壁町上小幡主要地方道つくば益 子線交差から	真壁町上小幡市道大1220号線ま で
	771	市道大 1204号	東飯田市道大1220号線 交差から	延島病院まで
	772	市道大 1220号	つくば益子線東飯田交差から	東飯田市道大1204号線交差まで
		市道岩 1575号	楯田つくば益子線交差から	岩瀬庁舎まで

2 市における輸送路の確保

市においては、県指定の第2次、第3次輸送確保路線につながり、避難所等防災上重要な建物を結ぶ道路、並びに災害対策本部を設置する市役所大和庁舎と岩瀬・真壁のそれぞれの庁舎を結ぶ道路を優先的に復旧できるよう努め、災害時の輸送路の確保を図る。

3 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

異常気象時通行規制区間

(平成21年12月末現在)

番号	路線名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇所	延長（km）		
30	真岡岩瀬線	大泉	0.9	土砂崩落	有

特殊通行規制区間

(平成21年12月末現在)

番号	路線名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇所	延長（km）		
5	石岡筑西線	真壁町山尾	2.0	土砂崩落	有
10	土浦笠間線	木植	1.0	土砂崩落	有

14	月岡真壁線	田	2.0	土砂崩落	有
21	中飯岩瀬線	門 毛	2.0	土砂崩落	有

第2 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防署）、輸送拠点（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（物資集積場等）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

第3 臨時ヘリポートの設置

市は、災害対策用ヘリコプターの降着場を定め、市長（本部長）は、県に通知しておくものとする。

『資料編 臨時ヘリコプター発着場』

3-2 消火活動、救助・救急活動への備え

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくするおそれが高い。

市は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、保有する消防力の整備強化に努めるものとする。

第1 出火防止、初期消火態勢の確立

市民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって地震火災の未然防止を図る。

1 火災予防の徹底

市は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防広報を各種研修会等により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけ等、種々の広報を行い火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資機材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について指導の徹底を図る。

(1) 一般家庭に対する指導

市内の住民が参加できるよう全区域に対して「防災指導」を展開し、火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、火災予防週間等には重点的に各家庭の巡回指導を実施する。また、火気使用設備、器具の使用状況、住宅用防災機器等の普及の推進、住宅防火診断等を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及、高揚に努める。

ア 災害発生時における応急措置の要領

イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

ウ 避難、誘導體制の確立

エ 終業時における火気点検の励行

オ 自衛消防隊の育成指導

(3) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び県は、住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

(4) 電気器具からの出火の予防

市及び県は、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

(5) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。また、市及び筑西消防本部は、その旨を周知指導する。

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、地震災害時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火防災訓練の実施、民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、自主防災組織、事業者及び災害時要援護者も含めた住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する、知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

婦人防火クラブ等、災害時要援護者の支援に配慮した民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行うものとする。

3 防火対象物の防火管理体制の推進

多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きいため、市は、防災機関と連携して、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導の徹底を行い、当該対象物における防火管理体制の推進を図るものとする。

第2 消防力の整備強化

市は、地震火災の特性に対処しうる消防力を確保するため、消防力の整備強化に努めるものとする。

1 防災教育訓練

社会経済の発展と都市化に伴い、消防活動はますます複雑化している。災害の種別に応じた防御訓練計画をたて、消防団員に習熟させ、技能の向上を図るものとする。

2 災害予防、警戒及び防御計画

火災、地震等の災害の予防警戒及び災害発生時における防御活動、災害種別に応じた活動要領、消防団員の非常召集等の基準を定め、周知徹底させて、災害の防除及び被害の軽減を図るものとする。

3 災害時の避難、救護及び救助

震災時には、火災等の二次的災害から市民の安全を守るための避難活動が必要になることが予想されるので、避難勧告、指示の伝達、避難誘導、避難路等の防御活動計画を定めておくものとする。

また、避難勧告、避難の誘導等は平素から地域に密着した防災活動を行う。市民の指導的立場にある消防団の活動が重要であり、特に、高齢者、障害者、病人等の災害時要援護者の避難誘導については消防団を中心とした自主防災組織との協力体制を定めてお

くものとする。

4 情報収集伝達、広報活動

震災時の地震情報の伝達及び広報は、市民にもれなく伝達する必要がある。地域防災の中心となって活動する消防団をはじめ、各関係機関との情報連絡体制を十分に整え、災害の発生状況や被害状況の情報収集を行うものとする。

5 消防活動困難地域の整備

住宅の密集、消防水利の不足、進入路が狭隘な地域等は、災害が発生すれば現場到着が遅れ救護等に支障がでるおそれがあるため、常に迅速、適切な消防活動体制を確立できるよう、整備を図るものとする。

6 消防団活動体制の整備強化

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防衛活動等において重要な役割を果たしており、団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の職員の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図り活動体制の強化に努める。

7 消防装備の整備強化

消防装備は、災害の複雑、多様化に対応し、震災時に備え効果的な消防活動を確保するため、充実強化を図るものとする。

8 消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、ため池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性防火貯水槽等を計画的に設置し、平時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。

消火栓は上水道の拡張計画とともに推進されるが、震災時には水源池、送配水管等が破壊され、全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり、これのみに頼ることは危険なため、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性防火貯水槽の設置促進に努める。

9 消防通信施設の整備

防災関係機関は、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、震災時の災害応急対策活動における中核的防災機関として有効に機能するため、医療機関や警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図るものとする。

10 救急体制の確立

迅速確実な救急業務が遂行されるよう、平時から医療関係機関との密接な協調・連携のもと、救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

(1) 救急病院等の受け入れ体制の整備

(2) 救急隊の装備、人員の充実

11 救助装備の整備・高度化

災害の多様化、複雑化、大規模化等により、人命の危険はますます増大し、迅速、的確な救助が必要となってきている。このような事態に対処するため、高度な人命救助資機材の整備、多目的救助工作車の整備、救助隊員の安全装備の充実、支援装備の整備を

図るとともに、救助隊員の向上を図るものとする。

第3 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

1 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2 救出・応急手当能力の向上

(1) 救出资機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出资機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

(2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたりるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

3-3 医療救護活動への備え

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

第1 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる医療救護施設について耐震診断及び必要に応じ、耐震・免震改修を要請する。

第2 医療関係団体との協力体制の強化

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化に努める。

医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平時より相互の連携に努める。

第3 医療救護活動

1 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、ふくそう等が十分予想される。そのために、平常時から無線等震災時災害医療に係る情報連絡体制を検討し、体制を確立する。

2 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化を推進する。

3 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動の拠点となる保健センター等の医療救護施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行う。また、その他の医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、耐震診断や耐震改修に努める。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保

ア 自家発電装置の整備

市は、病院、診療所に対して、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、診療所においては、自家発電装置による48時間程度の電気供給が可能な燃料タンクの増設と冷却水の確保を図る。

イ 災害用井戸の整備

市は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保す

るため、診療所等における自家用の井戸の確保を推進する。また、受水槽（貯水槽）を強化することにより、貯水されている水の漏洩を防ぎ、その利用促進を図る。

（3）医療関係者に対する訓練等の実施

診療所防災に当たっては、災害により診療所が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。市は、診療所に対し、防災体制、災害時の応急対策、診療所内の入院患者への対応策、診療所に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するよう指導に努める。

4 医療ボランティアの確保

市は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、医療ボランティアの「担当窓口」を設置する。医師会等医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入窓口」としての機能の整備の指導に努める。

3-4 被災者支援のための備え

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

第1 応急物資等備蓄計画

地震災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、地震災害発生後救援態勢が立ち上がるまでの間は、住民は地域において自らの生活維持をしていくため、食糧・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため市は、自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また一方で、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食糧、生活必需品等の供給を行う等地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務があるため、地域の状況を勘案し、必要量を算定し物資の備蓄・確保に努めるものとする。

加えて、災害時要援護者等に配給する食糧品（要介護者向けの流動食や乳幼児向けのミルク等）の備蓄に努める。

1 資材、機材の現況

災害応急対策に必要な資材、機材は、それぞれの各計画に定めるとおりであり、今後もおなご万全を期するため定期的に点検を実施するとともに必要資材、機材の整備を図っていく。

(1) 救出機材の整備

家屋、建造物等の重量物の下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、ジャッキ・動力付ノコ・手ノコ等の整備調達を事前に整える。

(2) 建設用重機所有者との協力

災害時に備え、地元業者で所有している重機を活用するため、覚書(人命救助を要する災害救援作業)を締結し、事前に備える。

(3) 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

県保健福祉部は、医薬品等 113 品目について備蓄し、県内 30 箇所保管している。また、茨城県医薬品卸業組合に対し、災害用医薬品等の流通備蓄を委託している。

2 応急物資等の備蓄

大規模な自然災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力には限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。

住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、住民又は地域において自らの生活維持を図るために、食糧・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必

要である。

このため、市は、自ら備蓄することの必要性を住民に周知する。

(1) 応急食糧の備蓄整備

市は、住民に対して発災初期の避難生活における応急食糧の備蓄について、平常時から取り組む必要性を周知する。

ア 市は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

イ 家屋倒壊等で備蓄食糧の確保ができなかった被災者の生活確保のため市は、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。

ウ 災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、事業所等に食糧等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう啓発し、奨励する。

(2) 給水体制の整備

家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの3日間の世帯人数分を確保する。

市は、災害時において被災者一人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、浄水器の配備、給水タンク、ポリタンクの確保、応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

また、老朽水道管の更新や水道施設の耐震化を促進するとともに、施設の管理図面や台帳等の控えをとり、災害に備え分散して管理する。

(3) 生活必需品等の備蓄整備

市においては、毛布類等が備蓄されているが、これらをさらに整備し、必要量を検討し備蓄に努めるとともに、販売業者と十分協議し、その協力を得て、物資調達に関する協定を締結し、生活必需品等を供給できる体制を整備する。

住民に対して、災害時の生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えることを周知する。

(4) 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、警察、県を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものがある場合は、市と関係機関とで協議し、整備・備蓄に努める。救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材(重量物排除用具等)については、民間からの応援調達も考慮した体制の整備を検討する。

(5) 医薬品等の備蓄

市は市内医療機関と協力し、災害時の医療救護活動に必要なとされる医薬品等の備蓄をすすめ、民間薬剤業者との協力体制を確立し、災害時における医薬品等の流通備蓄の確保を図る。

(6) 民間企業との協定締結の推進

災害が発生し、公的備蓄だけで物資がまかないきれない場合を考慮し、民間企業と緊急時の流通備蓄の提供に関する協定を結び、物資の安定的な供給に努める。

3-5 避難対策計画

市は、地震被害想定の結果に基づき、避難場所に避難した被災者のうち居住場所を確保出来なくなった者に対する収容保護を目的として避難所・拠点避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

第1 避難所の確保

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

第2 避難路の確保

市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、市職員は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努めるものとする。

- 1 避難道路は概ね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- 2 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- 3 避難道路は、相互に交差しないものとする。

第3 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

第4 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食糧等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。主なものは次に示すとおりである。

- 1 食糧、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- 2 生活必需品
- 3 ラジオ、テレビ
- 4 通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、市町村防災行政無線を含む）
- 5 放送設備

- 6 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- 7 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 8 給水用機材
- 9 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）
- 10 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- 11 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ
- 12 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の災害時要援護者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

第5 広域避難場所の指定

市は、震災時の延焼火災の発生を想定し、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備に努める。

- 1 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2m²以上を確保することを原則とする。
- 2 広域避難場所は要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものとする。
- 3 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- 4 広域避難場所は、大規模な崖くずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- 5 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- 6 地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

第6 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- 1 災害時要援護者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- 2 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- 3 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- 4 避難先での安否確認及び生活面の配慮

第7 地域に求められる役割

1 住民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

- (1) 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること。
- (2) 災害時要援護者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (3) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

2 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力を努める。

- (1) 災害時要援護者等の避難を支援すること。
- (2) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

3-6 災害時要援護者対策計画

近年の急速な高齢化や国際化等に伴い、災害発生時には高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等災害対応能力の弱い災害時要援護者の犠牲が多くなっている。

このため、次により各種対策を実施し、災害時の災害時要援護者の安全確保を図る。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

加えて、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災関係機関と福祉関係者が協力して避難支援計画を策定し、避難支援体制の整備に努める。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車椅子にも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

第1 社会福祉施設等対策

1 社会福祉施設等の安全確保

施設等管理者は、災害時に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

社会福祉施設等の利用者の大半については、ねたきり高齢者、障害者及び傷病者等のいわゆる「災害時要援護者」であることから、施設等管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるために計画的な耐震診断を行い必要に応じて耐震補強工事を実施する他、土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講ずる。また、スプリンクラーについては、設置義務でない施設についても必要に応じ設置に努める。

さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても促進を図る。また、市は、過去において浸水被害のあった区域、土砂災害危険箇所等に存在する社会福祉施設等の保全のため、採択基準に該当する箇所について、施設管理者への周知、講習会の実施等に配慮する。

2 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、土砂災害危険箇所等の立地条件等を踏まえて、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等に対し、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練や過去において浸水被害のあった区域、土砂災害危険箇所等、地域の特性に配慮した防災訓練等についても実施する。

また、市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

4 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食糧、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努める。

市は、災害時要援護者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

5 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、福祉関係団体と災害時要援護者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

6 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は災害時要援護者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

第2 在宅者対策

1 防災知識の普及・啓発

市は、災害時要援護者及びその関係者並びに近隣住民（自主防災組織等）に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、災害時要援護者の特性に配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制の整備に努める。

2 避難誘導・救出・救護体制の確立

市は、災害時要援護者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や福祉関係者との連携強化による災害時要援護者の実態把握に努め、地域住民、自主防災組織、桜川警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

その際、市は、災害時要援護者のプライバシーに配慮するとともに、関係者との実効性のある連携ができるよう、地域の災害時要援護者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

また、市は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む体制の育成に努めるとともに、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図る。

また、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報

システム等の整備に努める。

3 的確な情報伝達活動

市は、災害時要援護者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の災害時要援護者にとって適切な伝達手段を検討し、社会福祉関係者や地域住民等の連携による伝達等、多様な伝達手段の整備に努める。

特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備を図る。

また、災害時要援護者が避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報機器の整備に努める。

4 災害時要援護者の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の協力を通して、災害時要援護者名簿及び災害時要援護者避難支援プラン個別計画(災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報)の作成に努める。

また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取扱いに十分留意しつつ災害時要援護者に係る情報の共有化に努める。

第3 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備等に努める。

また、市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で血液型や既往症、宗教、連絡先等を記載するライフラインカードを配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、傾向の促進に努める。

第4 災害時要援護者支援の基礎づくり

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 支援組織の形成

災害時要援護者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、町内会、自治会、福祉ボランティア団体等を中心に構成される支援組織の整備と活動推進を図る。

(2) 平常時の活動

支援組織は、平常時に次のような活動を実施する。

- ア 要援護者に関する情報の収集と管理
- イ 災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり
- ウ 防災マップに関する情報の収集と管理
- エ 要援護者が居住する住宅の防災対策支援

(3) 災害発生時の活動

支援組織は、災害発生後に要援護者を支援する者（以下「構成員」という。）と連携し、各要援護者の安否確認を行うほか、次のような活動を実施する。

なお、安否確認等が円滑に行われるためには、平常時から構成員同士が連絡を密にし、災害発生時の対応について打ち合わせ等を行うことが不可欠である。

ア 支援組織は、地区の要援護者の安否確認等の集約を行うとともに、市からの問い合わせ等に対応する。

イ 支援組織は、必要に応じて要援護者の避難所等への誘導、搬送の対応を行う。

(4) 地域内防災環境の点検・調査

災害発生時の混乱の中、避難・誘導は非常に困難を極めることが予想される。避難・誘導を円滑に行うには、支援組織が中心になり、避難所の周辺及び経路について、目標物や危険物等を点検・調査し、改善していく取り組みが必要である。

併せて、調査した内容を記載した防災マップを作成する必要がある。

2 要援護者台帳の整備

(1) 要援護者情報の収集

情報の収集に当たっては、民生委員・児童委員の訪問活動等により説明を行い、要援護者本人又は介護者・保護者の同意を得る。また、広報等での制度の周知により、本人又は介護者・保護者からの申し出を呼びかける。

(2) 要援護者情報の整備手順

要援護者を把握後、本人等に要援護者台帳への情報の登載と活用の同意を得る。その後、福祉担当部局は要援護者台帳を回収し点検整備を進める。

(3) 要援護者台帳の配備先

作成された要援護者台帳は、福祉担当部局で原本を保管し、居住する地域の自治会長と民生委員・児童委員に地域の全ての要援護者台帳（写し）を配備するほか、要援護者本人と構成員には当該台帳（写し）を配付する。

(4) 要援護者情報の更新等

当初の要援護者台帳配備後、登載された情報について定期的に確認を行い、要援護者台帳の更新を行う。

また、申し出があれば要援護者台帳への登載を随時受け付ける。

3 個人情報の厳格な管理

要援護者台帳には要援護者についての個人情報に登載されており、管理、作成に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図る等、個人情報保護条例等の法令を遵守した管理方法を講じ、要援護者のプライバシー保護に十分留意するものとする。

4 支援体制（各部局、関係機関の役割分担）

平常時には、社会福祉協議会等関係団体と市が連携し、要援護者に対する必要な情報伝達・避難支援等の体制整備を図る。災害時には、災害対策本部との連携のもと、要援護者に対する支援体制を整備するとともに、消防団、自主防災組織等への情報伝達網を整備する。

3-7 帰宅困難者対策計画

本計画では、災害の発生時に様々な理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握しどのような支援を実施すべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館・ホテル等の避難先の確保等に努める。

また、地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

第1 帰宅困難者に対する防災対策

災害発生時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講ずる。なお、帰宅困難者がむやみに移動を開始し混乱することのないよう、基本原則の周知徹底を図る。

1 検討事項

- (1) 情報の広域収集伝達体制の構築
- (2) 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
- (3) 事業所、通勤者等への啓発
- (4) 徒歩帰宅行動時における支援対策
- (5) 代替輸送手段
- (6) 事業所、集客施設等における対策の推進
- (7) 事業所等における従業員の収容対策の推進
- (8) 飲料水、食糧、毛布等の備蓄の推進
- (9) 電車利用者対策、JRとの協議推進

2 帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

- (1) 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
- (2) 情報の収集伝達訓練
- (3) 安否の確認及び情報発信訓練
- (4) 徒歩帰宅訓練

3-8 地域の孤立対策計画

大規模な地震災害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある地域については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図る。

第1 孤立地域対策

1 孤立のおそれのある地域の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地域について、事前の把握に努める。

把握に当たっては、過去の災害での事例、次の孤立のおそれのある地域の例を参考にするとともに、消防署、消防団等防災関係機関から意見を聴取する。

(1) 道路状況

- ア 地域につながる道路等において迂回路がない。
- イ 地域につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ウ 地域につながる道路等において橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- オ 道路及び橋の冠水等により、交通途絶になる可能性が高い。

(2) 通信手段

- ア 電気の途絶により、通信機器が利用できなくなる可能性がある。
- イ 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。
- ウ 大規模な浸水により、電気通信設備等に被害が発生し通信が途絶する可能性がある。

第2 孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取組み、孤立対策に必要な施策を推進する。

また、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

1 市

- (1) 孤立のおそれのある地域においては、地域の代表者（区長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
また、自主防災組織を育成・強化し、地域内の防災力の向上に努める。
- (2) 地域内に学校や駐在所等の公共的機関、東京電力、N T T等の防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

(3) アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

(4) 孤立のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

2 電気通信事業者

孤立のおそれのある地域において、孤立防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置等について配慮する。

3 市及び道路管理者

孤立のおそれのある地域については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

4 他機関の通信設備の利用

市長（本部長）及び知事は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第 55～57 条）。

また、市長（本部長）若しくは指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長若しくは知事は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第 79 条）。

使用または利用できる通信設備

・警察通信設備	・航空通信設備	・鉄道通信設備
・消防通信設備	・海上保安通信設備	・電力通信設備
・水防通信設備	・気象通信設備	・自衛隊通信設備

第3 孤立した場合の対応

1 市

(1) 孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。

(2) 孤立した地域での避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。

(3) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 電気通信事業者

(1) 被災した電気通信設備等の応急復旧に努める。

3 市及び道路管理者

建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

4 警察署

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

3 - 9 燃料不足への備え

第1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所の指定に努める。

第2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

市は、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておくよう努めるとともに、指定車両にはステッカー等を作成し備えておく。

第3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

第4 平常時の心構え

1 市

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

2 住民、事業所

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

3-10 文化財災害予防計画

文化財は、そのほとんどが火災によって失われていることから、火災による被害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て火災の予防と文化財の保護を図る。

第1 文化財保護

国・県及び市指定の文化財のうち、建造物及び彫刻、工芸品、絵画、書籍、歴史、資料等を収蔵している建物については、常時雨漏れ、火災等に注意し、特に毎年1月実施の文化財防火デーを期して、防火施設・設備の点検を実施する。

所有者又は管理者は、文化財保護の重要性をよく認識し、これらの施設設備の整備充実に努める。

1 保護の対象

市には、県及び国の文化財保護条例に指定された建物、史跡等があり、これら及びこれらに準ずる物を対象とする。

2 災害予防対策

文化財の火気防災対策は、施設の充実はいうまでもなく、防火管理の体制をつくり、環境の整備、整頓を図るとともに、その周辺での喫煙、たき火等の火気使用の制限を図る。

具体的な施設整備については、消防機関が指導する。また、文化財保護制度制定後、国では毎年1月26日を文化財防火デーとしており、市においてもこの日を期して消火訓練を実施するなどして防火思想の高揚に努める。

第4節 防災教育・訓練

4-1 防災知識の普及・啓発に関する計画

地震災害時には市・県・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、災害時要援護者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは県や市が行う防災活動への協力等、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、住民をあげての取り組みが重要であり、「市民防災運動」として、自主防災組織の組織化の促進と活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力し市民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る。

第1 市民に対する防災知識の普及

市民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命、身体及び財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間や防災ボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

1 普及の内容

- (1) 気象知識に関すること
- (2) 予報、注意報、警報に関すること
- (3) 災害危険箇所に関すること
- (4) 過去の主な災害事例・教訓
- (5) 災害対策の現状
- (6) 災害時における応急措置並びに心得
- (7) 避難所・避難経路・その他避難対策に関する知識
- (8) 平常時の心得（非常持ち出し品、備蓄等日頃の準備）
- (9) 自主防災組織等の地域での防災活動
- (10) 避難準備情報、避難指示及び避難勧告の内容と早期避難の重要性
- (11) 災害時要援護者への支援協力
- (12) 「自助」「共助」の推進

ア 概ね3日分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄

非常持ち出し品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などについて推進する。

イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについて見直しを推進する。

ウ 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・システム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

エ 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

(13) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、市及び水戸地方気象台は、その特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料等を積極的に配布して、十分な周知を行う。

(14) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度で、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

(15) 防災関連設備等の準備

ア 非常用持出袋

イ 消火器等消火資機材

ウ 住宅用火災警報器

エ その他防災関連設備等

(16) その他、地域の実情に応じた市民の安全確保に必要な情報

2 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図る。

(1) テレビ・ラジオ及び新聞の利用

(2) 広報誌・広報車の利用

(3) 映画・ビデオ等による普及

(4) パンフレットの利用

(5) 防災マップの配付

(6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(7) インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の利用

(8) 文字放送の活用

(9) 地震体験車等の教育設備の活用

3 防災基地の整備

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。

第2 学校における防災教育

小中学校の総合学習等の場を通じて、児童・生徒に対する防災教育の導入に努めるとともに、防災機関と連携した総合的な避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させる。

1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、防災対策委員会等の組織化を図り、学校における防災体制の確立や防災教育のあり方について対応を推進するとともに、防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

2 防災教育の充実

(1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

(2) 防災教育の実施に当たっては、暴風、豪雨、洪水、地震、土砂崩れその他の異常な自然現象又は大火等による被害状況を認識させ、防災体制の仕組み等を理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。

3 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行ない、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害の仕組み、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害避難訓練の充実を図る。

災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の実施を検討する。

4 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

5 避難訓練等の実施

大規模災害を想定した総合的な避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施に当たっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらう等避難訓練方法の工夫を行う。

第3 職員に対する防災教育

1 教育の内容

- (1) 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。
- (2) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- (3) 過去の主な被害事例に関すること。
- (4) 防災関係法令の運用に関すること。
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引き等印刷物の配付
- (3) 見学、現地調査等の実施

第4 防災上重要な施設における教育

病院、スーパーマーケット等の不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 自動車運転者に対する教育

交通安全教育実施時において、地震発生時の適切な措置や日頃の心得、対策について、周知徹底を図る。

第6 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるように周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第7 企業防災の推進

各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための

事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備や行政と企業等が連携した防災訓練を実施するほか、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検見直しなど防災活動の推進に努める。

また、企業の防災に関する取組みを企業自身が積極的に評価するなどにより、企業防災力の向上を図る。

このため、市は、社員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

4-2 防災訓練計画

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。

市は、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的実施する。

また、市民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得するものとする。

なお、市及び防災機関は、地震災害発生時における防災活動の迅速かつ円滑な実施に期するため、相互の連携のもと、地震に関する実践的な各種訓練を実施し、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講ずるものとする。

また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練

1 市総合防災訓練

防災関係機関相互の連携体制の強化を図り、併せて市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要援護者も含めた、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

訓練項目

- (1) 動員及び災害対策本部の設置・運営
- (2) 交通規制及び交通整理
- (3) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- (4) 救出・救助、救護・応急医療
- (5) 各種火災消火
- (6) 道路復旧、障害物除去
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 災害情報の収集伝達
- (9) 流出油防除
- (10) ライフライン復旧
- (11) 無線による被害情報収集伝達
- (12) 災害時要援護者の支援（避難所への避難等）
- (13) 応急給水活動
- (14) その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施

2 図上訓練（ロールプレイング）

初動体制の確立を目指して、災害対策本部及び支部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応能力の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるために図上訓練を実施する。

3 地域の実情に即した訓練の実施

地震被害は地域によりその様相が大きく異なる。そこで、地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を調査研究し、訓練計画を作成する。

4 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村等が主催して実施する。

その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要援護者を含めた一般県民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

5 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、施設外への避難訓練等の際には、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。また、救援物資の輸送訓練等の際には、パトカーによる先導や交通整理を実施する。

第2 個別防災訓練

1 水防訓練

その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を予想し、又は関係機関が合同して実施する。

【訓練内容】

- (1) 観測（水位、雨量、風速）
- (2) 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- (3) 輸送（資材、機材、人員）
- (4) 工法（各水防工法）
- (5) 水門、樋門、陸開、角落としの操作
- (6) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

2 消防訓練

市は、震災時に発生する火災をはじめとする各種災害に対処するため、消防団、事業所等と連携した火災防御、救助等の訓練を実施する。

3 避難、救助救護訓練

市その他の関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

さらに、災害時要援護者を対象として避難訓練シミュレーションや移送訓練等により迅速かつ安全な避難誘導體制の確立を図る。

なお、学校、病院、社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒、利用者等の人命を保護するための避難訓練を随時実施するよう指導する。

4 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害が生じることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、各無線局の参加を促し、非常通信に関する訓練を定期的に行う。

5 災害情報連絡訓練

災害時において市（災害対策本部）と市の出先機関との災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

6 職員参集訓練

災害時において迅速な応急対策を実施するために必要な職員については、動員配備計画に基づき職員の参集訓練を実施する。

7 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、筑西消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

8 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び筑西消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

9 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び県をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く災害時要援護者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

10 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた避難訓練の実施、地域住民の参加により学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

4－3 文教計画

教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という）における幼児・児童・生徒等（以下「児童・生徒等」という）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害予防の措置を講ずる。

第1 防災教育

1 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童・生徒等の安全を図るため、学校防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童・生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

第2 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

1 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童・生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

(1) 施設の点検整備

施設の管理者は、定期的に施設の点検を行い、整備に必要な箇所については速やかに整備することを図る。

ア 学校等施設・設備を震災等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、耐震構造化を促進する。

イ 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

(2) 防災対策の整備

ア 防災体制の整備

震災等の災害発生に備え、学校等は被害を最小限にとどめるため、関係機関との密接な連絡のもとに児童・生徒等並びに教職員の応急対策及び連絡避難体制の整

備を図る。

イ 防災計画の整備

学校等は、災害の種類に応じ、救助、連絡避難等に関する計画書を作成し、それに基づく日常の指導、訓練等を進める。

ウ 避難経路、場所の点検と整備

避難については、その経路、場所、方法について周知徹底を図るために各種教室や防災コーナー等に掲示しておくとともに、避難場所については様々な条件を考えて、避難等の場所を指定し整備する。

エ 通学路の安全点検と事後措置

登下校時の地震による被害防止のために、特に次の項目等について重点的に点検を実施し、保護者及び関係機関の協力を得て安全確保に努める。

- (ア) ブロック塀等が倒壊する恐れのある箇所
- (イ) 家が密集しているなど、通行に支障がある箇所
- (ウ) 高压電線等の切断により通行に支障のある箇所
- (エ) マンホールや用水路等、増水時に危険のある箇所

4-4 震災に関する調査研究

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

第1 基礎的調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面でデータを調査、収集し、データベース化して、情報の利用に努める。

1 自然条件

- (1) 地盤及び地質
- (2) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）
- (3) 地震観測

2 社会条件

- (1) ハード面
 - ア 建築物の用途、規模、構造等の現況
 - イ 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
 - ウ ガソリンスタンド等危険物施設の現況
 - エ 耐震性貯水槽等消防水利の現況等
- (2) ソフト面
 - ア 昼夜間人口、災害時要援護者等の人口分布
 - イ 住民の防災意識等

3 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

第2 防災アセスメントの実施

震災対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、住民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、市、県、防災関係機関で協力し、実施していくものとする。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

第3 震災対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

震災対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- 1 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 2 地震被害軽減のための調査研究
- 3 防災教育・訓練のための調査研究
- 4 応援・派遣に関する調査研究
- 5 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 6 被災者生活救援のための調査研究
- 7 応急復旧・事後処理のための調査研究
- 8 震災復興のための調査研究

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応

1-1 組織計画

市及び防災関係機関は、市域内及び近隣市町村に地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限度にとどめるため、市災害対策本部を設置し、防災業務の遂行に当たる。

第1 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

市は、次に示す場合、災害対策基本法第23条、桜川市災害対策本部条例及び本防災計画の定めるところにより、非常体制をとり災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

【設置基準】

- (1) 震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) その他市長（本部長）が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたととき。

2 廃止

市長（本部長）は予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置が概ね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

3 設置及び廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

4 実施責任者

災害対策本部の総括指揮者は市長（本部長）であるが、不在の場合は次の順序による。

第1順位	第2順位
副市長	市民生活部長

5 開設場所

災害対策本部は、桜川市役所大和庁舎3階大会議室に設置する。ただし、市庁舎が被災するなど何らかの理由で会議室が使用できない場合は、次の順序で本部を移設する。

第1順位	第2順位	第3順位
大和中央公民館	岩瀬庁舎	真壁庁舎

6 災害対策本部の体制と配備

体制の基準は、次によるほかその時の状況により本部長が決定する。

(1) 準備指令

震度4の地震が発生したとき、またはその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたとき、連絡調整を主とする体制。

(2) 第1配備指令

震度5弱の地震が発生したとき、またはその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制。

(3) 第2配備指令

震度5強の地震が発生したとき、またはその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたとき、災害の現状に対処し拡大に備える体制。

(4) 第3配備指令

震度6弱以上の地震が発生したとき、またはその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたとき、本部の全力をもって対処する体制。

第2 組織図

1 災害対策本部組織表

部名	部長等		班名	班長等		班員
本部事務局	事務局部長 事務局次長	市民生活部長 市民生活部次長	本部班	班長 副班長	生活安全課長 国保年金課長	生活安全課 国保年金課
本部事務局付			現地調査班	*災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。		
			現地対策班	班長	岩瀬総合窓口課長	各庁舎総合窓口課
				班長	真壁総合窓口課長	監査委員公平委員会事務局
	班長	大和総合窓口課長				
総務部	部長 次長	総務部長 総務部次長	総務班	班長	総務課長	総務課
			財政班	班長	財政課長	財政課
			税務班	班長 副班長	税務課長 収税課長	税務課 収税課
			会計班	班長	会計課長	会計課
市長公室部	部長 次長	市長公室長 市長公室次長	企画・情報班	班長 副班長	情報政策課長 企画課長	情報政策課 企画課
			秘書広報班	班長	秘書広報課長	秘書広報課
			職員班	班長	職員課長	職員課
市民生活部	部長 次長	市民生活部長 市民生活部次長	市民班	班長	市民課長	市民課
			環境対策班	班長	環境対策課長	環境対策課

部名	部長等		班名	班長等		班員
保健福祉部	部長 次長	保健福祉部長 保健福祉部次長	福祉班	班長 副班長 "	社会福祉課長 児童福祉課長 介護長寿課長	社会福祉課 児童福祉課 介護長寿課
			保育所班	班長 副班長	岩瀬・大和保育所長 東部・北部保育所長	各保育所
			保健班	班長	健康推進課長	健康推進課
経済部	部長 次長	経済部長 経済部次長	農政班	班長 副班長	農林課長 農地整備課長	農林課 農地整備課 農業委員会事務局 土地改良事務局 水田農業振興室
			商工班	班長	商工観光課長	商工観光課
建設部	部長 次長	建設部長 建設部次長	建設班	班長	建設課長	建設課
			都市整備班	班長	都市整備課長	都市整備課
上下水道部	部長 次長	上下水道部長 上下水道部次長	下水道班	班長	下水道課長	下水道課
			水道班	班長	水道課長	水道課
教育部	部長 次長	教育部長 教育部次長	学校教育班	班長	学校教育課長	学校教育課
			文化財生涯学習班	班長 副班長	生涯学習課長 文化財課長	生涯学習課 文化財課
			スポーツ振興班	副班長	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
消防部	部長	消防団長	消防班	班長	消防団副団長	桜川市消防団
議会部	部長	議会事務局長	議会班	班長	議会事務局長	議会事務局

2 事務分掌

部名	班名	班員	分掌事務
本部事務局	本部班	生活安全課職員 国保年金課職員	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部及び現地対策本部の設置、運営、庶務及び閉鎖に関すること。 (2) 災害対策の総合調整に関すること。 (3) 本部会議の庶務に関すること。 (4) 本部長指令の発令及び解除に関すること。 (5) 災害関係職員の動員及び服務に関すること。 (6) 県、消防、警察、自衛隊及び他自治体職員等の派遣要請及び受け入れに関すること。 (7) 指定公共機関その他の関係機関との連絡に関すること。 (8) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。 (9) 気象情報及び各種予報、警報等の情報の収集連絡に関すること。 (10) 各部からの被害状況のとりまとめに関すること。 (11) 応急対策実施状況のとりまとめに関すること。 (12) 防災行政無線局の運用に関すること。 (13) 県との災害状況の連絡及び報告に関すること。 (14) 各部各班との連絡調整に関すること。 (15) 輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送に関すること。 (16) その他各部に属さない事項に関すること。
本部事務局付	現地調査班	*災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 被害状況現地調査報告に関すること。 (2) り災状況の一次判定調査報告に関すること。
	現地対策班	岩瀬総合窓口課員 真壁総合窓口課員 大和総合窓口課員 監査委員公平委員会事務局職員	<ol style="list-style-type: none"> (1) 各庁舎における災害情報等の収集に関すること。 (2) 現地調査・対策の協力に関すること。 (3) 本部事務局との連絡調整に関すること。 (4) 障害物の除去の協力に関すること。 (5) 防災無線放送の協力に関すること。 (6) り災証明書の申請受付、証明書の発行に関すること。
総務部	総務班	総務課員	<ol style="list-style-type: none"> (1) 区長会並びに関係諸団体との連絡調整、情報収集及び協力要請に関すること。 (2) 被害状況現地調査報告に関すること。 (3) り災状況の一次判定調査報告に関すること。 (4) 被災者の相談に関すること。
	財政班	財政課員	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策関係予算及び災害時の資金の運用に関すること。 (2) 義援金・支援金の受入れ及び配分に関すること。 (3) 災害対策に対する物品の調達に関すること。 (4) 災害救助関係就労者の確保及び供給に関すること。 (5) 車両の配車に関すること。 (6) 民間からの車両及び舟艇等の借上に関すること。 (7) 庁舎等の防災及び修理に関すること。 (8) 燃料の確保に関すること。
	税務班	税務課員 収税課員	<ol style="list-style-type: none"> (1) 土地の被害状況調査及び報告に関すること。 (2) 建物のり災判定調査及び報告に関すること。 (3) り災判定プロジェクトチームの設置に関すること。 (4) り災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 (5) り災世帯数の調査協力に関すること。
	会計班	会計課員	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること。

市長公室部	企画・情報班	企画課員 情報政策課員	(1) 災害情報の収集及び伝達に関する事 (2) 救助救援物資等の受付、保管、仕分け及び配分に関する事 (3) り災世帯数の調査に関する事 (4) 緊急速報メール等の配信に関する事 (5) 帰宅困難者の避難誘導に関する事
	秘書広報班	秘書広報課員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事 (2) 災害視察及び見舞者の接遇に関する事 (3) 各種警報の伝達広報に関する事 (4) 災害情報の広報に関する事 (5) 災害状況の記録及び写真等の整理に関する事 (6) 報道機関との連絡等に関する事
	職員班	職員課員	(1) 本部員及び派遣職員の給与に関する事 (2) 本部員及び派遣職員の休職に関する事 (3) 公務災害補償その他被災職員に対する給与及び援助に関する事
市民生活部	市民班	市民課員	(1) り災者台帳の作成及び被害状況のとりまとめに関する事 (2) 安否情報の収集・整理に関する事 (3) 要搜索者名簿の作成に関する事 (4) り災世帯数の調査協力に関する事 (5) 不明者の身元確認の協力に関する事
	環境対策班	環境対策課員	(1) 被災地の防疫及び清掃に関する事 (2) 犬猫等の死体処理に関する事 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関する事 (4) 災害廃棄物の処理対策に関する事 (5) 公害原因物質による環境汚染の調査に関する事 (6) 被災瓦礫の受け入れ及び処分に関する事 (7) 井戸水の水質検査及び消毒に関する事 (8) 放射能対策に関する事 (9) その他環境衛生に関する事
保健福祉部	福祉班	社会福祉課員 児童福祉課員 介護長寿課員	(1) 災害救助法、小災害り災者援護、災害弔慰金及び災害援護資金等に関する事 (2) 避難所及び福祉避難所の設置及び収容に関する事 (3) 福祉相談窓口の開設及び相談に関する事 (4) 炊き出し、食糧品の給与に関する事 (5) り災者の被服寝具、その他生活必需品の給貸与に関する事 (6) 救助物資の確保、輸送及び配分に関する事 (7) り災死亡者の収容及び埋火葬に関する事 (8) 福祉施設の被害調査及び復旧に関する事 (9) 災害見舞金品・義援金の配分に関する事 (10) 被災者生活再建支援金の支給に関する事 (11) 要援護者対策に関する事 (12) ひとり暮らし高齢者の安否確認に関する事 (13) 社会福祉協議会との連携協力に関する事
	保育所班	保育所職員	(1) 児童の避難に関する事 (2) 保育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 (3) 災害時の児童の預かり及び休所に関する事 (4) 児童の被災状況調査に関する事 (5) 避難所設置時の協力に関する事
	保健班	健康推進課員	(1) り災者の医療救護及び防疫に関する事 (2) 保健・医療相談窓口の開設及び相談に関する事 (3) 医療救護所の設置及び運営に関する事 (4) 医療機関との連絡調整に関する事 (5) 医療機材、医療品の確保に関する事 (6) 感染症の予防に関する事

			<ul style="list-style-type: none"> (7) その他保健に関すること。 (8) 保健施設の被害調査及び復旧に関すること。 (9) 避難所開設時の協力に関すること。
経済部	農政班	農林課員 農地整備課員 農業委員会事務局職員 土地改良事務局職員 水田農業振興室職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地、農作物、農業用施設の災害調査・り災判定及び応急対策に関すること。 (2) 農作物被害に対する技術指導に関すること。 (3) 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 (4) 家畜の被害調査及び死体処理に関すること。 (5) 農林災害資金融資の相談に関すること。 (6) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (7) 避難所運営の協力に関すること。 (8) 農業施設のり災判定及び証明書等の交付に関すること。
	商工班	商工観光課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商工業の被害調査及び報告に関すること。 (2) 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。 (3) 商工業災害貸付等の相談に関すること。 (4) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (5) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
建設部	建設班	建設課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土木施設の応急復旧、災害復旧に関すること。 (2) 土木施設の被害状況、応急修理等の記録に関すること。 (3) 水防対策に関すること。 (4) 土砂災害対策に関すること。 (5) 道路、河川、橋梁等の応急修理に関すること。 (6) 障害物の除去に関すること。 (7) 災害対策に必要な就労者及び資材等の確保の協力に関すること。
	都市整備班	都市整備課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市施設の応急対策に関すること。 (2) 都市施設の被害状況調査に関すること。 (3) 都市施設の応急修理及び清掃に関すること。 (4) 水防対策の協力に関すること。 (5) 被災住宅の応急危険度判定に関すること。 (6) 市営住宅の被害調査及び報告並びに修理に関すること。 (7) 応急仮設住宅の供与に関すること。 (8) 被害住宅の応急修理に関すること。 (9) 被災者住宅相談に関すること。
上下水道部	下水道班	下水道課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道施設の被害調査に関すること。 (2) 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。 (3) 仮設トイレの調達及び設置に関すること。 (4) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
	水道班	水道課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 飲料水の応急給水活動に関すること。 (2) 上水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。
教育部	学校教育班	学校教育課員 給食センター職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学用品等の調達及び配分に関すること。 (2) 児童生徒の避難に関すること。 (3) 災害時の登下校及び休校に関すること。 (4) 救助用ヘリコプターの離着陸場の設置に関すること。 (5) 学校施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (6) 学校との連絡、情報収集に関すること。 (7) 児童及び生徒の被災状況調査に関すること。 (8) 避難所設置時の協力に関すること。 (9) 炊き出しの協力に関すること。
	文化財生涯学習班	文化財課員 生涯学習課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財、公民館、体育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 避難所開設時の協力に関すること。 (3) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。

	スポーツ振興班	スポーツ振興課員	(1) 避難所の施設管理に関する事。 (岩瀬総合体育館、大和体育館、真壁体育館) (2) 飲料水の応急給水活動への協力に関する事。
消防部	消防班	桜川市消防団	(1) 消防団員の動員に関する事。 (2) 消防及び水防活動に関する事。 (3) 避難の勧告及び指示の伝達に関する事。 (4) 避難者の誘導に関する事。 (5) り災者の救出に関する事。 (6) り災者の非難のための輸送に関する事。 (7) 行方不明者の捜索に関する事。
議会部	議会班	議会事務局職員	(1) 各部との連絡調整に関する事。 (2) 災害に係わる議会の対策に関する事。

1 - 2 動員計画

市及び防災各機関は、市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

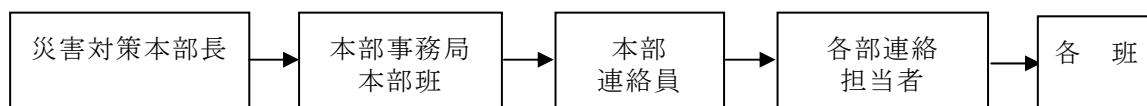
災害応急対策活動に必要な人員を把握し、災害対策本部の設置等、災害時の応急対策を遂行するための以下のとおり職員を動員する。

第1 市の職員動員・参集

1 動員の方法

(1) 勤務時間内の場合

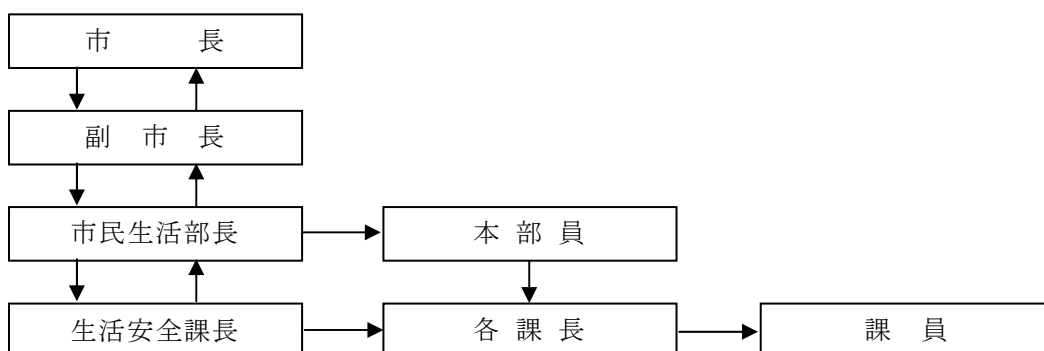
災害対策本部の配備態勢については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達することとし、原則として、平常勤務体制で対応する。



(注) 上記の伝達方法は、庁内放送をもって行うことがある。

(2) 勤務時間外の場合

突発的に災害が発生し、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の伝達方法は、電話、携帯電話、メール等最も速やかに行える方法による。

(3) 動員状況の報告

各班の班長は、職員の参集状況を速やかに把握し、部長班長に報告するものとする。また、部長班長は市長（本部長）に報告するものとする。

2 配備態勢

災害対策本部における配備態勢は、次のとおりとする。

配備体制	配備内容	災害の状況
準備指令	生活安全課長 防災担当職員	1 気象庁から大雨、洪水等のいずれかの注意報が発表され、被害の発生が予想される時。 2 震度4の地震が発生したとき
第1配備指令 (警戒態勢)	市民生活部長生活安全課長 生活安全課職員 建設部応急対策担当職員 (部で指名した職員) 各総合窓口課担当職員(各庁舎に集合) 消防団本部員以上	1 気象庁から大雨警報・洪水警報・暴風警報のいずれかが発表され、被害の発生が予想される時。 2 河川が警戒水位に達するおそれがある時。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 震度5弱の地震が発生したとき。 5 その他必要により市長(本部長)が警戒体制を命じたとき。
第2配備指令 (緊急体制)	各部課副主査以上の全職員 生活安全課職員 建設部応急対策担当職員 その他の職員は自宅待機 消防分団長以上の役員	1 水害が発生又は発生するおそれがある時。(本部長命令) 2 震度5強の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長(本部長)が緊急体制を命じたとき。
第3配備指令 (非常体制)	全職員 全消防団員	1 市域の複数の地域に風水害が予想される気象情報が発表され、大規模な被害が生じる恐れがある時 2 その他異常な自然現象又は大規模な人為的原因による災害が発生する恐れがある時、又は甚大な被害が予想されると市長(本部長)が認めたとき 3 風水害等により数地区に被害が生じたとき 4 震度6弱以上の地震が発生したとき。

3 配備の命令を受けた市職員の行動

- (1) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- (2) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- (3) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、状況に応じてこれに参加し、その旨を所属長に連絡する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局本部班については、この限りでない。

- (4) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事する。

- ア 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。
- イ 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、指定避難所等に参集する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局本部班については、この限りでない。

- (5) 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、状況に応じて付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡する。
- (6) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、災害対策本部事務局に連絡する。

4 準備指令（注意配備）における対応

(1) 主な職務

状況把握と第1配備指令（警戒配備）の検討並びに事前通告。

(2) 職員の対応

生活安全課長から第1配備指令の事前通告を受けた職員は、職場に待機する。夜間・休日時は自宅待機。

5 第1配備指令（警戒配備）における対応

(1) 主な職務

- ア 災害状況の把握、災害対策本部・現地災害対策本部の設置検討
- イ 応急対策

(2) 職員の対応

- ア 市民生活部長から指示のあった職員は会議室に集合。
- イ 夜間・休日時は、即登庁する。

(3) 消防団

- ア 消防団長は、副団長・本部員に各地区の庁舎へ集合するよう指示する。
- イ 各庁舎において副団長・本部員は、消防団長の指示を受け、各消防署と連携を図り、災害状況を把握し、水防活動の実施と消防団の出動について協議する。
- ウ 出動命令を受けた分団長は、副団長・本部員の指揮の基、分団員を統率し、災害現状の把握及び水防活動に従事する。
- エ 消防団を出動させる場合は、各地区の筆頭副団長が団長に報告する。

6 第2配備指令（緊急体制・災害対策本部設置）における対応

(1) 本庁職員の対応

- ア 課長以上の職員は、市民生活部長の指示により、大和庁舎3階会議室に集合する。
- イ 災害対策本部からの指示を受け、今後の対応を協議し関係各課並びに各庁舎に災害対策の指示をする。
- ウ 副主査以上の職員は、災害に備え庁舎に待機する。夜間・休日の際も登庁し待機する。

(2) 消防団

各地区の副団長から出動の指示を受けた分団は、直ちに現地対策本部又は災害現場に急行する。

7 第3配備指令（非常体制・大規模災害）における対応

（1）職員の対応

全職員がそれぞれの所属する庁舎に集合し、災害対策本部長の指示により対応に当たる。

（2）消防団

全分団員は、各分団の詰め所に集合して出動態勢を整え、副団長の指示により、現地対策本部又は直接災害現場（副団長指示）に急行する。

第2節 災害情報の収集・伝達

2-1 災害情報の収集・伝達計画

地震災害が発生した場合、迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保し、通信設備の緊急点検を行うよう努める。

第1 通信手段の確保

1 震度4以上の地震発生時における通信施設の緊急点検等

(1) 防災端末

市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力する。

(2) 有線電話

ア 庁内、庁外線の異常の有無を確認する。この場合、勤務時間内にあつては出先機関との通話状態、勤務時間外にあつては、N T T、関係機関の通話状態を確認する。

イ 点検の結果、通話不可能の場合は、直ちに情報収集及び伝達要員の確保に努め「災害対策本部」等の連絡に当たる。

(3) 無線電話

ア 通信担当者は、直ちに無線通信機器等の点検及び試験を行い、異常の有無を確認する。

イ 停電時の通信機器及び照明等の非常電源を確保する。

ウ 有線が途絶した場合は、警察通信設備、自衛隊通信設備、消防通信設備、水防通信設備、気象保安通信設備、鉄道保安通信設備、電力保安通信設備等の、無線通信施設を利用する。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

(4) その他手段での対応

N T T等の公衆回線を含め、すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

なお、自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

第2 通信途絶時の対応

1 無線通信の確保

有線電話系統が通信不能となった場合は、防災行政無線、アマチュア無線等の通信網により情報収集の把握に努める。

2 情報収集連絡要員の確保

(1) 有線電話、無線電話による通信が困難な場合は、情報収集連絡員を確保する。

(2) 情報収集連絡員は、自転車、オートバイを使用し、避難所と本部との連携及び連絡途上における被害状況の把握に努める。

3 被害状況の空中偵察要請

市長（本部長）は、情報収集が極めて困難と判断したときは、自衛隊、県警察等に対してヘリコプターの出動を要請し、上空からの確な被害状況の把握に努め、応急活動の実施及び関係機関への応援要請の判断を行う。

第3 非常通信の確保

1 非常時における公共通信施設の優先利用

災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合等においては、次の方法により通信施設を優先的に利用することにより通信連絡を確保する。

(1) 非常通話

他の全ての通話に優先する。

ア 災害救援のための緊急を要する通話であって災害救助機関相互間で行うもの。

イ 災害救助のため必要とする通話であって非常事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者が、災害救助機関に対して行う。

(2) 緊急通話（衛星通信回線を含む。）

他の一般通話に優先する。

また、地震災害により緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合において、救援等緊急の事項を内容とする通話であって、その事実を知ったものと救援機関との間、又はこれら機関相互間で行うものは、他の一般通話に優先する。

2 災害時の通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

(1) 通信事業者回線等

市は、NTT東日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用等により、ふくそうの防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図り、また、加入電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話または電報を利用する。

ア 災害時優先電話

市は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。

イ 非常通話、緊急通話

市は、必要により、あらかじめ登録をした災害時優先電話から102番を呼び出し、優先した通話を申し込む。その際次の事項をオペレータに告げ通話を申し込むこととする。

(ア) 非常扱い通話または緊急扱い通話の申込みであること

(イ) 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等

(ウ) 相手の電話番号及び通話の内容等

なお、本通話は、非常・緊急の順に一般の通話に優先して接続されることになっているが、ふくそうの程度に応じて通話時間が制限されるほか、緊急通話は受

付られない場合もある。また、相手等の通信設備の被害状況によって利用が困難な場合もある。

ウ 携帯電話の活用

市は、応急復旧等により携帯電話が使える場合は、緊急時の連絡手段として確保し活用する。

エ 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの115番にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込みこととする。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

(ア) 非常扱い電報または緊急扱い電報の申込みであること

(イ) 発信電話番号と機関名称等

(ウ) 電報の宛先住所と機関名称等

(エ) 通信文と発信人名

なお、電報が著しくふくそうするときは、受付けを制限する場合がある。

(2) 非常通信経路計画

一般公衆電話が途絶した場合は、市長(本部長)は、次に掲げる者の協力を得て、その通信施設を利用する。

また市長(本部長)は、災害に関する予警報の伝達等、災対法第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる

ア 使用または利用できる通信設備

(ア) 警察事務を行う者(桜川警察署・茨城県警察本部間無線通信施設)

(イ) 消防事務を行う者(桜川市消防用超短波無線電話施設)

(ウ) 水防事務を行う者(茨城県筑西土木事務所・県庁間無線通信施設)

(エ) 鉄道事業を行う者(岩瀬駅、大和駅、羽黒駅・無線有線混在通信施設)

(オ) 電気事業を行う者(東京電力支店間無線電話施設)

(カ) 各タクシー会社の無線通信設備

イ 事前協議の必要

(ア) 市長(本部長)は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。(事前対策)

(イ) 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

(3) 非常通信の実施

市長(本部長)は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (オ) 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ク) 遭難者救護に関するもの
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (シ) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々なので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

ウ 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号。
- (イ) 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
- (ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- (エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送らりたい。」のように）を記入する。
- (オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び

電話番号を記入する。

エ 放送の利用

市長（本部長）は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を知事を通じてNHK水戸放送局及び株式会社茨城放送に要請する。

オ 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

カ アマチュア無線ボランティアの活用

前各号により通信の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、アマチュア無線の協力を求め、通信の確保を図るものとする。

(ア) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(イ) アマチュア無線ボランティアの活動内容

- a 非常通信
- b その他の情報収集活動

第4 情報の収集及び報告

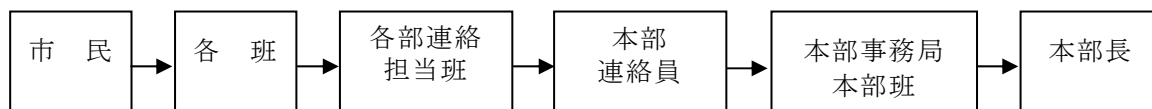
地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

1 災害状況の収集・伝達

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を各部において収集及び整理し、本部班においてとりまとめる。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

市は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達し最終的に市民に伝えるものとする。



(1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 津波警報または注意報発表時 若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 1 以上 	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度 5 弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード 7.0 以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

ア 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区气象台及び沖縄气象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

(3) 市における措置

ア 市は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

イ 市は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに市民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

2 災害情報の報告等

(1) 報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

ア 災害救助法の適用基準に合致する災害

イ 市災害対策本部を設置した災害

ウ 市域の被害は軽微であっても、隣接する他市町村で大きな被害を生じている災害

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

オ 地震が発生し震度4以上を記録したとき

カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

キ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 被害状況の調査及び報告系統

市は、県に災害情報を報告する。

報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれしだい県に対して報告する。

なお、被害状況の調査、報告の要領等は、次に定めるところによる。

被害状況の調査、報告の要領

区分	被害の内容
ア 人の被害	被害状況
イ 住家の被害	被害状況
ウ 土木関係	公共土木施設被害、都市計画施設被害、下水道施設被害
エ 農林水産関係	一般被害、農林水産業施設被害
オ 建築関係	公営住宅被害
カ 商工関係	中小企業（大企業）関係被害
キ 民生・福祉関係	水道施設被害、清掃施設被害、医療施設被害、 社会福祉施設等被害
ク 教育関係	市立学校(大学を除く。)被害、文化財・社会教育施設被害
ケ 公共施設等の被害状況	公共施設等の被害状況、道路の不通状況、 交通機関の被害状況（不通状況）、 電力施設の被害状況（停電状況）、 通信施設の被害状況（電話不通状況）、 上水道施設の被害状況、下水道施設の被害状況
コ その他	その他の被害状況

(3) 防災関係機関との連携

市は、筑西広域消防本部、警察、県災害対策本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

ア 主な情報交換事項

- (ア) 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
- (イ) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (ウ) 犯罪の防止に関し行った措置

イ 警察との連携体制

市は、警察官1名の派遣を要請し、署活系無線機を使用した連携体制を確保し、情報収集体制及び被害状況の共有体制を強化する。

(4) 災害対策本部におけるとりまとめ

災害対策本部本部室における被害状況のとりまとめについては、規模等により異なるが概ね次によりとりまとめる。

ア 被害状況

- (ア) とりまとめの時期及び回数

原則として災害対策本部設置期間中毎日1回（午後5時現在のもの）とりまとめ

る。

(イ) とりまとめ事項の内容

被害状況報告様式によりとりまとめる。

イ 災害速報

(ア) 速報を行う場合

災害対策本部を設置して対処しなければならない程度・規模の災害が発生した場合、災害速報を行う。

(イ) 速報を行う時点

災害が発生するおそれがある時点から、災害の終息が見極められるまでの間、逐時必要に応じ災害速報を行う。

(ウ) 速報事項

別紙の様式により行う。(ただし、様式に掲げる事項中、1項目でも2項目でも状況を把握し、かつその内容が重要と判断されるときは、その都度行う。)

(5) 報告内容

ア 緊急報告

原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表される情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えない。

また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で行う。

イ 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報とする。

至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で行う。

ウ 被害状況速報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファックス等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部）に報告する。

エ 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部）に文書で災害確定報告を行う。

オ その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付）により行う。

（6）報告ルート

ア 県に対する報告

（ア）被害情報の収集伝達は、原則として防災情報システムを利用して、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。

（イ）県に報告することができない場合は、国（消防庁）に対して、直接報告し、報告後速やかにその内容について県へも報告する。

（ウ）災害規模が大きく、桜川市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して、応援を要請する。

イ 国に対する報告

被害状況の国に対する報告は、県を通じて行うことを原則とするが、市と県間の通信途絶等により、県への報告ができない場合には、次のとおり消防庁に報告する。ただし、市と県との間の通信が復旧した場合には、県を通じた通常の報告ルートに復帰する。

総務省消防庁

区分		平日（9:30～17:45） 総務省消防庁震災等応急対策室	左記以外（夜間休日） 総務省消防庁宿直室
N T T回線	T E L	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災 無線	T E L	63-7527	63-7782
	F A X	63-7537	63-7789
地域衛星通 信ネットワ ーク	T E L	64-048-500-7527	64-048-500-7782
	F A X	64-048-500-7537	64-048-500-7789

（7）非常災害の場合の情報収集及び報告

市長（本部長）は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国及び県に対し、迅速に当該情報の報告に努める。

3 地震解説資料の収集

地震発生後、約2時間から半日経過した後に、水戸地方気象台から現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、津波予報が発表されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。市は本情報を必要な機関に伝達するものとする。

4 異常現象発見者の通報義務

地割れ等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市または警察に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長（本部長）に報告し、市長（本部長）は、水戸地方気象台、県（生活環境部消防防災課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第5 被害概況の把握

市は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

1 重点的に把握すべき被害概況

- (1) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- (2) 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀等）
- (3) 道路、鉄道の状況（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- (4) 崖崩れの状況（位置、被災戸数）
- (5) 道路渋滞の状況
- (6) 災害概況
- (7) 人的被害状況
- (8) 災害対策本部設置状況
- (9) 避難所状況
- (10) 避難勧告・指示・警戒区域設定状況

第6 被害情報・措置情報の収集・伝達

1 被害情報・措置情報の種類

(1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関すること。

ア 被害発生時刻

イ 被害地域（場所）

ウ 被害様相（程度）

エ 被害の原因

(2) 措置情報

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 主な応急措置（実施、実施予定）
- ウ 応急措置実施上の措置
- エ 応援の必要性の有無
- オ 災害救助法適用の必要性

2 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として防災情報システムを利用して、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- (1) 災害概況即報
- (2) 人的被害状況
- (3) 災害対策本部設置状況
- (4) 事務所状況報告
- (5) 避難所状況
- (6) 避難勧告・指示・警戒区域設定状況
- (7) 道路規制情報
- (8) 列車運行状況
- (9) 被害状況報告

3 各機関の情報収集・伝達活動

(1) 市の活動

ア 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に行うものとする。

- (ア) 市災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- (エ) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したとき
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

イ 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

- ウ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- エ 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

2-2 広報計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

災害時における報道機関及び住民に対する被害状況その他災害に関する各種情報の広報活動は、本計画の定めるところによる。

第1 被害情報の収集及び広報機関

1 災害情報の収集

災害情報の収集については、本章第2節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるほか、次の要領によって収集する。

- (1) 災害現地の状況は、写真等により関係課及び各支部より情報収集する。
- (2) 災害の状況によっては、特別調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

2 災害情報の広報

(1) 被災地住民に対する広報内容

市、県、防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や文字付き放送、文字放送等によるものとする。

- ア 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- イ 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- オ 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ 公的な避難所、救護所の開設状況
- キ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ク 鉄道、バスの被害状況、連行状況
- ケ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- コ し尿処理、衛生に関する情報
- サ 被災者への相談サービスの開設状況
- シ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ス 臨時休校等の情報
- セ ボランティア組織からの連絡
- ソ 全般的な被害状況
- タ 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

市、県、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障

害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。
また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- イ 流言・飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

(3) 報道機関に対する情報発表

本部室において収集した災害情報及び応急対策等をその都度、速やかに記者クラブを通じて報道機関に発表する。

(4) 広報手段

ア 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (ア) 防災行政無線(同報系)
- (イ) 防災ヘリコプターによる呼びかけ
- (ウ) 広報車による呼びかけ
- (エ) ハンドマイク等による呼びかけ
- (オ) ビラ等の配布(新聞折込、情報紙等)
- (カ) インターネット(メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
- (キ) 立看板、掲示板

(5) 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

放送局	担当部署	F A X	e-mail	電話
N H K 水戸放送局	放送部	029-266-7300	S1071-news@nhk.or.jp	029-232-9830
茨城放送	編成局報道センター	029-241-8919	hodo@ibs-radio.com	029-244-3991
日本テレビ	報道局社会部	03-6215-0042	shakaibu-editors@ntv.co.jp	03-6215-3520
T B S テレビ	報道局社会部	03-5571-2168	shakaibu@best.tbs.co.jp	03-5571-3141
フジテレビ	報道局社会部	03-5500-7576	Shakaibu.desk@fujitv.co.jp	03-5500-8508
テレビ朝日	ニュース情報センター 社会部	03-3405-3390	ml-newsdesk@tv-asahi.co.jp	03-6406-1330
テレビ東京	報道局報道部	03-5473-3491	desukug@tv-tokyo.co.jp	03-5473-3233
T B S ラジオ	制作センターニュー ス担当	03-3505-0655	jyo@best.tbs.co.jp	03-5571-2570
文化放送	編成局報道制作部	03-5403-1107	hodo@joqr.co.jp	03-5860-1075
ニッポン放送	編成局報道部	03-3287-7696	hodo@jolf.co.jp	03-3287-7622

※ 原則として、上記 F A X に送信していただきたい。なお、順次送信により各局への情報伝達時間に差が生じないように、工夫していただくことを希望いたします。

(6) 住民に対する広報

報道機関、広報車、広報誌等を利用して、一般住民や被災者に対し必要な情報や注意事項及び市の対策等の周知徹底を行い、民生の安定を図る。

(7) 関係機関に対する P R

関係機関に対しては、直接災害情報資料を提供し、P R に努める。

第 2 住民への情報の提供に際して留意すべき要因

地震が発生した場合、市街地を中心に社会的混乱が予想されるので、警察官、住民組織等の協力を得るとともに、広報を通じて市民の安心確保に努めるものとする。

- 1 電話の不通、断線等による混乱
- 2 情報の不足、混乱に伴うデマ、流言飛語による混乱
- 3 避難行動に伴う混乱
- 4 帰宅行動に伴う混乱
- 5 自動車による混乱
- 6 買い出し、旅行者等による混乱
- 7 その他社会的混乱が発生しやすい場所

(1) 不特定多数の出入りする大規模施設及びその周辺

(2) 危険地域で、かつ、人口の集中している地域

- (3) 混乱を発生させるおそれのある避難地、避難路
- (4) その他交通渋滞の発生しやすい場所、道路

第3 放送の要請

市長（本部長）は、緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、次に定めた手続により、放送局に放送を要請できる。

『資料編 災害時における放送要請に関する協定』

『資料編 放送要請の手続』

1 災害放送要請の方法

(1) 災害時における放送要請

市長（本部長）は、状況により災害に関する通知、要請、伝達又は報告について、次の系統へ要請することが適切と考えるときは、広報班により要請する。なお、本要請は、やむを得ない場合を除き、県を通じて行う。

ア 放送要請事項

市長（本部長）は、放送要請を行う際には、次の事項を原則として文書により通知する。ただし、緊急やむを得ない場合には、電話又は口頭によることができる。

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 放送希望日時
- (エ) その他必要な事項

(2) 緊急警報放送の要請

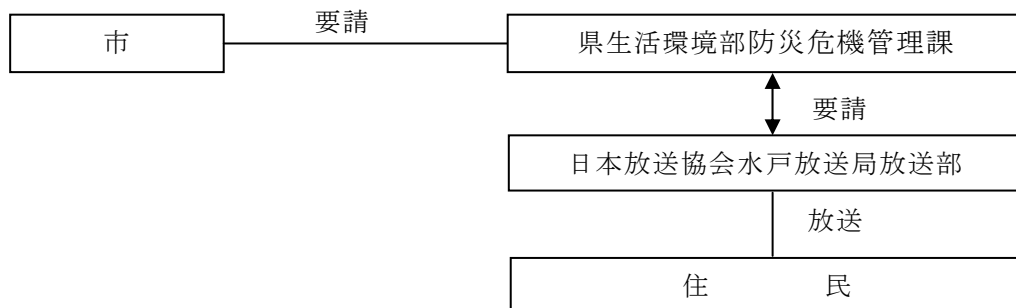
市長（本部長）は次のような場合で、災害対策本部法第57条に基づく緊急警報放送が必要と判断した時は、やむを得ない場合を除き、県を通じて、日本放送協会水戸放送局に要請する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。

イ 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。

- (ア) 住民への警報、通報等
- (イ) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (ウ) その他市長（本部長）が特に必要と認めるもの

緊急警報放送要請系統図



第4 広聴活動

市は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。

第5 庁内連絡

企画・情報班は、報道機関への災害情報及び被害状況の公表に基づき、必要に応じて庁内放送や庁内 RAN を利用し職員に周知する。

第6 報道機関への対応

(1) 報道活動への協力

報道機関への独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市は可能な範囲で提供するものとする。

(2) 報道活動への発表

秘書広報班長は、次に掲げる事項の広報資料をとりまとめ、本部長の承認を得て報道機関に発表する。

- ア 災害の種別及び発生日時
- イ 被害発生場所及び発生日時
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況

第3節 応援・派遣

3-1 自衛隊の災害派遣要請計画

第1 趣旨

本計画は、市が応急対策を実施するに当たり、市の組織等を総動員しても対策の実施が不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要若しくは効果的であると認められた場合、知事に対して自衛隊の派遣を要請することを定める。

第2 内容

1 自衛隊災害派遣要請計画

(1) 自衛隊派遣要請

市長（本部長）は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするように求めることができる。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (ア) 公共性公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- (イ) 緊急性差し迫った必要があること
- (ウ) 非代替性自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

- (ア) 要請責任者の職氏名
- (イ) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- (ウ) 派遣地への最適経路
- (エ) 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

『資料編 自衛隊災害派遣要請書』

(2) 自衛隊への直接連絡

市長（本部長）は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待つ時間的余裕がないときは、部隊等の派遣を可能とする。

陸上自衛隊に対する災害派遣の要請は、原則として茨城隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を通じて行う。

ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地（基地）司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を施設学校長に通報する。航空自衛隊に対する災害派遣の要請は、直接当該部隊に要請する。

(3) 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待つ時間的余裕がないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとる。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(4) 知事への通知

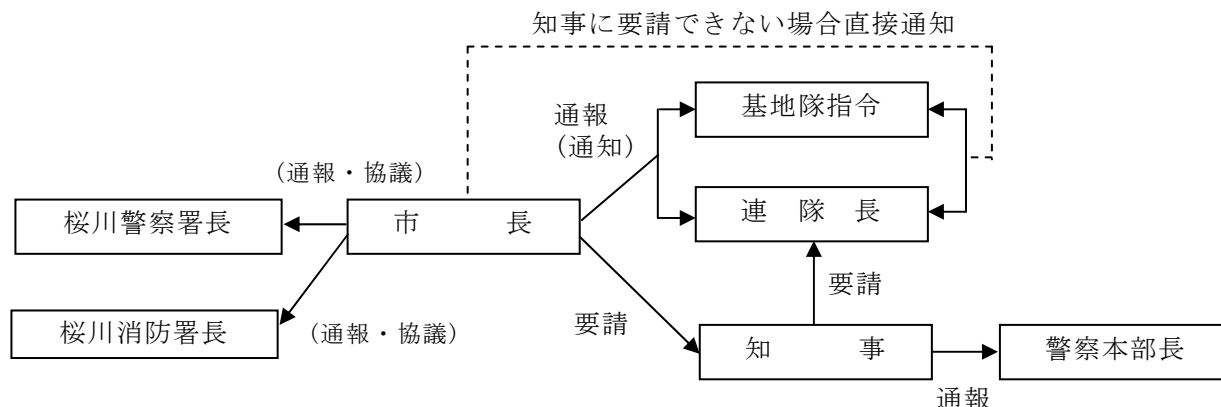
市長（本部長）は、(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

(5) 自衛隊との連絡

市長（本部長）は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、下記部隊と必要な情報の交換をするものとする。

部隊等の長（所在地）		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上 自衛隊	第一施設団長（古河駐屯地司令） （古河市上辺見 1195）	第3科長	団当直長	0280-32-4141
陸上 自衛隊	施設学校長 （ひたちなか市勝倉 472）	警備課長	駐屯地当直司令	029-274-3211
航空 自衛隊	第7航空団司令部（百里基地司令） （小美玉市百里 170）	防衛部長 （防衛班長）	基地当直幹部	0299-52-1331

派遣要請系統図



(6) 連絡先

部隊等の長(所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上 自衛隊	第一施設団長(古河駐屯地司令) (古河市上辺見 1195)	第3科長	団当直長	0280-32-4141
陸上 自衛隊	施設学校長 (ひたちなか市勝倉 472)	警備課長	駐屯地当直司令	029-274-3211
航空 自衛隊	第7航空団司令部(百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299-52-1331

第3 市の対応

1 市の任務

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めるものとする。

(1) 災害派遣部隊到着前

ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

イ 連絡員を指名する(部隊及び県との連絡は生活安全課長が担当する。)

ウ 派遣部隊の展開、宿営の拠点を準備する。なお、派遣部隊の規模に応じて、その他適切な施設をあてるものとする。

(2) 災害派遣部隊到着後

ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を市長(本部長)に報告する。

2 災害対策用ヘリポートの設置

(1) 災害対策用ヘリポート

市は、災害対策用ヘリコプターの降着場を定め、市長(本部長)は、県に通知しておくものとする。

次の下記基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。非常の際に民有地を使用する場合には、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するものとする。

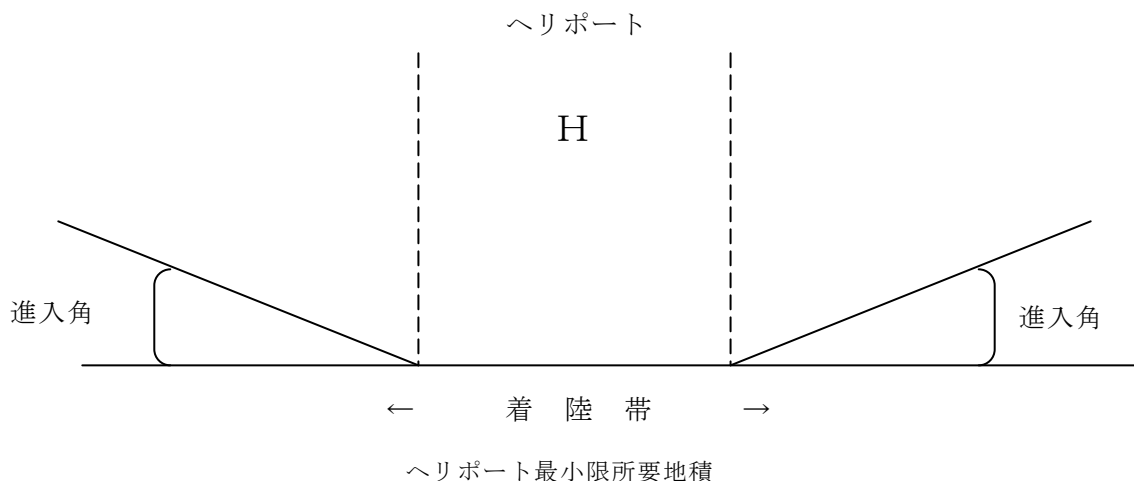
(2) 選定要領

ア 離着地点の地盤は堅固で、表面は平坦でよく整理されていること。

イ 回転翼の回転によって、努めて砂塵等があがらない場所であること。

ウ 所要の地積があること。

エ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと。(大型ヘリコプター)



機 種	着陸帯（直径）	進入角	
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から 50m以内に 10m以上の障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から 70m以内に 10m以上の障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m以内に 10m以上の障害物がないこと。

（3）ヘリポート設置上の留意点

ア ヘリポートの標示をすること

- (ア) 上空から確認できる吹き流しをたてること。
- (イ) 着陸地点に石灰でHを標示すること。

イ 危険防止に留意すること

- (ア) 離着陸時は、風圧等による危険及び運行上の障害防止のため関係者以外を接近させないこと。
- (イ) 着陸地点付近に物品等異物を放置しないこと。
- (ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合、安全を確保するため必ず監視員を配置すること。
- (エ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずること。

第4 受入体制の整備

1 市の準備

市長（本部長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

2 留意点

市長（本部長）が自衛隊に対し、作業を要請するに当たっては、次のことに留意するとともに、県と協議の上、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図るものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備
- (2) 派遣部隊の活動に対する協力
- (3) 派遣部隊と県及び市の連絡調整

第5 活動内容等

1 活動の内容

- (1) 被害状況の把握
 - 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
 - 避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
 - 行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
- (4) 水防活動
 - 堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
- (5) 消火活動
 - 利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
- (6) 道路又は水路の啓開
 - 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
 - 被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）
- (8) 通信支援
 - 災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
 - 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 炊飯及び給水
 - 炊飯及び給水の支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与
 - 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は抛出品の譲与
- (12) 危険物の保安及び除去
 - 能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
- (13) その他
 - その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

2 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う水道光熱費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第6 撤収要請

自衛隊の派遣が必要なくなると認める時は、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請する。知事に対し災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

3-2 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

第1 趣旨

地震災害に際して災害応急対策又は災害復旧のために必要があるとき、または自力による応急対策等が困難な場合に備え、他の市町村及び県、指定地方行政機関等と協力して災害対策活動の万全を期するため、積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、災害時においては、相互応援等の協力体制を確立し、迅速・的確な応援要請の手続き及び受入れ体制の確保に努める。

第2 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

1 要請に関する事項

市は、次の事項を可能な限り明らかにして要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を必要とする理由
- (3) 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- (4) 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- (5) その他要請措置内容、要請場所及び期間等

ア その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣の要請又は派遣は、地方自治法第252条の17の規定により、又、内閣総理大臣のあつせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定による。

(ア) 県に対する応援要請

- a 市長（本部長）からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- b 市町村相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第72条）
- c 市長（本部長）の事務の代行（市長（本部長）が事務を出来ない状態にある場合）

(イ) 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

市長（本部長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

指定地方行政機関の長や他の市町村長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事へのあつせんについては、災害対策基本法第29条から第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

(ロ) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長（本部長）は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員

- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣について必要な事項
- (エ) 民間団体等に対する要請

市長（本部長）は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請するものとする。

イ 相互応援協定等

『資料編 協定資料』

(6) 受け入れ体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

市長（本部長）及び知事は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

イ 受入施設の整備

市長（本部長）及び知事は、国及び及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

(7) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

(8) 連絡体制の確保

市長（本部長）は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

2 関係機関の連携強化

市は、災害発生時に、警察、自衛隊等の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設ける等、被害情報の共有化を促進する。

3 消防機関の応援要請

(1) 応援要請

被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、県境にある市町村は隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- ア 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- イ 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

緊急消防援助隊の要請先

平日	消防庁応急対策室	NTT 03-5253-7527
		衛星 048-500-7527
休日・夜間	消防庁宿直室	NTT 03-5253-7777
		衛星 048-500-7782

(2) 応援受入体制の確保

ア 受入窓口の明確化

被災市町村の応援受入窓口は、原則的に被災市町村防災担当課または消防本部防災担当課とする。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。

イ 受入施設の整備

市長（本部長）及び知事は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

(3) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

4 法律に基づく相互応援協力要請

(1) 法律に基づく相互応援協力体制は、次に定めるところによる。

ア 防災会議の所掌事務遂行のための協力、要請等

(ア) 関係行政機関等に対する協力要請等（災害対策基本法第21条・第45条）

(イ) 地方防災会議等相互の関係（災害対策基本法第22条）

イ 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請等

(ア) 指定地方行政機関の長に対する要請（災害対策基本法第29条）

(イ) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣について、知事に対するあっせん要請（災害対策基本法第30条）

ウ 応急措置の実施又は応援の要求

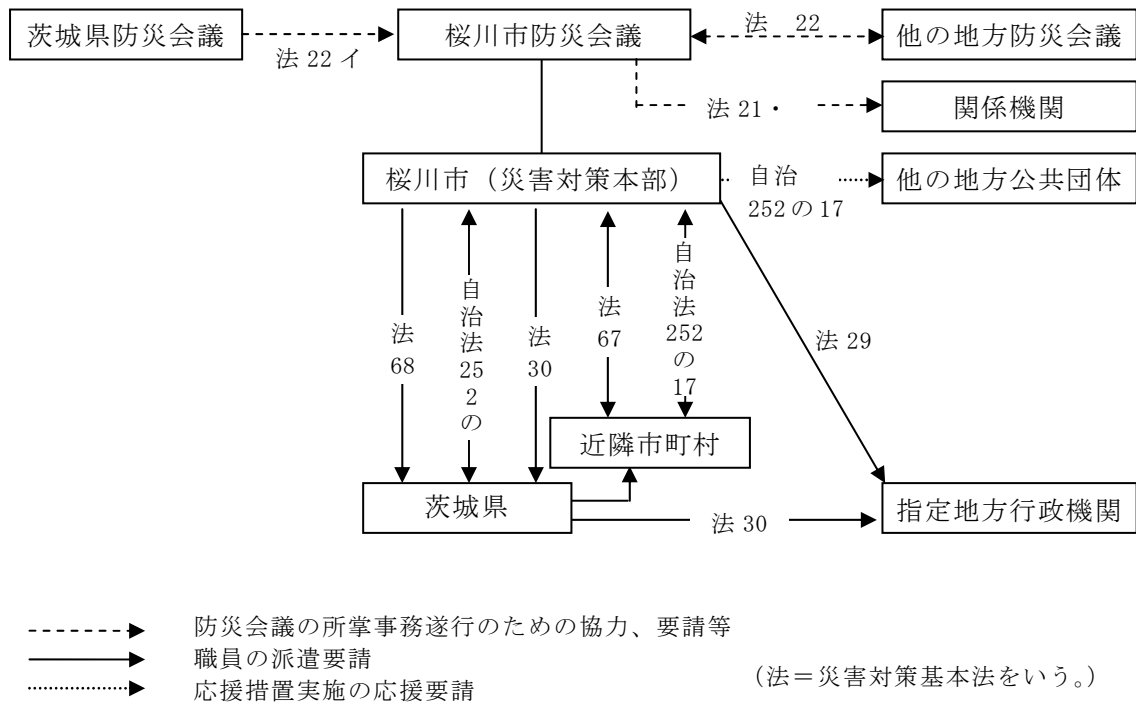
(ア) 知事等に対する要求（災害対策基本法第68条・地方自治法第252条の17）

(イ) 他の市町村長等に対する要求（災害対策基本法第67条・地方自治法第252条の17）

エ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

(ア) 知事等に対する要求（消防組織法第24条の3）

(イ) 他の市町村長等に対する要求（消防組織法第21条）



(2) 職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(3) 職員の派遣のあつせん

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関若しくは他の地方公共団体の職員の派遣についてあつせんに申請するものである。

- ア 派遣のあつせんに求める理由
- イ 派遣のあつせんに求める職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあつせんについて必要な事項

3-3 県防災ヘリコプターによる災害応急計画

災害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

第1 県消防防災ヘリコプター支援要請計画

1 ヘリコプターの支援要請

市長（本部長）は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の一に該当するときは、知事に対しヘリコプターによる支援の要請を行う。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請手続き

(1) 要請方法

支援要請は、市長（本部長）又は消防長が消防防災課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を防災航空隊に提出する。ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(2) 要請に際し県に対して連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- イ 要請を必要とする理由
- ウ 活動内容、目的地、搬送先
- エ 現場の状況、受入体制、連絡手段
- オ 現場の気象条件
- カ 現場指揮者
- キ その他の必要事項

(3) 市において措置する事項

- ア 離発着場の選定
- イ 給油方法の指示
- ウ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- エ 患者の搬送については医師が承認し、又、搬送のため、搭乗できる者は医師1名又は看護師1名とする。

3 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

(1) 救急活動

- ア 山村等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

- エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (2) 救助活動
 - ア 河川、海岸での水難事故等における捜索・救助
 - イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
 - ウ 高層建築物火災による救助
 - エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
 - オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (3) 災害応急対策活動
 - ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
 - イ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
 - ウ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
 - エ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
 - オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (4) 火災防衛活動
 - ア 林野火災等における空中からの消火活動
 - イ 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
 - ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
 - エ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (5) 広域航空消防防災応援活動
 - 近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援
- (6) 災害予防対策活動
 - ア 災害危険箇所等の調査
 - イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
 - ウ 住民への災害予防の広報
- (7) 自隊訓練
- (8) 一般行政活動
 - 「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

4 緊急運航の要請基準

(1) 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「5 防災ヘリコプター運航基準」の(1)から(5)までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

(2) 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、市長（本部長）が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」（別記様式）により県防災・危機管理課長に行うものとする。

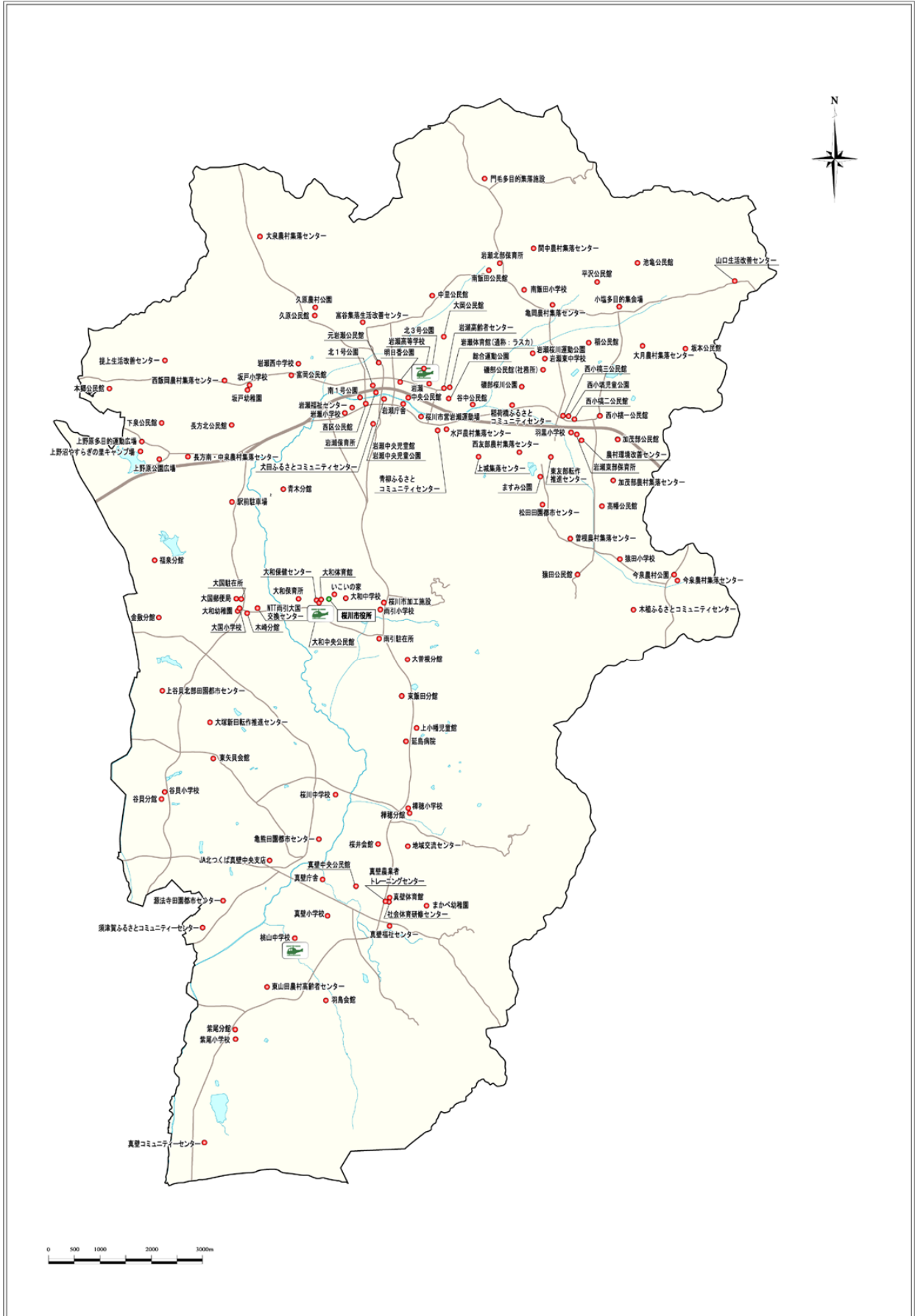
5 茨城県ドクターヘリコプターの緊急要請

市長又は消防長はドクターヘリコプターの緊急運行を要請する場合は、「茨城県ドクターヘリ運航マニュアル」に基づき要請するものとする。

臨時ヘリコプター発着場

地 区	名 称	所 在 地
ラ ス カ	岩瀬高等学校	岩瀬 2475
真 壁	桃山中学校	伊佐々 158
大 和	大和中学校	羽田 1000

ヘリコプター等施設位置図



第4節 被害軽減対策

4-1 災害警備計画

大規模地震災害が発生した場合には、関係機関による震災応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため市は県警察に対して、茨城県警察大震災警備計画に基づき早期に警備体制を確立し、関係機関との密接な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等所要の災害警備活動を実施するよう要請する。

第1 警備活動の留意点

(県〔警察本部〕)

1 初期的段階における活動

初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助及び必要な交通規制を行う。

2 初期的段階以降における活動

初期段階以降は、交通の秩序回復、犯罪の予防等各種地域安全活動、人心の安心を図るための広報及び情報活動に当たる。

3 関係機関との協力

関係機関の行う救援復旧活動及び防災活動に対しては、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣して協力支援する。

第2 活動項目リスト

(県〔警察本部〕)

1 警備体制

- (1) 警備本部の設置
- (2) 警備要員の参集、招集
- (3) 警備部隊の編成及び配置運用

2 警備の実施

- (1) 被害実態の把握
- (2) 救出救助
- (3) 避難誘導
- (4) 交通対策
- (5) 死体の検視、見分
- (6) 地域安全対策
- (7) 保安対策
- (8) 関係防災機関に対する協力支援

3 警備活動に対する援助要請

- (1) 他の都道府県警察に対する援助要請
- (2) 関係機関に対する援助要請

第3 警備体制

(県〔警察本部〕)

1 警備本部の設置

大震災が発生したときは、県警察本部に総合警備本部を、又、警察署に現地警備本部を設置し指揮体制を確立する。

2 警備要員の参集、招集

別に定める「茨城県警察大震災警備計画」による。

3 警備部隊の編成及び配置運用

別に定める「茨城県警察大震災警備計画」による。

第4 警備の実施

(県〔警察本部〕)

1 被害実態の把握

被害実態の把握は、次の事項について行う。

(1) 初期的段階における被害実態の把握

- ア 津波・火災の発生状況
- イ 死傷者等人的被害の発生状況
- ウ 家屋等の倒壊等建物被害の状況
- エ 住民の避難状況
- オ 主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況
- カ 危険物貯蔵書及び重要施設の被害状況
- キ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況
- ク 堤岸・護岸等の損壊状況

(2) 初期的段階以降

- ア 被災者の動向
- イ 被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況
- ウ 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- エ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- オ 市・日赤・病院等の救護対策の状況

2 救出救助

救出救助は被害の状況に応じて、次により実施する。

(1) 救出救助措置

- ア 倒壊家屋の密集地域、病院、学校、山(崖)崩れ現場等、多数の負傷者が認められる場所を重点的に行う。

イ 救出した負傷者は、応急措置をした後、救急隊、日赤救護班等関係防災機関に引継ぎ、病院に収容する。

ウ 倒壊家屋等からの救出に当たっては、現場の資機材等を活用して二次災害の防止措置を講じ、救出する。

(2) 装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するほか、建設機材保有業者の協力を得て、迅速かつ効果的に行う。

3 避難誘導

(1) 避難誘導措置

避難誘導は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

ア 大火の発生及び津波の来襲等が予想されるときは、老幼病者等災害時要援護者を優先して安全な避難場所に避難させる。

イ 避難対象地域が広域にわたるときは、危険性の高い地域から避難誘導する。

ウ 町内会、自治会、事業所等の組織を単位として、統制ある避難誘導を行う。

エ 病院、学校、デパートその他多人数が集合する施設においては、管理者等の誘導による避難を原則とする。ただし、火災の発生など危険が切迫しているときは、所要の部隊を派遣し、管理者等に協力して安全な場所へ誘導する。

(2) 避難誘導時の広報

避難誘導に当たっては、被害の実態及び拡大予想、避難経路、避難場所について迅速な現場広報を行う。

4 死体の検視、見分

(1) 検視場所及び遺体安置場所の確保

検視は、市と協議し、又は寺院等の協力を得て検視場所及び遺体安置場所を確保して行う。

(2) 関係機関の協力確保

検視は、日本法医学会、茨城県警察医会及び茨城県警察歯科医会、市長（本部長）その他関係機関の協力を得て行う。

(3) 身元不明死体の措置

身元不明死体は見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存して、事後に身元確認ができる措置を取り、関係機関に引き継ぐ。

5 地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

(1) 犯罪の予防等

ア 地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望等、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。

イ 地域安全活動

(ア) 警戒警備の強化

被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。

(イ) 困りごと相談所の開設

必要により困りごと相談所を開設し、災害時要援護者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

(2) 行方不明者の調査及び要保護者の保護

ア 行方不明者相談所の開設

必要に応じ、警察署及び交番その他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び要保護者等の保護に関する相談活動を行う。

イ 要保護者を保護したときの措置

(ア) 要保護者を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

(イ) 保護した保護者のうち、保護者等の引取人がない者及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所または福祉事務所、病院その他の適当な機関若しくは施設に通告、または引き継ぐ。

ウ 行方不明者の措置

(ア) 行方不明者の捜索願いを受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

(イ) 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

(3) 流言飛語に対する措置

災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努める。

6 保安対策

(1) 危険物等に対する措置

ア 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。

イ 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域（警戒線）内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(2) 経済事犯等に対する措置

商品の買占め、不当高価販売、土地家屋等の賃貸若しくは所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、生活経済事犯をめぐる情報の収集、主管行政機関との連絡を緊密に行うほか、悪質経済事犯については重点的な取締りを行う。

7 関係防災機関に対する協力

(1) 消防活動に対する協力

火災発生等の場合における消防自動車の通行の確保、警戒区域（警戒線）の設定等に当たっては、警備要員を派遣して協力する。

(2) 水防活動に対する協力

堤防、護岸の決壊・亀裂等が発生した場合は、必要な警備要員を派遣し、水防関係車両の優先通行、警戒区域内の立入り禁止の措置を行うとともに、水防活動に協力する。

(3) その他

関係防災機関が行う防疫、緊急物資及び救援物資の輸送、道路の応急復旧、救護等の活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して側面から支援する。

第5 警備活動に対する援助要請

(県〔警察本部〕)

1 他の都道府県警察に対する援助要請

災害の規模が大きく、県内の警備要員、車両、航空機及び資機材をもって対処できないときは、警察庁または他の都道府県警察に対し広域緊急援助隊の派遣等警察法第60条第1項に基づく援助要請を行う。

2 関係機関に対する援助要請

警備実施上必要があるときは、関係機関に援助要請を行う。この場合、自衛隊に対しては、茨城県災害対策本部を通じて行い、その他の機関に対しては当該機関に対し直接行う。

4 - 2 避難計画

地震災害が発生し、差し迫った危険から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、倒壊、焼失等により住家を失った被災者を一時的に収容し、その他災害の拡大を防止するため、市長（本部長）は関係機関の協力を得て、住民の、避難勧告、指示、及び避難準備（災害時要援護者避難）情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報という。）等の提供を行い、また安全に誘導して未然に被害をくいどめること、及び避難所の開設等について定めるものとする。

第1 避難の勧告又は指示等

1 避難準備情報、避難の勧告又は指示、準備（災害時要援護者避難）情報

避難の措置の実施責任者は、関係法令に基づき、次により避難準備情報の提供、勧告又は指示を行うものとする。

(1) 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報の内容

避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報は、次のことを明らかにして行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先及びその場所名
- ウ 避難経路
- エ 避難（準備）の理由
- オ 避難時における火気の確認
- カ 避難の身仕度
- キ その他必要な事項

(2) 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報の伝達方法

避難の事前準備の勧告又は避難の勧告指示を発令した市長（本部長）等は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の市民に伝達を行い周知徹底を図るものとする。

また、視聴覚障害者への周知徹底を図るとともに、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、災害時要援護者をはじめ市民への周知漏れを防ぐよう努める。

ア 防災行政無線による伝達

市防災行政無線により、関係地域に伝達する。

イ 広報車による伝達

市、消防機関、桜川警察署等の広報車により、関係地域を巡回して伝達する。

ウ 伝達員により戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に、関係世帯に対して避難の勧告、指示の完全な周知徹底を図るため、必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

エ 警鐘、サイレン等

その他警鐘、サイレン等を鳴らして伝達、周知する。

オ 放送による伝達（ラジオ、テレビ等による放送）

NHKその他民間放送局に対して勧告、指示を行った旨通知し、関係市民に伝達すべき事項を指示し、放送の協力依頼を行う。

カ 緊急情報メールシステム

携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し、市のエリア全域に一斉に情報伝達を行う。

（3）避難情報等の種類

市長（本部長）又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類及び市民に求める行動、自主避難所の開設基準及び市民に求める行動は、次のとおりとする。

	発令時の状況	市民に求める行動
自主避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ①避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、市民の不安を解消するために必要と判断する場合 ②地区集会所等または拠点避難所を自主避難所として開設し、職員を派遣 ③自主避難所を開設した旨を対象自治会長へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ①必要に応じ、自主的に地区集会所等または拠点避難所へ避難 ②自主避難の際、必要な食糧、飲物、日用品等を持参 ③災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難
避難準備(災害時要援護者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

実施責任者の措置及び基準表

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備情報	市長	災害時要援護者への避難行動の開始を求める。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難勧告	市長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き先の指示	市が災害対策基本法第60条の事務を行うことができないとき。
避難の指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き先の指示	市が災害対策基本法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立退き及び 立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。市長から要求があったとき。
		警告及び 避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
	自衛官 (災害対策基本法第63条) (自衛隊法94条)	警告及び 避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にい不在ときは、危険な場所にいる住民に対し必要な限度で避難の措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条) (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。	

2 市長（本部長）が不在の場合の避難勧告・指示の措置

市長（本部長）が不在の場合、又は、災害時の通信途絶により、市長（本部長）に連絡の取れない場合の避難勧告・指示の措置の判断決定については、次の意思決定順位により判断を行うものとする。

第1位 副市長 → 第2位 市民生活部長

3 避難勧告・指示の基準

避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。

- (1) 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- (2) がけ崩れ等で避難するとき、又はがけ崩れ等の地殻変動により避難するとき並びに付近の住民に生命の危険が認められるとき。
- (3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- (4) その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき。

4 避難の勧告又は指示の内容

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難経路
- (3) 避難先（広域避難場所・避難所）
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

5 避難勧告・指示の実施

- (1) 防災行政無線
- (2) 広報車（市役所所有車両）
- (3) テレビ、ラジオ等の報道機関
- (4) 警察車両
- (5) 情報収集伝達要員による個別訪問及び信号（サイレン）
- (6) 施設管理者を通じての伝達（公的施設、学校等）

6 避難措置の周知

市長（本部長）等は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容を周知させるものとする。この場合、文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

(1) 市民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

(2) 関係機関相互の連絡

市は、避難の措置を行なったときは、その内容を相互に連絡するものとする。なお、市長（本部長）等は避難の勧告、又は指示をしたときは速やかに知事に報告する。

7 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害の発生により住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずるものとする。

市長（本部長）及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、市長（本部長）の職権を代行することができる。この場

合、直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長（本部長）又は市長（本部長）の職権を行うことができる者が現場に居ない場合に限り、市長（本部長）の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

警戒区域設定の権限区分表

区 分	実 施 者	設 定 権	目 的
災害対策基本法 第 63 条第 1 項	市長	災害時の一般的な警戒 区域設定権	住民等の生命、身 体及び財産の保 護を目的とする。
災害対策基本法 第 73 条第 1 項	知事（市長がその全部又は大部分の事務 を行うことができなくなったと認めると き。）		
災害対策基本法 第 63 条第 2 項	警察官（市長若しくはその委任を受けて 職権を行う職員が現場にいないとき、又 はこれらの者から要求があったとき。）		
災害対策基本法 第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自 衛官（市長若しくはその委任を受けてそ の職権を行う職員がいない場合に限る。）		
水防法 第 14 条第 1 項	水防団長、水防団員、消防機関に属する 者	水防上緊急の必要があ る場所での警戒区域の 設定権	水防・消防活動関 係者以外の者を 現場から排除し、 水防・消防活動の 便宜を図ることを 主目的とする。
水防法 第 14 条第 2 項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防 機関に属する者がいないとき、又はこれ らの者の要求があったとき。）		
消防法 第 28 条第 1 項、 第 36 条	消防職員又は消防団員	火災の現場及び水災を 除く他の災害の現場に おける警戒区域の設定 権	
消防法 第 28 条第 1 項、 第 36 条	警察官（消防職員又は消防団員が火災の 現場にいないとき、又はこれらの者から 要求があったとき。）		

8 地震時における避難所等の基準

大規模地震災害の避難場所は、市が指定した避難施設とするが、多数の避難者及び長期の収容が予想されるため、救援活動及び避難者の実態を早期に把握及び救援活動を円滑に行うため、次の基準により避難所を指定する。

避 難 の 理 由	避 難 先
地震火災の拡大により避難するとき。	・ 広域避難場所
がけ崩れ等で地殻変動により避難するとき。 有毒ガス等の危険物質の流出により避難するとき。	・ 広域避難場所
住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき。 広域避難場所又は一時避難場所における避難が長時間に及び宿泊を要するとき。	・ 避難所 ・ 縁故先

- (1) 学校、公民館等市施設を原則とする。
- (2) トイレ、水道設備があること。
- (3) 救援物資輸送等に必要な空地があること。
- (4) 周辺に木造建築物が密集していないこと。
- (5) 浸水等の被害のおそれがないこと。

9 関係機関への連絡

避難勧告・指示をした場合は、次のところへ避難勧告の内容及び伝達項目を通報し協力を求めるものとする。

- (1) 茨城県、桜川警察署
- (2) 避難場所として利用する学校、公民館、公共機関、公共的団体等
- (3) 隣接市町村の施設を避難のため利用する場合は、隣接市町村

10 避難誘導及び方法

市が行う避難誘導は、市民の安全のため、次の事項に留意して速やかに行うものとする。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう留意する。

- (1) 避難誘導は、警察官、消防団員、市職員、自主防災組織等が連携して実施する。
- (2) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童・生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (3) 誘導経路については、安全確認し、危険箇所をさける。また、危険箇所がある場合は、標識、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- (4) 避難の方法については、次のように指導する。
 - ア 避難に際しては、隣近所等でお互いに助け合い、集団行動をとる。
 - イ 妊産婦、傷病人、心身障害者、高齢者、小児、乳幼児等の災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
 - ウ 服装は軽装とするが、安全のため靴をはき、帽子をかぶる。
 - エ 非常袋(食糧、飲料水、タオル、ちり紙、懐中電灯等)、水筒、貴重品等を携行する。
 - オ 避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

11 避難者の移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させる必要があると認められる場合は、車両等により避難者を移送する。

第2 避難所の開設

1 避難所の開設及び管理運営

(1) 避難所の開設

避難勧告・指示を行う場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、福祉班は、速やかに必要な避難所を開設し、職員を配置する。

また、県が協定を締結しているゴルフ場にも連絡し、避難所開設を要請する。

なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、管理全体に十分留意すること。

ア 夜間等の受け入れ

夜間等に発生する等突発的な災害の場合、避難の必要が生じると自主的に判断された時は、市長（本部長）からの指示がなくとも非常参集職員又は居合わせた職員が施設入口（門）を開錠し、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

イ 災害救助法が適用されない小災害の場合

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるようにする。また、災害時要援護者に配慮した区画の指定（別途にスペースを確保する等）を行う。その他、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等のわかりやすいものになるよう努める。

ウ 避難所開設の報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに対策本部に対して、電話（FAX 若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。対策本部は、避難所の開設を確認後、秘書広報班に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

また、市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

(ア) 避難所開設の目的

(イ) 箇所数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(2) 開設についての留意事項

ア 高齢者等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

イ 避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を常に良好なものとするよう努める。

ウ 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に配慮する。

エ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- オ 市は県とともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速に斡旋できるように努める。
- カ 文教施設の避難所へ駆けつけた教職員に対し、教育に支障のない範囲の協力を求める。
- キ 市民及びボランティア団体等への支援要請を実施する。
- ク 自主防災組織等は、避難所の運営に関して、市に協力するとともに、役割分担を決め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。
- ケ 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過ごとに避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品（仮設トイレや仮設風呂を含む。）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。
- コ 市は、他の市町村と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。
- サ 市は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。
- シ 市は、必要により、桜川警察署と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。
- ス 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。
- セ 市は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

(3) 避難者収容時の確認事項

- ア 避難者の住所、氏名、年令等の調査及び避難者数の把握
- イ 避難者の負傷及び健康状態
- ウ 応援必要物品等の把握
- エ 安全配置及び避難所の秩序

2 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- (1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) 災害時要援護者への配慮
- (4) プライバシーの保護
- (5) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

3 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要援護者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要援護者に配慮し

た福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要援護者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要援護者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食糧品・生活用品等の備蓄

市は、食糧品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する

ア 避難者名簿（名簿は随時更新する）

イ 福祉避難所開設の目的

ウ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）

エ 開設期間の見込み

4 避難施設の場所

(1) 広域避難所

災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合に、市民の安全を確保するための大規模な避難所として設定する。

(2) 避難所

桜川市では、避難所が 36 箇所、一時避難所が 103 箇所指定されている。

避難所は、災害により被害を受け、又は受ける恐れのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として設定する。

『資料編 避難所一覧』

5 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

第 3 健康管理

1 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

(1) 市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談を行う。

- (2) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。
- (3) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- (4) エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。
- (5) 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。
- (6) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- (7) 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

2 要援護者の把握

市は、避難者の中から要援護者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

3 関係機関との連携の強化

市は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

4 避難場所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに関係機関と連携して生活環境の整備に努めるものとする。

- (1) 食生活の状況(食中毒の予防等への対応)
- (2) 衣類、寝具の清潔の保持
- (3) 身体の清潔の保持
- (4) 精神保健に関する相談
- (5) 室温、換気等の環境
- (6) 睡眠、休養の確保
- (7) 居室、便所等の清潔
- (8) プライバシーの保護

5 避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県防疫職員の指導のもとに市における防疫活動を実施する。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

第4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとするが、費用の対象者等は次のとおりとする。

1 対象者

災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者

2 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受ける。

3 費用

(1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、高熱水費及び仮設トイレ・炊事場等の設備費、衛生管理費

(2) 避難所が冬期（10月1日～3月31日）に設置された場合は、燃料費として別に定める額を加算

(3) 高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常実費を加算

4-3 輸送計画

地震災害発生時は、橋脚が大きく傾斜したり、倒壊や大規模な側方移動が生じる大きな被害を受ける割合が高く、道路網に多大な被害が発生し、陸上輸送に支障をきたすことが予想されるため、輸送計画は多様な交通手段の確保に努めるものとする。

地震災害時における被災者の避難、災害対策要員、災害対策物資、資材の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速確実にを行う方法等は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 緊急輸送等の実施

1 実施機関

市及び防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施する。

2 緊急輸送活動の基本方針

(1) 輸送に当たっての配慮事項

市及び防災関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配慮して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先される輸送対象

ア 第1段階（地震発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員、県・他市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資
- (エ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 上記アの継続
- (イ) 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 上記イの継続
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

3 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を迅速、かつ、的確に把握するため、組織機能を有効に活用して調査を実施し、調査結果を各関係機関に連絡する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに水戸土木事務所に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

(3) 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、関係機関から資機材を調達し道路を啓開する。

(4) 輸送車両等の確保

市は、本地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

4 緊急輸送活動の実施及び管理

(1) 実施及び運営

ア 市有車両（公用車）による輸送

各部の配車要求に対し円滑な運営を図るため、財政班は配車表を作成し、各車両の調達を行い活動する。

(ア) 第1号指令

市役所の全公用車は本指令と同時に財政班の指定する場所に集合し出動命令を待つ。財政班は、各部の配車要求と本部の指示に従い、作業内容に応じ車種を選定し速やかに配車する。

(イ) 第2号指令

本指令と同時に本部班は、協力機関の車両の緊急出動を要請し、市公用車を併せ配車する。

(ウ) 第3号指令

第1段階として市公用車及び協力機関の登録車両を配車し、同時に災害の規模と作業内容に応じ、民間車両を緊急調達する。なお、状況により隣接市町村の輸送力の応援を求める。

イ 鉄道による輸送

災害時において、自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資機材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、東日本旅客鉄道株式会社に緊急配車を要請する。

ウ 陸上、航空自衛隊による輸送

災害時において、市が緊急に車両・ヘリコプター等の必要が生じたときは、県を通じて車両等の供給要請を実施する。

エ 社団法人茨城県バス協会

災害時において、車両などによる被災者移送の必要が生じたときは、市は、県

を通じて社団法人茨城県バス協会に対し、乗合自動車等の供給を要請する。

オ 茨城県トラック協会

災害時において、人員及び物資等の輸送の必要が生じたときは、市は、県を通じて茨城県トラック協会に対し、貨物自動車等の供給を要請する。

カ 空中輸送の支援

市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時着陸場を確保する。

キ 燃料確保等

市有車両の燃料その他の災害応急対策を実施するために必要とする燃料については、業者等に依頼し、必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

5 各車両の遵守事項

- (1) 出動した車両は、命令された作業が終了したときは、直ちに財政班長に報告すること。
- (2) 命令を受けて出動した車両は、出動先で原則として命令以外の作業はしないこと。
ただし、人命に係る等やむを得ない場合は速やかにその作業を終了し、財政班長にその旨報告すること。
- (3) 待機中の車両の運転手は、命令がない限り指定場所及び車両から離れないこと。

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合における輸送及び移送の実施基準は、次のとおりである。

I 救助のため、次に掲げる事項についての移送又は輸送を行ったときは、輸送費を支出する。

- ①被災者の避難
- ②医療及び助産
- ③被災者の救出
- ④飲料水の供給
- ⑤死体の捜索
- ⑥死体の処理
- ⑦救済用物資の整理配分

II 救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。

III 救助のための輸送費を支出する期間は、第1項各号の救助を実施する期間とする。

第2 災害時重要路線

1 災害時重要路線緊急ルート

区分	路線名称
第1次輸送確保路線	・国道50号 ・石岡筑西線 ・土浦笠間線 ・市道岩1007号
第2次輸送確保路線	・つくば益子線 ・東山田岩瀬線 ・木崎雨引線 ・市道真6-1
第3次輸送確保路線	・石岡筑西線 ・つくば益子線 ・市道岩0107号線 ・市道真8-3800 ・市道大1204号線 ・市道大1220号線 ・市道岩1575号線

第3 消防防災ヘリコプターによる輸送支援

1 県消防防災ヘリコプター支援要請

(1) ヘリコプターの支援要請

市長(本部長)は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の一に該当するときは、知事に対しヘリコプターによる支援の要請を行う。

ア 救急活動

(ア) 緊急に人命救助をする必要があるとき

(イ) 医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき

イ 救助活動

ウ 火災防御活動

エ 災害応急対策活動

(2) 支援要請手続

ア 要請方法

支援要請は、市長(本部長)又は消防長が県防災危機管理課に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を防災航空隊に提出する。ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(3) 要請に際し県に対して連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- イ 要請を必要とする理由
- ウ 活動内容、目的地、搬送先
- エ 現場の状況、受入体制、連絡手段
- オ 現場の気象条件
- カ 現場指揮者
- キ その他の必要事項

2 市において措置する事項

- (1) 離発着場の選定
- (2) 給油方法の指示
- (3) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- (4) 患者の搬送

患者の搬送については医師が承認し、又、搬送のため、搭乗できる者は医師1名又は看護師1名とする。

ヘリコプター発着場

地 区	名 称	所 在 地
ラ ス カ	岩瀬高等学校	岩瀬 2475
真 壁	桃山中学校	伊佐々158
大 和	大和中学校	羽田 1000

4－4 消防計画

地震災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護して死傷者等をできる限り軽減するための対策について定める。

また、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

第1 基本方針

大規模地震発生時には、火災の多発等により極めて大きな人命の危険が予想されることから、消防機関はもとより市民、事業者あわせて出火防止と初期消火等に努め、震災から市民の生命、身体及び財産を保護するものとする。消防活動の基本方針は次のとおりとする。

1 消火活動

- (1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。
- (2) 消防班は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を実施する。

2 人命救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒物等の漏洩等により複合的に障害が発生することが予想される。このことから、消防の人員資機材を活用し、人命救助、救急活動を優先的に行い、人命の安全確保に努めるものとする。

3 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、住民の安全避難を確保するための活動を行うものとする。

第2 初動体制の確立

1 災害対策本部の初動措置

- (1) 通信及び情報収集体制の確立
通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに、情報収集体制の確立を図るものとする。
- (2) 特別配備体制の確立
発生した地震の規模により、有線の方法により職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図るものとする。
- (3) 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認
庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎及び附属施設の被害の有無を確認するものとする。

2 消防班の初期措置

地震発生直後の措置として、次の第1次・第2次行動を順次実施し、無線により筑西広域消防本部通信指令課に報告するものとする。

- (1) 出火防止措置

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。

(2) 第1次行動

ア 人命の安全

消防車両等に救援資機材、又は消火用ホース等を積載し、車両前で待機する。

イ 車両の安全確保

地震による消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両等を車庫前又は安全な場所へ移動する。

ウ 災害状況の調査

庁舎周辺の火災発生状況及び、周辺道路の通行障害の状況を調査する。

(3) 第2次行動

ア 資機材の確保

携帯用非常電源及び非常用燃料の確保に努める。

イ 災害状況の把握

火災の発生、建物の倒壊、道路等の被害状況及び救急・救護等の発生状況の情報収集に努めるものとする。

3 非常参集

地震発生を知った場合は、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとるものとする。また、状況に応じて消防団本部から指令を伝達する。

4 出火防止の広報

地域内の火気始末、火気使用、出火防止等の広報を実施する。特に高齢者等災害時要援護者については、優先し活動を行うものとする。

5 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動を実施し、延焼防止に当たるものとする。同時多発の場合は、二次災害等を配慮して、住民に協力を求めるものとする。

第3 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるため、通信機器からの情報だけでなく、通行人からの通報や防災ヘリによる偵察、巡回等により、情報の収集に努める。

第4 火災防御活動

地震時に発生する火災は、地震の規模、発生時間等により大きく影響されるので、次により対応する。

1 初動措置後の火災防御活動

(1) 一般防御活動

消防隊は初動措置完了後、直ちにポンプ車等を出動させ、管内の木造家屋密集地等の警戒活動及び火災の発見に努め、火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図るものとする。

また、火勢の状況により応援隊を要請する。

(2) 市街地優先防御

一般市街地の火災防御活動を優先し、事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大のおそれのあるときに、局部的に防御するとともに事業所の自衛消防隊の消防力を活用する。

(3) 重点防御

発生火災が、消防力を上回る場合は、延焼拡大の危険性の高い地域並びに人命の保護及び市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点に消火する。

(4) 集中防御

多発火災が随所に発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防御線として設定し、集中的な防御活動を行う。

2 消防隊の運用

(1) 部隊指揮

ア 消防長の指揮のもとに、管轄区域内の災害活動を実施する。

イ 地震直後の初動期における消防隊の運用は、消防長が決定し、迅速に災害活動を実施する。

(2) 部隊運用

ア 出動部隊数を制限し、必要最小限の部隊で対応する。

イ 参集職員で、予備隊を臨時に編集し、増強隊として、運用する。

ウ 消防本部及び消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用体制の確立に努める。

3 消防団の活動

(1) 活動範囲

原則として分団区域を優先して行うものとするが、消防団本部又は市本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を実施する。

(2) 任務

ア 消火活動並びに各消防隊との連携及び飛火警戒

イ 命救助及び避難誘導

ウ 中継送水等の相互応援

エ 残火処理の徹底

オ 情報収集、伝達

カ その他命令による業務

4 自主防災組織等による消火活動

(1) 出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 消火活動

市民及び自主防災組織等は、消防機関に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

第5 救助・救急活動

1 救助・救急活動の方針

救助・救急活動は消防隊及び救急隊により実施することを基本とする。また、消防長の指揮のもとに、関係機関と連携を密にし、救助活動を実施する。

2 活動要員

(1) 救助活動

ア 正確な情報収集を行い、速やかに分析し、人命の危険性が高いと判断したところから救助活動に当たる。また、救助活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とする。

イ 救助活動は、要救助者の安全に留意し、状況により重機等を活用する。

ウ 救助活動が長時間にわたる場合は、交替要員を配置するものとする。

(2) 救急活動

ア 重傷者から順次救急搬送を実施する。(トリアージ)

イ 避難所等に応急救護所を必要に応じ配置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により付近住民及び住民自治組織等の協力を求め実施するものとする。

ウ 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行い、又必要により現場へ医療搬送を行うものとする。

第6 緊急消防援助隊の受け入れ

大火災発生時における鎮圧、及び多数の人命救助の必要がある場合の要請は、県を通じて行うものとする。

1 初動措置後の火災防御活動

市長(本部長)は、市の消防力をもってしても消火、人命救助、救出ができないと認める場合は、他の消防機関の応援を求めるものとする。この場合の応援部隊の受け入れについては、応援消防隊数を勘案し、あらかじめ受け入れ場所を決定しておく。

2 応援消防隊との情報等連絡方法

(1) 県内の応援消防隊にあつては、消防無線県内共通波を使用する。

(2) 無線通話が集中・殺到し通信困難な場合は、伝達要員を配備するものとする。

3 大部隊の一時集結予定場所

避難者等で混雑している場合の大部隊の一時集結場所は、災害規模、被害の状況等一時集結予定場所の被害状況等に応じ選定するものとする。なお、総合指揮所については、市本部又は市本部の近辺の場所として、自衛隊、応援消防隊と調整するものとする。

4 応援消防隊の指揮等

応援消防隊が集結予定場所へ結集したときは、消防長は応援消防隊に対し、応援を要する事案（消火、救助、救急等）ごとに任務を振り分け応援消防隊の指揮をとる。

第7 事業所の自衛消防隊等に対する応援協力要請

地震災害時における消防機関の行う人命救助、消火活動等について、被災を受けていない事業所の自衛消防隊、その他応急活動に必要な重機、装備を保有する事業所に対し、応援協力要請をするものとする。

1 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 応援消防隊との情報等連絡方法

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察署、消防署への連絡

第8 病院施設

負傷者等を搬送する市内の病院施設は、以下のとおりとする。

市内の病院

名 称	所 在 地	電 話
県西総合病院	桜川市鉾田 604	0296-75-3171
医療法人隆仁会山王病院	桜川市岩瀬 42	0296-75-0600
医療法人鴻仁会上の原病院	桜川市上野原地新田	0296-75-3128

第9 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

4－5 水防計画

地震による被害発生時で、水防活動にて対応する必要があると判断した場合は、浸水対策等の対応を実施する。

第1 水防活動

市の水防活動は、基本として、災害対策本部の体制にて実施する。

- 1 区域内の監視、警戒及び水防施設管理者への連絡、通報
- 2 水防に必要な水防団員の召集と資機材の点検整備
- 3 水防管理団体相互の協力及び応援

第2 緊急時の措置

地震による被害発生時で、水防活動にて対応する必要があると判断した場合は、下記の対応を実施する。

【浸水対策】

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、または放流による洪水等による浸水の発生が予想されるので、市長（本部長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

また、地震被害により、堤防の崩壊、水門・樋門の被災等の通報があった場合、直ちにその通報箇所を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒に当たり、被災箇所を発見したときは速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるとする。また、水門、樋門等の管理者は、操作設備の安全点検をするとともに、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行うものとする。

4-6 交通計画

震災時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の災害輸送を円滑に行うため不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによる。

第1 予想される状況

大地震の発生に伴い、路面に亀裂や欠落、盛り、段差、又路面の崩壊、電線等の垂れ下がり、街路樹、電柱、建築物、看板等沿道施設物の倒壊、水没、火災や地下埋設物の破損、橋梁、トンネルの損壊等により、通行が困難あるいは不能の状況になるとともに、緊急交通路や避難路となる道路においても車両及び通行者が殺到して、交通が麻痺状態となることが予想される。

第2 実施責任者

道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合、又道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合には、市道にあっては交通規制をし、市道以外の場合は、関係管理者と密接な連絡を取り交通規制を要請する。

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
	警察官	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資等の災害輸送等を確保するため必要があると認められる場合 (災害対策基本法第76条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 (道路交通法第6条第1項) 3 道路の損壊、火災の発生の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合 (道路交通法第6条第4項)
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防職員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、桜川警察署長に報告しなければならない)

第3 実施要領

1 緊急輸送確保のための交通規制

被災地への緊急物資輸送等、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは次の処置をとるものとする。

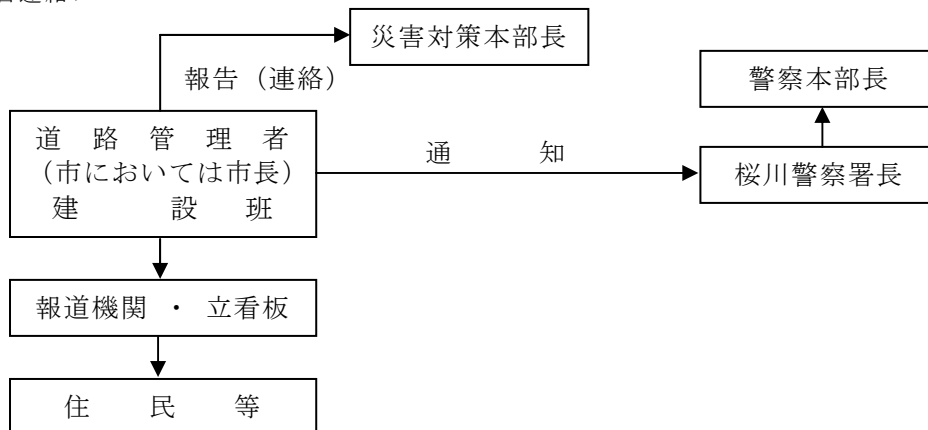
2 災害地における交通処理

- (1) 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、車道をあけるようにする。
- (2) 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう協力を求める等の広報をする。
- (3) 市民に対しては、絶対に家具等を車道又は支障になる場所に持ち出させないようにする。
- (4) 避難誘導道路において、被災者と緊急通行車両等とが混乱した場合においては、被災者を優先して誘導する。
- (5) 自動車を用いて避難する者が予想されるので、自動車による避難の自粛を求める。

3 災害地周辺における交通規制

- (1) 交通遮断線の手前に相当の距離をとって、要所に検問所を設ける。検問所には緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。
- (2) 交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の状況並びに崩壊した道路、橋梁等の応急修理、復旧計画等を考慮し、適切な交通の確保を図る。
- (3) 災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。交付は桜川警察署長が行う。

報告連絡フロー



4 交通規制及び道路交通情報の周知

道路の状況により通行止め、車両通行止め車種別通行止め等の交通規制をした場合、道路被害に関する情報を次の手段により周知するものとする。

- (1) 交通規制を行った場合は、適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに広報車、報道等による広報活動を通じて市民に周知徹底を図る。
- (2) 不通箇所、迂回路、復旧見込み等道路交通情報についても、広報車、チラシ、立看板等による伝達等及び報道機関を通じて市民に周知徹底を図る。

5 運転者のとるべき措置の徹底

大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 走行中の場合は、次によること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

6 規制の標識等

規制を行ったとき、その実施者はアによる標識をたてるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときはイの方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるものとする。

(1) 規制標識

法によって規制したときは、法施行規則様式に定めるところにより、措置するものとする。

(2) 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して表示する。

ア 禁止制限の対象

イ 規制する区間

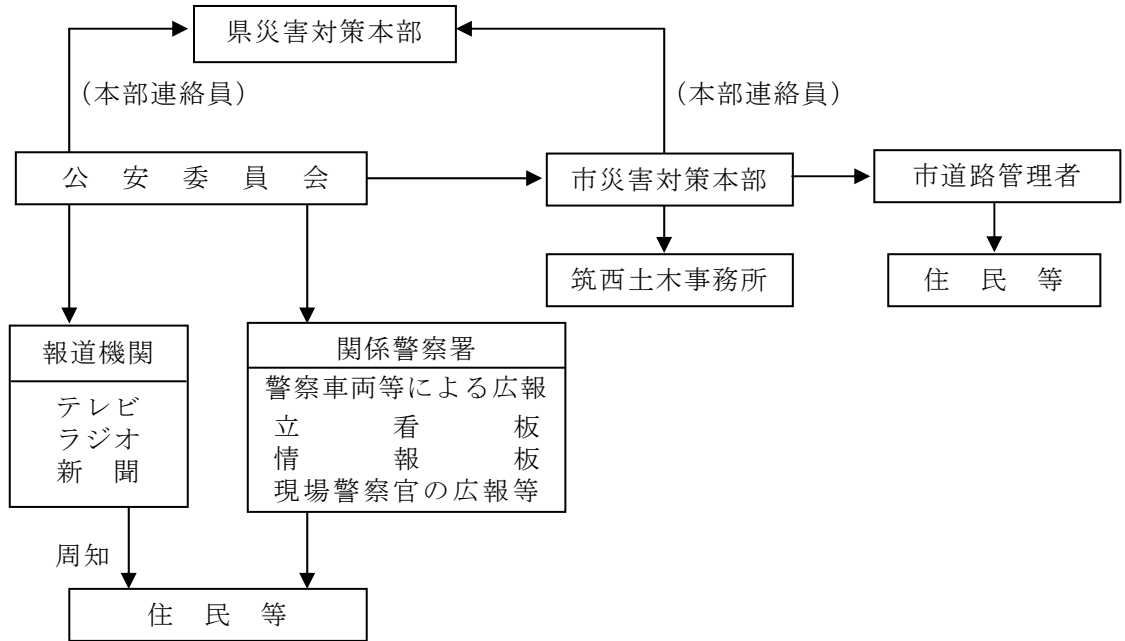
ウ 規制する期間

エ 規制する理由

(3) 迂回路の標示

規制を行ったときは、適切な迂回路を設定し必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

交通規制の連絡フロー



7 被災区域への流入抑制

道路管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- (1) 道路管理者は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通規制等を実施する。
- (2) 道路管理者は、流入規制のための交通規制等を行う場合は、県と連絡を取りつつ行う。

第4 報告等

各機関は、報告通知等に当たって次の事項を明示して行うものとする。ただし緊急を要する場合であらかじめ当該道路の管理者に通知する時間がなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知するものとする。

- 1 禁止制限の種別と対象
- 2 規制する区間
- 3 規制する機関
- 4 規制する理由
- 5 迂回路の道路状況、幅員、橋梁等の状況

第5 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の確認手続

災害対策法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県警察

本部又は桜川警察署において実施する。

2 緊急通行車両の事前届け出

県公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する。

市においても市有自動車については事前に県公安委員会に確認申請を行い、標章及び証明書の交付を受けておくものとする。

『資料編 通行の禁止又は制限するときの標示』

『資料編 緊急通行車両の標章』

『資料編 緊急通行車両確認証明書』

第6 道路の応急復旧

1 速やかな復旧対策の実施

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。

2 応急復旧の要請

道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

4－7 保健計画

本計画では、被災地における被災住民の健康保持を図るための対策について定める。

第1 健康相談等

市は、筑西保健所と連携し避難所等を巡回して、避難者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行うものとする。

第2 栄養指導等

市は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難施設での巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行うものとする。

具体的には次のとおり。

- 1 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の災害時要援護者への指導、相談
- 2 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- 3 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- 4 その他必要な指導、相談

第3 派遣要請

市は、災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は、県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

第4 健康管理

1 被災者の精神状態の把握

- (1) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- (2) 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

2 継続的要援助者のリストアップ

市及び県は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

3 関係機関との連携の強化

市及び県は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

4－8 文教対策計画

本計画では、学校施設の被災により通常教育に支障をきたした場合の応急教育計画について定める。

第1 被害状況の把握

学校教育班は、災害発生後、速やかに児童・生徒、教職員、教育関係施設及び通学路の被害状況について、学校(園)長を通じて又は自ら調査する。

被害については災害対策本部を通じて、県に報告する。

第2 児童・生徒等の保護

児童・生徒等が、教育施設にいる際、災害が発生したときは、次のとおり保護に努める。

1 学校の対応

- (1) 学校(園)長等は、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。
- (2) 学校内並びに登下校路の危険箇所の点検、迂回路の設定等を早急に行う。
- (3) 児童・生徒については、教職員の指導のもとにPTA等の協力を得て集団下校により全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、障害児については、園、学校において保護者(又は代理人)に引き渡す。また、交通機関利用者又は留守家庭等の児童・生徒等のうち引渡し又は帰宅できない者については、氏名・人員等を確実に把握し、状況を判断し学校等が保護する。
- (4) 施設内において災害が発生したときは、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

2 教職員の対処、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童・生徒等を教室等に集める。
- (2) 児童・生徒等の退避・誘導にあつては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担当等は、学級名簿等を携行し、学校(園)長の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障害児については、あらかじめ介助体制等の組織をつくる等十分配慮する。
- (5) 生徒等の安全を確保したのち、学校(園)長の指示により防災活動に当たる。

第3 文教施設の災害応急対策

1 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。

なお前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう配慮する。

2 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は国庫負担事業の認定を待たず復旧を行うものとする。

第4 応急教育を行う場所の選定

学校教育班は、被害を受けた学校側並びに地域社会の人々の協力により、教育現場を選定する。

第5 応急教育の実施

1 教育施設の確保

学校教育班は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- (1) 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動への復帰を図る。
- (2) 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等の教育施設等を設けて授業の早期再開を図るものとする。
- (4) 被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。
- (5) 教育施設が、避難所として開設されている施設については、本部室、避難住民、自治会と十分な協議の上、教育施設の確保を図るものとする。

2 教員の確保

学校教育班は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合、応急対策として、次により教員を把握し確保する。

- (1) 教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能の教員は、最寄りの小・中学校に参集する。
 - ア 各学校の責任者は、学校で掌握した参集教員の人数等を学校教育班に報告し、学校教育班は、災害対策本部を通じて県災害対策本部に報告するものとする。
 - イ 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整えるものとする。
 - ウ その他、県本部と連絡を密に取り、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において調整できないときは、市長（本部長）はその旨を知事に対し報告し、知事は隣接学校から教員を応援させ、なお不足の場合はそれぞれの教科に応じ、指導主事等を派遣し教科指導に当たらせるものとする。
- (3) 災害により、教員の死傷者が多く、平常授業に支障をきたす場合は、教員免許所有者を臨時に雇用する等の対策をたてる。

3 臨時休校等の措置

施設被害又は児童・生徒、教員の被災の程度によっては、各学校の責任者との協議の上、臨時休校の措置を取ることとする。

また、臨時休校の対応策として夏休みの振替授業等により、授業時間を確保すること

及び、教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施についても、各学校の責任者と適宜協議するものとする。

第6 教材・学用品の給与

学用品については、災害救助法が適用された場合、被災児童・生徒等に対して以下のような措置が講じられる。

1 給与実施者

通常の場合、県（教育庁・教育委員会、権限を委任された場合は市長）が、各学校（園）長の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

2 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒を対象とする。

3 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を支給する。

（1）教科書及び教材

ア 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規程する教科書

イ 教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの

（2）文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

（3）通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

（4）学用品給与の時期

ア 教科書、教材

災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び通学用品

災害発生の日から15日以内

第7 就学援助費の支給

市長（本部長）は災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった児童・生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとする。また、既に準要保護に認定された児童・生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給するものとする

第8 給食の実施

1 物資の確保

学校給食会の保管する物資の特別配送及び救援救助物資の利用を図る。

2 施設・設備の整備

文教施設の復旧と並行して応急対策をたて早期開始に努力する。

第9 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- 1 避難場所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。
- 2 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、整備の保全に努めるものとする。
- 3 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行うものとする。

4-9 労務供給計画

本計画では、地震発生時において不足し必要となった労務者等の雇上げについて定める。

第1 労務供給の実施

労務者等の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとするが、災害対策本部における雇い上げは、その職種等によって関係部が行うものとする。

第2 給与の支払い

賃金等の給与額は、その時における雇上地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこの限りでない。

第3 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災害対策基本法、災害救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発することができる。

従事命令・協力命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長、警察官
		災害対策基本法第65条第2項	
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令		市長(委任を受けた場合)
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	措置命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防団長、消防長

第4 その他

- 1 医療、土木建設関係者等の雇上げに当たっては、被害状況を説明し従事作業用の器具等を持参させるようにする。

- 2 土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法によるものとする。

4-10 地域の孤立対策計画

本計画では、大規模な災害により道路や通信が途絶し孤立した地域に対して、市、県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図ることを定める。

第1 孤立した場合の対応

1 市

- (1) 孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。
- (2) 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- (3) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 県

- (1) 市からの孤立情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- (2) 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (3) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3 電気通信事業者

- (1) 孤立した地域との連絡手段を確保するため、移動型無線機を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- (2) 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

4 道路管理者

災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

5 桜川警察署

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

4-1-1 医療・助産計画

震災のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療体制が混乱した場合における医療及び助産の対策は、本計画の定めるところによる。

第1 医療救護体制

1 実施担当機関

(1) 市の対応

ア 災害救助法が適用された場合において、市長（本部長）の要請により知事が派遣する救護班が到着するまでの間

イ 災害救助法が適用されない小災害の場合

ウ 災害救助法が適用された場合において、災害の状況により知事が市長（本部長）に委任した場合

(2) 実施担当機関

保健福祉部救護班（健康推進課）が調整し、実施する。

2 医療救護班の編成

市は、被害状況に応じ、地域の救護状況の把握に努めるとともに、茨城県医師会との間で締結した協定により、必要な医療救護班を編成し確保する。

医療救護班は、医師会の協力を得て、医師1名、看護師2名、連絡員1名の4名で一つの班を編成する。また、茨城県医師会は、状況により自らの判断で医療救護班を編成し派遣できるものとする。なお、医療救護班の数は、状況に応じ市長（本部長）が定める。

医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMA T等）の派遣を要請するものとする。

(1) 必要人数

(2) 期間

(3) 派遣場所

(4) その他必要事項

3 活動内容

(1) 医療救護所においては、以下の活動を重点的に実施

ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ：傷病者の振り分け業務）

イ 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置

エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療

オ 助産

カ 記録及び災害対策本部への状況報告

(2) 市の能力のみでは十分でない判断した場合等の対処

市の能力のみでは十分でない判断した場合及び緊急を要する場合は、県及び隣接の市町村に応援の要請を行う。この場合、次の事項を示して応援要請を行う。

- ア 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- イ 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ウ 応援必要班数
- エ 現地への進入経路、交通状況
- オ その他参考となる事項

4 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行うものとする。

(1) 医療及び助産の対象

- ア 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者
- イ 災害の発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
- エ 病院又は診療所等への収容
- オ 分娩の介助
- カ 分娩前及び分娩後の処置
- キ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 医療及び助産の期間

- ア 医療の実施期間は、災害発生の日から14日以内とする。
- イ 助産の実施期間は、分娩した日から7日以内とする。

災害救助法による実施基準

〔医療〕

- I 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的な処置として行う。
- II 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合においては、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の施術所において行う。
- III 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行う。
 - ① 診察
 - ② 薬剤又は治療材料の支給
 - ③ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ④ 病院又は診療所への収容
 - ⑤ 看護
- IV 医療を実施するために支出する費用の額は、救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費とし、病院又は診療所において行う場合にあつては社会保険診療報酬の例により算定した額の範囲内とし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所において行う場合にあつては協定料金の額の範囲内とする。
- V 医療を実施する期間は、災害発生の月から14日以内とする。

災害救助法による実施基準

〔助産〕

I 助産は、災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者に対して行う。

II 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前及び分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

III 助産のために支出する費用の額は、救護班による場合にあっては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあっては、慣行料金の100分の80以内の額とする。

IV 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

5 救護所の設置

(1) 市は、次の場合に救護所を設置する。

- ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間が係るため、被災地での対応が必要な場合

(2) 市は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員等をあらかじめ定めておく。

(3) 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止する。

広域災害・救急医療情報システム参加医療機関（緊急告示医療機関）（平成24年10月1日現在）

	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	備考
桜川市	県西総合病院	岩瀬鍛田604	内、外、産婦、眼、整形外科、形外、泌尿器、皮膚、小、耳鼻、脳外	0296 75-3171	災害拠点病院 感染症指定機関 輪番制病院 人工透析対応
	山王病院	岩瀬42	内、産婦、小、耳鼻、整形外科、泌尿器、歯、口 くう外科、胃腸科	0296 75-0600	

(4) 医療救護班の事務処理に必要な帳簿は、次に掲げる。

- ア 医療救護班活動状況
- イ 医療実施状況
- ウ 助産台帳

6 後方医療救護体制

市が設置した医療救護所で対応できない中等・重症患者は、原則として救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に収容する。2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。

なお、各救急医療圏の災害拠点病院については、他の圏域からの患者収容に、可能な限り努めるものとする。

第2 応急医療需要の把握

災害発生時における活動内容は、次のとおりである。

1 在宅の災害時要援護者対応

在宅の災害時要援護者について、適切な避難の実施及び避難を行った場所の把握を行う。場合により、医療機関、福祉施設への搬送が必要となることも考慮すること。

2 医療需要の把握

医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等を把握する。

3 市内の医療機関被害状況の把握

市内の医療機関の被害状況について把握する。

4 迅速な活動の実施

応急医療活動方針の決定を行い、早急に活動を行う。

第3 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送

傷病者の医療機関への搬送は、原則として市が実施する。

2 応援の要請

医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、市で対応できない場合は、県、日本赤十字社茨城県支部及びその他の関係機関に応援を要請するものとする。

3 ヘリコプター等の活用

道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、市が県に要請し、県が消防防災ヘリコプター等を活用し実施する。

第4 医薬品、医療資機材の調達

1 医薬品及び医療資機材の調達及び供給

(1) 調達と供給

ア 医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、各病院に備蓄しているものを使用するものとし、なお不足するときは、県等に要請し、補給を受ける。

イ 市は、医薬品の供給が自力では困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんを受ける。

(2) 品目

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤、等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 市は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

(3) 血液の確保

血液の確保については、県内の赤十字血液センターとの連携により確保するものとする。

(4) その他留意事項

倒壊家屋の下敷きが原因の座滅症候群による急性腎不全を発病する患者に対応するため、人工透析液、透析用の水についても考慮する。また、市内で透析の治療が行うことができない場合は、適切な後方医療を考慮する。

第5 広域応援医療体制の確保

広域応援要請については、次のことに留意し体制を確保するものとする。

1 応援が必要な資源の把握

救護のための医療関係者、各症状に合わせた市外の病院情報、救急医療のための医薬品等及び上記の緊急搬送、傷病者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものの把握を行う。

2 受け入れ体制の整備

応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受け入れ体制の整備を図る。

4-1-2 危険物等災害防止対策計画

地震災害の発生に伴う、危険物施設等からの有害物質の漏洩に対処するとともに、付近の住民の避難誘導を迅速に行い、危険物等災害を最小限にとどめるために、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害の発生を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図ることを定める。

また、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

第1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市及び県並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、市、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

3 市の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

4 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

(1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市に必要な広報を依頼するものとする。

(2) 市

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第2 火薬類

1 実施責任者

市長（本部長）及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者とする。

2 応急措置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移して見張人をつけるものとする。
- イ 通路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずるものとする。
- ウ 火薬庫の入口、窓等を粘土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するものとする。
- エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

3 市の措置

市は、施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡を取り立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示勧告又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

市は、災害発生の連絡を受けた場合には、速やかに把握した被害状況等を県に報告する。

第3 高圧ガス

1 実施責任者

市長（本部長）及び高圧ガス製造業者等とする。

2 応急措置

(1) 製造業者等の措置

- ア 直ちに事業所内における火気取扱を停止するとともに、製造施設等の異常の有無を点検する。
- イ 高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所、若しくは消費施設又は充てん容器等が危険な状態になったときは、適切な災害発生防止のための措置を講じる。
- ウ 製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する。
- エ 必要な場合は、従業員及び付近住民に対し、危険状態にあることを周知し、退避するよう警告する。

3 市の措置

火薬類の応急措置に準ずる。

第4 石油類、毒物及び劇薬

1 実施責任者

市及び施設の所有者、管理者又は占有者とする。

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

- ア 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安経路を除いて切断するものとする。
- イ 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物資に対する保安措置を強化するものとする。
- ウ 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

3 市の措置

(1) 立ち入り禁止地区の設定

被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡を取り、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示・勧告をするものとする。

(2) 消防力の有機的運用

火災の防御は、災害対策本部警防班がその消防力を有機的に運用して実施する。特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣等を関係機関等に要請するものとする。

(3) 危険物の排除

流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。

(4) 立ち入り制限

漏油した場合、危険区域はロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

第5 放射性物質

1 実施責任者

市及び施設の所有者又は管理者とする。

2 応急措置

(1) 施設等の措置

ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関等と緊密な連絡を取り、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止するものとする。

イ 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内の避難誘導に当たるとともに立入禁止区域を設定するものとする。

3 市の措置

火薬類の応急措置に準ずる。

4-1-3 燃料対策計画

災害時においても、庁舎の自家発電用燃料や応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

第1 災害応急対策車両への燃料の供給

(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

(2) 「災害時緊急給油票」の発行

市は、事前に指定のできない市外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

(3) 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

第2 燃料の確保

市は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、県に対し燃料の確保を依頼する。

第3 住民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

5-1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握しそれに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

1 登録窓口の設置

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2 避難者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

ア 調査チームの編成

イ 調査・報告方法の確立

(2) 調査の実施

市は、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

5-2 被災者のメンタルケア

本計画では、災害に伴い様々な精神症状に陥ることがある被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、県や各関係機関との協力の上、速やかに的確な対策を講じることについて定める。

第1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- 1 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- 2 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- 3 現実否認による精神麻痺状態
- 4 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- 5 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く心的外傷後ストレス症候群
- 6 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪積感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

第2 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的を見つけ生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、心的外傷後ストレス症候群については、よりの確な対応をとるものとする。具体的には、次のような症状が長期間続く。

- 1 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- 2 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
- 3 覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応）がある。

第3 メンタルケア

人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考える必要がある。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県や各関係機関の協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講じるものとする。

- 1 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- 2 関係機関等による精神保健相談
- 3 各種情報を提供するための、避難所等における、被災者むけの講演会の実施
- 4 専門施設での相談電話の開設
- 5 広報誌及び情報広報誌等による、被災者への情報提供

第4 被災者に対する配慮

被災者に対し、次のことについて配慮することが必要である。

- 1 被災者が現状認識にいたる時期までに、物心両面でのあらゆる人間的配慮を差し伸べる。
- 2 被災者が立ち直り、自立した生活ができるようになるまで支援する。
- 3 大規模な災害のあと当然生じる諸反応や立ち直りの問題について、被災者及び被災者と接触する者に対する支援を促進する。
- 4 被災後の適応が危ぶまれたり、障害が生じるような者に対して、個別的な手当てを確保する。
- 5 社会精神医学面での手当てと、その他の救援措置と組み合わせて提供すること。
- 6 被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講じること。
- 7 治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、市は県と連携し、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための耐性を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報提供を行う。
- 8 災害後の期間を通じて被災者たち、その代表、さらにその地域社会の救援担当者に対する適切な配慮が、円滑かつ段階的に移行するよう計画し監視すること。

なお、上記の事項は災害対策要員である市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、市においては災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施するものとする。

第5 児童、高齢者、障害者、外国人に対する心のケア対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

【プレイセラピーとは】

子どもの心の問題の解決を手伝う方法として考えられた援助法で、子どもの心の様々な思いを、観察者が対象者と一緒に遊びながら、遊びや行動を観察し理解していく手法を用いる。

5-3 ボランティア団体等支援計画

大地震により県下に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関等だけでは十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するための各種ボランティア団体等の協力体制について、市及び防災関係機関等が実施すべき事項は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 ボランティア団体等の協力

市及び防災関係機関等は、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

第2 発災直後の情報提供

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

第3 ボランティア団体の活動

市がボランティア団体に依頼する活動は、下記のものとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他災害救助活動
- 3 高齢者介護、看護活動
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 その他

第4 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

1 受入体制の確保

被災地の社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに現地本部及び救援本部を設置し、行政機関との連携を密にしながらボランティア支援体制を確立する。

2 「受入れ窓口」の運営

(1) ボランティア現地本部における活動内容

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ア 被災者ニーズの把握、市からの情報収集
- イ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り

- ウ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- エ ボランティアの受付
- オ ボランティア連絡会議の開催
- カ 市との連絡調整
- キ ボランティア活動のための地図及び在宅援護者のデータ作成・提供
- ク ボランティア支援本部へのボランティアの応援要請
- ケ その他被災者の生活支援に必要な活動

第5 ボランティア「受入れ窓口」との連携協力

1 ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

市は災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動及び広報活動を行う。

2 ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- (3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行なわれるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

4 ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

5-4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

第1 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズの集約に努める。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡

第2 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

市は、総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- (5) 外国人（安否確認、震災関連情報等）
- (6) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (7) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (8) 消費（物価、必需品の入手）
- (9) 教育（学校）
- (10) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- (11) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (12) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- (13) 金融（融資、税の減免）
- (14) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (15) 手続き（り災証明、死亡認定等）
- (16) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

第3 生活情報の提供

市は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

- 1 テレビ、ラジオの活用
- 2 インターネットメールの活用
- 3 インターネットの活用
- 4 ファックスの活用
- 5 震災ニュースの発行

5-5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

第1 給水計画

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水については、本計画の定めるところによるものとする。

なお、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・水道事業者等が果たす役割、市が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の災害時要援護者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

1 給水の実施

(1) 実施機関

被災者等への飲料水の供給は、水道班（水道課）が行う。

(2) 給水対象者

災害のために、現に飲料水に適する水を得ることができない者

2 確保水量

(1) 水源及び給水量

ア 水源

水道班（水道課）は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

イ 給水量

水道班（水道課）は、災害発生から3日以内は、一人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容 時系列	期 間	一人当たり水量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定
第1次 給 水	災害発生から 3日間	30ℓ/人・日	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水 を得られなかった者に対する 応急拠点給水
第2次 給 水	4日目から 10日まで	200ℓ/人・日	調理、洗面等最低限生 活に必要な水量	自主防災組織を中心とする給 水と応急拠点給水
	11日目から 21日まで	1000ℓ/人・日	最低限の浴用洗濯に 必要な水量	復旧した配水幹線・支線に設置 する仮設給水管からの給水
第3次 給 水	22日から 28日まで	被災前水量（約 2500ℓ/人・日）	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

(2) 給水方法及び広報

ア 飲料水は、概ね次の方法によって供給し、又は確保する。

- (ア) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、タンク車又は容器により運搬供給する。
- (イ) 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、次亜塩素酸ナトリウム溶液を投入し、又は支給して飲料水を確保する。
- (ウ) 高齢者等の災害時要援護者等への給水については、運搬等の支援に配慮する

イ 水道班（水道課）は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「茨城県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- (ア) 給水を必要とする人員
- (イ) 給水を必要とする期間及び給水量
- (ウ) 給水する場所
- (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- (オ) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- (カ) その他必要な事項

ウ 応急給水実施について、給水の時間や場所などの内容を広報する。広報は、放送等のほか、文字情報等を活用し、確実に伝達できる方法を併用し実施する。

(3) 給水対策の順序

災害救助法による飲料水の供給と感染症予防法による自家用水の供給の関係については、災害救助法が被災者に対する応急救助を目的としているところから、災害救助法の適用地域においては、災害発生直後は、まず同法による飲料水の供給を実施する。

(4) 災害救助法が適用された場合は、次の基準に基づき実施する。

災害救助法による実施基準

- I 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行う。
- II 飲料水の供給を実施するために支出する費用は、水の購入費、給水又は浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- III 飲料水の供給を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

(5) 給水応援

水道班（水道課）は、「茨城県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行う。

市における給水拠点及び給水能力

上水道の状況

(平成22年)

年間配水量 (m ³)	年間有収水量 (m ³)	有収率 (%)	1日最大配水量 (m ³)	1日平均配水量 (m ³)
4,020,970	2,819,204	70.1	14,887	11,016

資料：水道課

給水タンク等配備状況

給水タンク			給水用ポリタンク			非常用水袋 (10L用)	非常用発電機
台数	容量 (m ³)	合計 (m ³)	個数	容量 (ℓ)	合計 (ℓ)		
1	2	2	24	20	480	10,000 枚	6 機
4	0.5	2	100	6	600		

浄・配水場一覧

岩瀬		真壁		大和	
施設名	容量 m ³	施設名	容量 m ³	施設名	容量 m ³
富谷配水場	2,800	真壁浄水場	2,500	羽田配水場	576
友部配水場	380			本木配水場	74
犬田配水場	350				
亀岡配水場	354				
堤上浄・配水場	294				
池亀配水場	242			大曾根浄水場	180
猿田第1配水場	262				
猿田第2配水場	56			高久浄水場	656
門毛第1配水場	102	—	—	—	—

門毛第2配水場	65	—	—	—	—
大泉配水場	134	—	—	—	—
11施設	5,039	1施設	2,500	4施設	1,486

3 水道施設の応急復旧

- (1) 被害状況の把握
- (2) 施設及び配水管の被害箇所への適切な職員の配備
- (3) 市内の水道工事業者等への協力要請

4 県の支援等

市は、被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災し市で対応できない場合には、県に要請し、他の市町村及び関係機関等からの広域的な支援を受けるものとする。

5 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

第2 食糧供給計画

地震災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊き出し等については、本計画の定めるところによる。

1 供給の実施

- (1) 避難所等に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事ができない者
- (3) 通常の供給機能が一時的に阻害混乱し、主食の供給を受けられない者

2 実施要領

- (1) 食糧の供給要請等

ア 食糧備蓄

被災者等への食糧の供給に備え、備蓄倉庫に次の食糧を備蓄する。

主食／食	缶詰かゆ／缶	粉ミルク／缶	乾パン／缶
2,000	150	20	480

市は、食糧の供給が困難な場合、必要に応じ次の事項を示して県に供給あっせんを要請する。

- (ア) 供給あっせんを必要とする理由
 - (イ) 必要な品目及び数量
 - (ウ) 引き渡しを受ける場所及び引渡責任者
 - (エ) 荷役作業者の派遣の必要の有無
 - (オ) その他参考となる事項
- イ 食糧の調達

被災者に対する食糧の供給について第1次的には市の備蓄食糧を活用し、なお不足する場合又は備蓄品以外の食糧等を必要とする場合は、市内の販売業者等から調達する。

なお、調達が困難な場合には、知事にその斡旋を要請するが連絡がつかない場合は、「災害救助法が発効された場合における災害救助法用米穀の緊急引渡しに関する協定書」に基づき、当該地域を管轄する農政事務所に対して、災害救助用米穀の引渡しを要請する。

『資料編 災害救助用米穀の引渡しに関する要領、様式等』

ウ 供給基準

(ア) 災害救助法が適用されたときは、次の基準により実施する。

災害救助法による実施基準

I 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者に対して行う。

II 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の範囲は、主食費、副食費、燃料費等とし、その額は、1人1日当たり1,010円以内とする。

III 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

エ 供給方法

(ア) 避難所に収容された者に対するもの

調達した食糧をあらかじめ避難所ごとに組織された班等の責任者を通じて供給する。

(イ) 被災者に対するもの

市長(本部長)が調達した食糧を直接に供給するか、あるいは小売業者又は取扱者を指定して行う。

(ウ) その他災害対策要員等に対するもの

避難所に収容された者に対するものに準じて行う。

オ 輸送

市に依頼された販売業者は、市の指定する場所まで搬送する。なお、難しいときは、市の指定する集積場に持参する。

カ 配分

市は、被害状況や要望をもとに、配分を行う。

キ 供給品目

米穀(米飯を含む)、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食品の供給は、温かなもの、軟らかなもの、ミルク等配慮したものを給与するものとする。

3 炊き出し等の実施

(1) 炊き出し

炊き出し場については、被害の状況及び避難所の開設状況を考慮の上、資料編「5-2 避難所」の中から選定するが、必要に応じてこれ以外の場所についても炊き出し可能とする。

(2) 炊き出し要員

食糧供給は、保健福祉部福祉班が担当するが、炊き出し作業については日赤奉仕団、各種婦人団体、避難者等の協力を得て実施する。

(3) 炊き出し用具の調達

炊き出し用具は、小学校等の給食用施設、器具を使用し、借上げできないものについては適宜、現地において調達する。

4 協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧、生活必需品等の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

第3 衣料・生活必需品等供給計画

本計画では、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与について定める。

1 供給の対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需品物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 供給の実施

災害救助法を適用する分については同法により、適用のない分については同法に準じ、保健福祉部福祉班で行う。

災害救助法による実施基準

- I 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼・全壊・流出・半焼・半壊又は床上浸水(土砂のたい積等であって一時的に居住することができない程度のものを含む。以下同じ。)又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失し、又は、損傷して、直ちに日常生活を営むことが困難となった者に対して行う。
- II 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ① 被服・寝具及び身の回り品
 - ② 日用品
 - ③ 炊事用具及び食器
 - ④ 光熱材料
- III 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するために支出する費用の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号の表に定める額の範囲内とする。

① 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
夏期	17,500	22,600	33,000	39,900	50,500	7,400
冬季	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500

② 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
夏期	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400
冬季	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300

IV 前項各号の表において、「夏期」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までをいい、季別の決定は、災害の発生の日をもって行う。

V 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の発生の日から10日以内に完了する。

(1) 給与又は貸与品目

ア 供給対象者

全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

イ 物資供給範囲

災害のため供給する衣料、生活必需品等の物資は、次に掲げるもののうち必要と認められた最小限度のものとする。

- (ア) 寝 具 就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等
- (イ) 外 衣 普通衣、作業衣、運動靴等
- (ウ) 肌 着 シャツ・ズボン下・パンツ等
- (エ) 身 廻 品 タオル・手拭・洗面具等
- (オ) 炊事道具 鍋・釜・包丁・バケツ等
- (カ) 日 用 品 石けん・塵紙・歯ブラシ・歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
- (キ) 食 器 茶わん・汁わん・皿・はし、スプーン、紙コップ、ほ乳ビン等
- (ク) 光熱材料 マッチ・ローソク・カセットコンロ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具等
- (ケ) その他 (ビニールシート等)

(3) 備蓄物資

被災者への供給に備え、次の物資を備蓄する。

毛布／枚	タオル／枚	哺乳瓶／本	トイレ紙ロール	飲料水袋／枚
810	570	20	240	1、000
生理用品／個	紙おむつ／枚	成人おむつ／枚	懐中電灯／組	仮設トイレ
3、200	640	225	90	10 (3)

※ 仮設トイレの（ ）内については、災害時要援護者用トイレ数を計上。

(4) 物資の調達

被災者に対する物資の供給については、第1次的には市の備蓄品を活用し、なお不足する場合又は備蓄品以外の品目を必要とする場合には、調達協定業者や小売業者から調達する。ただし、災害の規模等により市のみで対応できないときは、知事に対して物資の調達を要請する。

また、市は調達協定業者と連絡を密にし、物資調達可能数量の常時把握に努める。

(5) 物資の給与又は貸与期間

衣料、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

(6) 物資及び救援物の輸送配分

調達された物資は、災害の状況等を考慮しその都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画をたてて支給する。

救援物資は、次の庁舎及び集積場で受付、仕分け等の業務を行い、市職員により配分計画に基づき被災者に配分する。仕分け、配分等に際しては、ボランティア等に協力を求める。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項について秘書広報班を通じて呼びかける。

ア 救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。

イ 荷物には、物資の内訳及び数量等を明記する。

ウ 腐敗しやすい生鮮食糧品の送付は行わない。

(7) 記録簿等の作成

給与又は貸与の実施には、責任者を定め給貸与の記録簿、受領書等を整理保存する。

5－6 災害時要援護者安全確保対策計画

本計画では、災害発生時において、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の災害時要援護者に対して配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

なお、市は、あらかじめ定める避難情報の提供方法や支援対策をマニュアル化し、適切な避難支援ができるよう努める。

第1 社会福祉施設等に係る対策

1 救助及び避難誘導

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア団体等にも協力を要請する。

2 搬送及び受入先の確保

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。

3 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

被災した社会福祉施設等は、飲料水、食糧品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、市及び県等に支援を要請するものとする。

市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

市は県とともに、社会福祉施設に対するライフラインの優先的な復旧や、飲料水、食糧品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティアへ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民、ボランティアの協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

※社会福祉施設等とは、社会福祉施設、老人保健施設及び病院をいう。

第2 障害者及び高齢者に係る対策

1 安否確認、救助活動

市は、民生委員、近隣住民、福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。

2 情報の提供

市は県とともに、掲示板、広報誌、ホームページ、ファックス等を活用し、又、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

3 搬送体制の確保

市は、災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を活用する。また、これらが確保できない場合、県へ輸送車両を要請し、災害時要援護者の搬送活動を行う。

4 要援護者の状況調査及び情報の提供

市は県とともに、民生委員、ホームヘルパー及びボランティアの協力を得て、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するなど状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

5 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮

市は、災害時要援護者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。特に、福祉避難所の食糧品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。

6 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回による介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

7 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。

第3 児童に係る対策

- 1 市は県とともに、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- 2 市は県とともに、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第4 外国人等に対する対策

1 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車などを活用して外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

（1）避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

（2）テレビ、ラジオ、インターネットによる情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネットを活用して外国語による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。また、市及び県は相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

5-7 帰宅困難者対策計画

本計画では、災害発生時において、帰宅が困難な通勤・通学者、出張者、旅行者等に対して配慮した災害応急対策の実施を定める。

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

また、市は帰宅困難者のための避難所を定めるものとする。

第1 各機関の取組み

帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であるところから、市は事前に通勤・通学者を中心にリーフレット・ポスターによる普及啓発を行い、発災後、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。

また、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、市は帰宅困難者に対して必要な情報を提供するものとする。なお、帰宅困難者がむやみに移動を開始し混乱することのないよう、対応を徹底する。徒歩や代替交通手段等での帰宅が困難なものに対しては、旅館やホテルの借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。

1 市の取組み

(1) 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 情報提供

市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め体制を構築しておく必要がある。

2 企業の取組み

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には電話がふくそうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(6) 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

第2 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

5－8 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

第1 義援物資の供給

- 1 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- 2 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

5－9 愛玩動物の保護対策

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。

第1 市の役割

1 動物同伴施設の設置

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

2 相談窓口の設置

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を生活環境課に設置する。

3 避難訓練時の配慮

避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

第2 飼い主の役割

- 1 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- 2 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

5-10 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 郵便関係

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。
なお、取扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

第2 郵便貯金関係

1 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の免除

当該被災地の救援を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者救援を目的とする寄付金の送付のための郵便振替の通常払込及び通常振替の料金免除を実施する。

2 郵便貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局限りで取扱ができる。

第3 簡易保険関係

1 簡易保険業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の払込期間の延伸などの非常取扱いを行う。

第4 簡易生命保険資金による災害応急融資

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害時において、被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資を実施する。

第6節 災害救助法の適用

被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

第1 被害状況の把握及び認定

救助法の適用に当たっては、被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

2 住家の滅失等の算定

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 住家の床上浸水

(1)及び(2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

1 基準1号（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
45,673人（平成22年国勢調査）	60世帯

2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
45,673人（平成22年国勢調査）	30世帯

3 茨城県の地域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

4 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 救助法の適用手続き

1 市長（本部長）は、市における災害が前記「第2 救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。

2 市長（本部長）は、前記「第2 救助法の適用基準」の3の後段及び4の状態被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

3 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長（本部長）は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法による救助の種類

1 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長（本部長）が行うこととする。

なお、市長（本部長）は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりである。

第5 災害救助法に基づく救助費用の申請及び補助申請

1 災害救助法に基づく救助費用の申請

災害救助法に基づく救助実施の費用は、請求書に経費支払証拠書類の写を添えて、知

事に申請する。

2 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、市長（本部長）が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和 46 年茨城県規則第 39 号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

第7節 応急復旧・事後処理

7-1 建築物の応急復旧

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供または応急修理を行い保護していくものとする。

第1 建築物等の応急危険度判定

本計画では、大規模な災害により被災した建物等が引き続き安全に利用できるかどうかを判定し、二次災害の発生防止を図ることについて定める。

1 応急危険度判定の基本事項

(1) 判定実施の判断

市長（本部長）の判定実施の決定により、都市整備班に「判定実施チーム」を設置し、応急危険度判定士の協力により判定活動をする。

(2) 判定基準

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による応急危険度判定調査票を適用する。

(3) 判定ステッカー

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に定められた判定ステッカーを使用し、判定結果に基づいて調査建築物に貼り付ける。

2 応急危険度判定活動

(1) 判定の対象

判定の対象建築物は、市長（本部長）の定める判定街区の建築物とする。

(2) 判定実施期間

判定実施時期及び作業日数は、概ね2週間程度とし、一人の判定士は3日間を限度に判定活動を行うものとする。

(3) 判定の関係機関

市長（本部長）は、判定の実施主体として判定作業にかかわる判定士の指揮、監督を行う。県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3 判定士の派遣・派遣要請

(1) 判定士の派遣

市長（本部長）は、災害の程度に応じて必要と認められる場合は、直ちに判定士の派遣を行う。判定結果の責任については、市が負う。

(2) 判定士の派遣要請

市長（本部長）は、余震等による二次災害を防止するため、必要と認められた場合には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

大規模地震発生時には、相当数の住宅に被害が発生し、応急仮設住宅に係る対策が必要になると予想される。

地震災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者及び応急修理をすることができない者等に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理については、本計画の定めるところによるものとする。

1 仮設住宅対応の実施

災害救助法が適用されたときは、次の基準により、適用にいたらない小災害の場合は、同法の基準に準じて行う。

災害救助法による実施基準

- I 応急仮設住宅は、住宅が全焼し、全壊し、又は流出して自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。
- II 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートル(9坪)を基準とし、その設置のため支出する費用は、2,404,000円以内とする。
- III 応急仮設住宅の供与は、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合においては、居住者の集会等に利用するための施設を設置して行うことができる。この場合において、当該施設の1施設当たりの規模の基準及びその設置のために支出する費用の限度額は、知事が別に定める。
- IV 応急仮設住宅は、高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
- V 応急仮設住宅の設置は、災害の発生の日から20日以内に着工する。
- VI 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。
- VII 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

(1) 被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市長（本部長）が実施するものとする。

(2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとする。

2 住宅の応急修理

災害救助法が適用されたときは次の基準により、適用されない小災害のときは、実情に応じ市長（本部長）がその都度決定する。

災害救助法による実施基準

- I 災害にかかった住宅の応急修理は、住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者に対して行う。
- II 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事後及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、一世帯当たり520,000円以内とする。
- III 災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行う。
- IV 災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から1か月以内に完成する。

(1) 基本事項

ア 修理を受ける者

- (ア) 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことのできない者であること。
- (イ) 自らの資力では、応急修理ができない者であること。

イ 応急修理の実施範囲と費用

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ 応急修理の期間

災害の日から1ヶ月以内とする。

(2) 資材調達

市において、資材が不足した場合は県(土木部)に要請し、調達の協力を求めるものとする。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 入居対象者及び入居予定者の選定等

ア 入居対象者及び入居予定者の選考業務は、県が市の協力を得て行う。その際、市長(本部長)は、民生委員・児童委員の意見を聞く等、被災者の資力生活条件を十分調査するものとする。

イ 入居資格については、下記の「応急住宅に収容する被災者の条件」に挙げるものとする。

「応急住宅に収容する被災者の条件」

- (ア) 住宅が全焼、全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者で、これについては、具体的にその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば次のとおりである。
 - a 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - b 特定の資産がない寡婦、母子世帯
 - c 特定の資産がない失業者
 - d 特定の資産がない老人、病弱者、障害者
 - e 特定の資産がない小企業者
 - f 上記に準ずる経済的弱者

ただし、選考に当たっては老人、病弱者、障害者等災害時要援護者について、優先的に選考する。また、多地域に仮設住宅を建築する場合、災害時要援護者を孤立させない選定を行う。

(2) 応急仮設住宅の種類

- ア 一般向け
- イ 高齢者、障害者向け

(3) 建設用地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、災害時要援護者に配慮した場所及び飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育施設等を考慮の上、次の内から災害時の状況により選定する。

- ア 市、県、国等公共機関の所有地で、住宅建設に適当な土地
- イ その他

(4) 着工及び完成の時期

- ア 建設の時期
災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- イ 建物の形式
建物の形式は、軽量鉄骨組立方式とする。
- ウ 供与期間
完成の日から 2 年以内とする。

4 公営住宅等の斡旋

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合、高齢者、障害者等災害時要援護者用住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画すると同時に、建設班は、次の住宅についての空家情報を収集し、状況によっては、斡旋を行うものとする。

- (1) 市営住宅、県営住宅等公営住宅
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業社宅、保養所等

5 障害物の除去

(1) 実施責任機関

市は、住宅等に流入した土砂等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。また、災害救助法が適用された場合における住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、知事の権限を受けて市長（本部長）が行う。市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限りの次の事項を示して応援を求める。

- ア 除去を必要とする住家戸数
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無
- カ その他参考となる事項

(2) 実施の方法

災害救助法が適用されたときは同法により、適用されない小災害の場合は実情により市長（本部長）がその都度決定する。

障害物除去の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例による。

災害救助法による実施基準

I 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を来たしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる要件を備える者に対して行う。

① 自らの資力をもってしては、障害物を除去することができないこと。

② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあること。

II 障害物の除去のために支出する費用の範囲は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は一世帯当たり 137,500 円以内とする。

III 障害物の除去は、災害の発生の日から 10 日以内に完了する。

6 住宅相談窓口の設置

市は、都市整備班に住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

7-2 ライフライン施設の応急復旧

市民生活に密着した公共土木施設、ライフライン関係施設及び通信施設は、重要な役割を持つため、管理者は地震発生後、必要に応じて施設の緊急点検等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに被災した所管施設に対する応急対策を実施し、当該施設の機能の維持を図るものとする。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、及び危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関との相互協力により、実施するものとする。

第1 公共土木施設

震災時における公共土木施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 河川施設

(1) 基本方針

各種調査の被害想定によると、河川堤防が地震により被災（沈下）し、これが原因で堤内地に浸水被害が発生する二次災害が想定される。地震により堤防、護岸等河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに内水排除に全力をつくすものとする。

(2) 応急対策

堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画をたてて復旧する。また水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに内水の排除に努めるものとする。

(3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保するものとする。

2 道路施設

(1) 基本方針

各種調査の被害想定によると、橋脚が大きく傾斜したり、倒壊や大規模な側方移動が生じ大きな被害を受ける割合が高く、道路網に多大な被害の発生が予想される。

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、車両等による巡視を実施する。情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。また、道路上の破壊、倒壊等による障害物の除去を警察、占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

特に、避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防等の活動に必要な路線は最優先して復旧に当たるものとする。

(2) 応急復旧活動

ア 応急対策

復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物等の状態によって種々様々の対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進めて通過重量や車両幅員等の制限を付しても速やかに復旧し、解放するものとする。

イ 復旧対策

応急復旧に引き続き又は平行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度等種々勘案の上、通行止を避けながら順次本復旧を進めていくものとする。

(3) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等の迅速かつ効果的な推進を図るため、早期啓開を要する重点路線を結ぶ、被災地から又は被災地への輸送路を系統的に確保する。

(4) 東日本高速道路株式会社の応急措置

大地震が発生した場合には、速やかに会社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、公団職員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後、速やかに概ね次の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公団のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

加速度値	交通規制内容
計測震度 4.0 以上 4.5 未満または特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制
計測震度 4.5 以上	通行止

第 2 鉄道施設

震災時における鉄道事業者の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

1 JR 東日本旅客鉄道株式会社の応急対策計画

(1) 計画の目的

地震災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命、身体及び財産を保護するため全力をあげて救出・救護に努めるほか、関係機関の緊密な連携のもとに輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

目的の施行に当たっては、運転事故報告手続、災害時運転規則手続の定めるところによる。

(2) 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し、被災列車の救援、鉄道施設被害の応急措置を講じ、輸送業務を早急に復旧するため、運転事故報告手続に定める対策本部（本社）及

び復旧本部(現場)を設置するものとし、県、市、指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

(3) 地震発生時の取扱い

ア 列車運転規制の基準

(ア) 震度が5以上の場合

該当する区間の全列車の運転を中止する。その後の運転については、路線の保守担当区所長(電化区間では電力区長を含む。以下同じ)からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

(イ) 震度が4の場合

該当する区間の全列車に対し、貨物列車以外の列車には35km/h以下、貨物列車には25km/h以下の速度で運転することを指示し、その後保守担当区所長からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

イ 駅長の取扱い

駅長(C T C区間にあっては、C T C指令を含む。以下同じ。)は、警報器の警報ブザーが鳴動したとき、又は地震を感知し、列車の運転が危険と認められるときは、列車の運転を一時見合わせるとともにその旨を関係保線区長及び電機区長並びに関係乗務員に連絡するものとする。

ウ 輸送司令員の取扱い

輸送司令員は、駅長又は保線区長から通報を受けたときは、速やかに列車抑止範囲内の駅長に対し指令を行うものとする。

輸送司令員は、保線区長から運転規制又は運転中止の要請があったときは、関係駅長及び関係乗務員に指令するものとする。解除の場合も同じとする。

エ 保線区長の取扱い

保線区長は、警報器の警報ブザーが鳴動したとき又は通報を受けたとき、若しくは地震を感知し、列車の運転が危険と認めるときは、関係箇所に通報するものとする。

(4) 列車の徐行運転又は運転休止の解除

ア 保線区長は、線路、点検その他の状況により、列車の徐行運転又は運転休止の必要がなくなったと認めるときは、その旨を列車指令に報告しなければならない。

イ 列車指令は、前号により保線区長から報告があったときは、関係停車場の駅長に対し、列車の徐行運転又は運転休止の施行の解除を指令しなければならない。

ウ 前号の指令を受けた関係停車場の駅長は、関係乗務員にその旨を通報するものとする。この場合、徐行運転を施行している列車に対しては、運転報告券で「徐行運転解除」の旨通告するものとする。

第3 電力施設

震災時における東京電力株式会社の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

1 震災時における電力の供給計画

電気事業管理者は、地震災害等から円滑な避難を確保するため、避難時の照明等が必要なことから、震災時において電力供給力が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保するものとする。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な措置を講じるものとする。

2 震災時における電気の保安

各事業所の責任者は、震災時において送電を継続することが危険と認められる場合又は桜川警察署、消防本部等関係機関から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を行う。

送電停止は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のための必要な措置をとるものとする。

3 震災時における応急復旧

震災の規模、被災施設の状況に応じ、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資機材、機動力等を最大限に活用して、「東京電力防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

第4 LPガス供給施設

LPガス販売事業者は、災害からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するとともに、震災時におけるLPガス施設の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

1 災害時の緊急対応

(1) 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

(2) 地震災害の場合

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

2 LPガス販売事業者の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先において災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、桜川警察署及び消防本部等関係機関に協力し災害の鎮静に努め、災害が沈静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

(1) 広報活動

ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

イ 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

(2) LPガス供給施設の被害状況把握

LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(3) 容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

(4) 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

第5 水道施設

震災時における水道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 復旧方針

市は、地震発生時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

2 復旧手順

(1) 応急対策人員の動員

地震発生後直ちに応急対策人員を動員し、災害対策を実施するものとする。

(2) 被害状況調査

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被災状況の調査を実施し、被害状況を早急かつ的確に把握することとする。

(3) 復旧計画策定

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

(4) 復旧作業

復旧に当たっては、緊急度の高い避難所、給水拠点、救急病院、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設を優先して行うものとする。

3 支援要請

市は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県を通じ、広域的な支援要請を行うものとする。

第6 下水道施設

下水道班は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

1 応急復旧の実施

(1) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の機械・電気機器は、浸水等の被害を受けると施設全体が機能停止する危険が大きい。このため、本復旧までの一時的な機能の確保を目的として、管路の仮締切り、配管ルートの変更等の応急対策を実施する。

(2) 管渠

管渠施設の構造物、機能的被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可動式ポンプによる下水の排除、仮排水管の設置などの応急復旧を実施する。

(3) 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

2 資機材、車両及び人員の確保

(1) 下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。

(2) 資機材が不足する場合は、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係業者からの調達の協力を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内の一部地域を対象とする広報は、下水道班が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

第7 電気通信施設

1 重要通信のそ通確保

地震等の災害が発生した場合、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。

(2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

(3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

(4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

2 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル“171”等を速やかに提供する。

4 災害時における広報

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてインターネット、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

5 災害対策用資機材置場等の確保

災害時において必要に応じて、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

6 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

第8 農業用施設

地震発生時の農業用施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 頭首工、取水施設、用排水路

施設管理者より施設の被害報告を受けた場合、被害状況をとりまとめて県に報告する。

2 各種樋門、排水機場

施設管理者より施設の被害報告を受けた場合、被害状況をとりまとめて県に報告する。

3 農業用ため池

提高15メートル以下の農業用ため池については震度5弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は緊急点検を実施して結果を市に報告する。市は、二次災害の危険がある場合は、施設管理者と協議しながら、応急対策を行うものとする。

また、点検結果を県に報告するとともに危険がある場合は、関係機関とともに応急対策を行うほか避難勧告等を行うものとする。

7-3 清掃計画

被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期す。

第1 廃棄物処理の実施

被災地域におけるごみ処理、し尿くみ取り等の清掃は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害の規模が大きく災害対策本部において処理できないときは、県又は隣接市町村に応援を求めて実施する。

1 計画の方針

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の中で大量に収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通のふくそう等多くの困難が予想されるので、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るよう迅速かつ適切に行うものとする。

2 実施責任者

被災地における清掃計画の樹立とその運営は、市長（本部長）が行うものとする。

3 状況の把握及び清掃計画

災害が発生した場合、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設トイレの設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、市民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

4 協力要請

状況により、市民自らによる処理及び集積場所への運搬をおこなうよう、広報等により協力を求めるものとする。また、ごみ、し尿等の処理が不可能な場合は、近隣市町村及び市内関係業者の応援を要請する。なお、近隣市町村等の応援、協力をもってしても困難な場合は、県に対して協力のあつせんを要請する。

第2 ごみ及びし尿等の処理

1 生活ごみの収集処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理を行うものとする。また、住民に対して、その内容を周知し収集及び処理を実施する。
- (2) 災害廃棄物の処理についても、迅速かつ適正に行う。また、災害ごみが大量に発生した場合における仮置場については、岩瀬塵芥処理場とする。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。また、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努めるものとする。
- (3) 災害廃棄物の一時的仮置場を開設するときは、定期的な消毒を実施する。
- (4) 災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県本部等に処理の応援を要請する。

ごみ焼却施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	240（t/日）	連続	13.11

※ 注 処理方式「連続」は連続燃焼炉である。

粗大ごみ処理施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	50（t/日）	併用	14.3

※ 注 処理方式「併用」とは、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破砕処理する施設である。

2 し尿処理

- (1) 下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。
- (2) 下水道施設及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対し避難所又は地区ごとに仮設トイレの設置提供等必要な処理を講ずる。
- (3) 仮設トイレの排出量を考慮した総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県本部等に処理の応援を要請する。
- (4) 消毒剤等の資機材の準備、確保

市は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

- (5) 県等への応援要請

ア 市は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町村等に応援要請を行う。

イ 市は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には県に対して、広域的な支援の要請を行う。

し尿処理施設

組合名（構成地区）	所在地	規模 kl/日	処理方式	竣工(使用開始) 年月
筑北環境衛生組合 （笠間市・桜川市の内岩瀬地区・ 大和地区、筑西市の内協和地区）	桜川市長方 1245	100	標・脱	61.3

3 死獣処理

死獣は、市が処理するものとし、処理できない場合には筑西保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理するものとする。

7-4 防疫計画

本計画では、被災地で発生する感染症の予防を図るための対策について定める。

なお、本計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第7節7-5「防疫計画」の定めるところによるものとする。

第1 感染症予防対策の留意点

被災地における感染症対策は、市長（本部長）が「防疫組織」を編成し実施する。ただし、災害状況により実施が困難な場合は知事に依頼する等適宜の処置をとるものとするが、特に知事が必要と認めたときは、感染症法の規定に基づき、廃棄、その他予防、まん延防止に必要な措置について実施するものとする。

第2 感染症対策

感染症の対象は個人、公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外、便所、給水施設その他感染症発生の疑いのある箇所とする。

第3 感染症対策業務の実施方法

感染症対策の活動は、次の方法により行うものとする。

具体的には次のとおり。

- 1 市は、筑西保健所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行うものとする。
- 2 筑西保健所の検病調査の実施に当たっては、これに協力し、情報の的確な把握に努め、検病調査の結果、必要と認められるときは、健康診断を行うものとする。
- 3 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の家屋、井戸等の消毒並びにねずみ、昆虫等の駆除を行うものとする。
- 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項の規定により、生活用水の供給を行うものとする。
- 5 感染症患者が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡し、感染症指定医療機関に収容するものとする。
- 6 防疫上必要と認める場合は、臨時の予防接種を行う。

区分	実施方法
疫学調査	主として保健師を中心として聞きこみにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は、県の指示のもとに感染源等を調査する。
健康診断	消化器疾患に重点を置き発生又は疑いのある地域住民について県の指示のもとに検便を実施する。
消毒方法	感染症法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、消毒を実施するものとする。
ねずみ族・ 昆虫等の駆除	感染症法第 28 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫の駆除を実施するものとする。
予防接種	予防接種法第 6 条の規定により臨時の予防接種を行う。
給水	感染症予防法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

第 4 感染症対策活動に必要な携帯資材

防疫用薬品資材は、必要に応じ一般販売店から緊急調達する。

- 1 噴霧器（各種）
- 2 消毒薬品
- 3 昆虫駆除薬剤
- 4 検便用資材等

第 5 報告

市長（本部長）は、警察、その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について、筑西保健所を経由して知事に報告するものとする。

- 1 被害の状況
- 2 防疫活動の状況
- 3 災害防疫所所要見込経費
- 4 その他

7-5 障害物の除去計画

本計画では、地震発生時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山くずれ及びがけくずれ等によって道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等が住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている場合、それらの障害物の除去について定める。

なお、本計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第7節7-6「障害物の除去計画」の定めるところによるものとする。

第1 障害物除去の実施

- 1 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市が行うものとする。
- 2 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は水防管理者又は消防長が行うものとする。
- 3 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- 4 山（がけ）くずれ等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長（本部長）が行うものとし、災害対策本部だけで実施困難なときは知事に対し応援・協力を要請するものとする。
- 5 その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

第2 機械器具の調達

市長（本部長）は、障害物の種類、規模により道路等の管理者が所有する機械器具類のみで不足する場合は、建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき、機械器具の必要種別数量を調達するものとする。

第3 所要人員の確保

市長（本部長）は、災害時の障害物除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもって充てるものとするが、不足する場合は、建設業者と必要な協定を締結しておき、人員の供給を受けるものとする。このほか、労務供給計画に定めるところによるが、必要に応じ地区住民の協力、自衛隊の派遣等を要請するものとする。

第4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は次のとおりである。

1 障害物除去の対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているために一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害

物を除去することができない者。

2 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等。

3 実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

4 障害物の集積場所

除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

7-6 死体の捜索及び埋葬計画

本計画では、地震災害により死亡した者の捜索、検分及び埋葬の実施について定める。

第1 捜索の実施

死体の捜索、収容及び埋葬は、市長（本部長）が警察、消防機関等の協力を得て行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、市及び県が連携して実施する。

第2 行方不明者・死体の捜索

1 対象者

災害により行方不明の状態にある者若しくは周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

2 実施方法

- (1) 市は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。
- (2) 市は、救出に必要な機械器具を借上げて実施する。
- (3) 行方不明者及び死体の捜索については、福祉班を主体とし、警察、自衛隊等の関係機関及び地域住民、ボランティア等の協力のもとに行うものとする。

3 応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の理由により捜索が実施できないとき、又は死体が流出等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請するものとする。

- (1) 災害対策本部は、県に死体捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町村に捜索応援を要請する。
- (2) 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。
 - ア 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
 - イ 死体数、氏名、性別、年令、風ぼう、特徴、持物等
 - ウ 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
 - エ その他必要な事項

4 災害救助法適用時の基準

(1) 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 費用

災害救助法により支弁されるのは、舟艇その他捜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

第3 死体の検分

市長（本部長）は、死体を発見したときは、速やかに桜川警察署に連絡し、その検分をまわって諸活動をするものとする。

1 方法

死体の対応は、災害対策本部において福祉班又は医師が消防団その他奉仕団等の協力により処理場所を借上げ、次の方法により行うものとする。ただし災害対策本部において実施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求めるものとする。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 死体の一時保存（寺院等を集中安置所に指定し、身元不明遺体を集中安置する）
- (3) 検案（死因その他についての医学的検査を行う。）
- (4) 死体の収容

検視、検案を終えた死体は、市の設置する死体安置所に収容する。

ア 死体安置所の設置

被害が甚大な場合には死体の収容、安置所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に設置、運営の協力を要請するものとする。

イ 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明死体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明死体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、身元不明死体を集中安置する。

エ 身元確認

市は、警察、医師会、歯科医師会と協力をして、死体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

2 災害救助法適用時の基準

(1) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 費用の範囲

死体の検案、洗浄、縫合、消毒等の費用及び死体の一時保存のための費用。

第4 死体の埋葬

災害により死亡した者で、市長（本部長）が必要と認めるときは、次の方法により埋葬するものとする。

1 方法

埋葬の実施は、保健福祉部福祉班において火葬に付すものとし、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。なお実施に当たっては次の点に留意すること。

- (1) 事故死等による死体については、警察機関から引継を受けた後埋葬する。

- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬するものとする。
- (3) 被災地以外に漂着した死体等のうち身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人としての取扱いの例による。

2 災害救助法適用時の基準

(1) 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬に要する経費で埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む。

火葬場所

	施設名	所在地	電話番号
火葬	きぬ聖苑 (筑西広域事務組合)	〒308-0855 茨城県筑西市下川島 655 番地 1	TEL 0296-33-6635 FAX 0296-33-6633

第4章 震災復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後民生の安定、社会経済活動の早期回復を図り、被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の被害に備える事業計画とし、早期復旧を目標に、その実施を図り、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討の上、次の事項について計画する。

第1 実施内容

1 災害復旧事業の種類

- (1) 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- (2) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設復旧事業計画
 - イ 砂防施設復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - エ 道路公共土木施設復旧事業計画
 - オ 橋梁公共土木施設復旧事業計画
- (3) 農林、水産業施設復旧事業計画
- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 上下水道施設、清掃施設災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 中小企業の振興に関する事業計画
- (12) その他災害復旧事業計画

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

第1 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

1 災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 激甚災害の指定手続

大規模な災害が発生した場合において激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続等は以下のとおりである。

(1) 市の実施事項

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 県に対する手続

ア 市は被害状況等を県に報告し、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について県の調査に協力する。

イ 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。

(ア) 激甚災害指定の促進

市は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国及び県の機関と密接な連絡をとる。

(イ) 特別財政援助額の交付手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業

- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸し付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

4 局地激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

- シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
- 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3節 被災者生活再建支援法の適用計画

本法の目的は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、市町村単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することにある。

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

- (1) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- (2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- (3) 当該自然災害により被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- (4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。((2)及び(3)に掲げる世帯を除く。)

2 住家の減失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救済法における基準を参照

第2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した桜川市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- 2 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した桜川市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- 3 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した茨城県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)

- 4 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した桜川市の区域にあつて、上記、1、2、3に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害(支援法施行令第1条第4号)

第3 支援法の適用手続き

1 市の被害状況報告

市長(本部長)は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、「被害者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告」により知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告(「被害状況報告表」)で兼ねることができるものとする。

(被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書)

第4 支援金の支給額

1 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(第1-1-(1))	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
解体(第1-1-(2))	貸借	100	50	150
大規模半壊 (第1-1-(4))	建設・購入	50	150	250
	補修	50	100	150
	貸借	50	50	100

2 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(第1-1-(1))	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
解体(第1-1-(2))	貸借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (第1-1-(4))	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	貸借	37.5	37.5	75

第5 支援金支給申請手続き

1 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

2 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (2) 被災証明書類

3 支給申請書等のとりまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

第6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支給金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給する。

1 支援金の現金支給

市は、口座振替による支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

第1 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

1 農林漁業復旧資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法及び自作農維持資金融通法により融資する。

(1) 天災資金

関係機関は、地震よって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要となる再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 農林漁業金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

(独) 住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

4 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- | | |
|----------|--|
| ア 貸付の相手方 | 被害農林漁業者 |
| イ 貸付対象事業 | 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造または取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金 |
| ウ 貸付利率 | 5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内) |
| エ 償還期限 | 6年以内 |
| オ 貸付限度額 | 被害農林漁業者当たり200万円以内 |
| カ 貸付機関 | 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関 |
| キ その他 | 当該市長の被害認定が必要 |

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

- | | |
|----------|------|
| ア 貸付の相手方 | 被害組合 |
|----------|------|

イ	貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
ウ	貸付利率	6.5%以内
エ	償還期限	3年以内
オ	貸付限度額	2,500万円以内(連合会は5,000万円以内)
カ	貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関

(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

ア	貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
イ	貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
ウ	貸付利率	5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内)
エ	償還期限	12年以内
オ	貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内(共同利用施設は2,000万円以内)
カ	貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関
キ	その他	当該市町村長の被害認定が必要

第5節 義援金品受付・配分計画

大規模災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずる。

第1 義援金品の取扱いに関する広報

災害状況に応じて、義援金品の募集を行うものとし、募集に当たっては、被災者が必要とする物資及び受入希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先、義援金品の受付方法等について新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、一般市民に呼びかける。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとする。

第2 義援金の受付・配分

1 義援金の受付

市長（本部長）は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金の受付窓口の設置を財政班に指示し、義援金の受付を実施する。

2 義援金の配分

（1）配分方法の決定

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、委員会を設置し配分計画を決定する。

（2）配分計画の立案

配分計画は、被災地区、被災者の人数及び世帯、被災状況等を考慮して、世帯又は人員を単位として福祉班が立案する。

（3）配分の実施

福祉班は、様々な受入ルートから入ってくる義援金を統括的に管理し、配分する。また、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に行う。

第3 義援品の受付・配分

1 義援品の受付

市長（本部長）は、義援品の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援品の受付窓口の設置を企画・情報班に指示し、義援品の受付を実施する。

2 義援品の配分

福祉班は、被災者が必要とする物資及び受入希望しない物資の内容を把握し、義援品の効果的な配分を行う。

第 6 節 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)」に基づく桜川市の条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。

第 1 災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該市において住家が 5 世帯以上滅失した自然災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害 ・ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の自然災害
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ① 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ② その他の者が死亡した場合 250 万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

第 2 災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該市において住家が 5 世帯以上滅失した自然災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害 ・ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の自然災害
災害の程度	<p>上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

第3 災害援護資金の貸付

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による救助が行われた災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 		
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170(250)万円 ④住居の全壊 250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失 350万円 ⑥①と②が重複 250万円 ⑦①と③が重複 270(350)万円 ⑧①と④が重複 350万円 <p>()は特別の事情がある場合</p>		
貸付条件	所得制限	世帯人数	市民税における総所得
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住所が滅失した場合にあっては、1,270万円とする	
	貸付利率	年3% (措置期間中は無利子)	
	措置期間	3年 (特別の事情がある場合は5年)	
	償還期間	10年 (措置期間を含む)	
償還方法	年賦または半年賦		
貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)		

第7節 生活福祉資金の貸付

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護資金及び修学資金に限り、貸付対象とすることができる。

資金種類		貸付対象 (○=対象)				貸付限度額	据置期間 据置期間中 無利子	償還 期限	利子
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	生活保護世帯				
更生資金	生業費	○	—	—	○	2,800,000円	12月以内 ※3	7年	年3%
		—	○	—	—	4,600,000円	12月以内 ※3	9年	
	技能習得費	○	—	—	○	1,100,000円※1	6月以内	8年	
		—	○	—	—	1,300,000円※1			
福祉資金	福祉費	○	○	○	○	500,000円	6月以内 ※3	3年	年3%
	障害者等福祉用具購入費	—	○	○	—	800,000円		6年	
	障害者自動車購入費	—	○	—	—	2,000,000円		10年	
	中国残留邦人等 国民年金追納費	○	○	○	○	4,704,000円			
住宅資金		○	○	○	○	2,500,000円	6月以内 ※3	7年	年3%
修学資金	修学費	○	—	—	○	高校 月 35,000円	6月以内	10年	無利子
						高専 月 60,000円			

					短大 月 60,000 円				
					大学 月 65,000 円				
	就学支度費	○	—	—	○	500,000 円			
介護資金・療養費	療養費	○	—	○	—	1,700,000 円※2	6 月以内	5 年	
	介護費	○	—	○	—	1,700,000 円※2			
緊急小口資金		○	—	—	—	50,000 円	2 月以内	4 月	年 3 %
災害援護資金		○	—	—	○	1,500,000 円	12 月以内 ※3	7 年	年 3 %

※1 法令等において知識・技能を修得する期間が6月以上と定められている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額150,000円以内。

※2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、2,300,000円以内。

※3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金の貸し付けを受ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

第 8 節 母子寡婦福祉資金

「母子及び寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、茨城県母子寡婦福祉資金の貸付を行う。

住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母又は寡婦
	貸付限度	150 万円以内。（特に必要と認められる場合 200 万円以内）
	償還期間	6 月以内の据置期間経過後 6 年以内（特に必要と認められる場合 7 年以内）
	貸付利率	保証人有：無利子 保証人無：年 1.5%

第9節 その他の保護計画

被害を受けた地域の市民生活を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講ずるものとする。

第1 被災者に対する職業のあっせん

- 1 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望適性等を考慮し適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- 2 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

第2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第3 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、低所得者に対し概ね次の措置を講ずるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。